

官報 号外

昭和四十一年五月三十一日

第五十一回 衆議院會議録 第五十七号

昭和四十一年五月三十一日(火曜日)

議事日程 第三十五号

昭和四十一年五月三十一日

午後二時開議

第一 アジア開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件

第二 銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第三 港湾運送事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 国民年金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 重度精神薄弱児扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 アジア開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件

日程第二 銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

昭和四十一年五月三十一日 衆議院會議録第五十七号

アジア開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件

午後三時三十分開議

○議長(山口喜久一郎君) これより会議を開きます。

日程第一 アジア開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件

○議長(山口喜久一郎君) 日程第一、アジア開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

右

国会に提出する。

昭和四十一年二月十七日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

アジア開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件

理由

この協定は、アジア及び極東の地域における経済成長及び経済協力を助長し、域内諸国の経済開発の促進に寄与するためにアジア開発銀行を設立することを目的とするものであつて、この協定に参加することは、これらの諸国との経済協力を積極的に推進することを念願としているわが国にとつてきわめて望ましいことと考えられる。よつて、この協定を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

アジア開発銀行を設立する協定

締結約は、

アジア及び極東の資源の最も効果的な利用を達

成し、かつ、その経済開発を促進するための手段として、一層緊密な経済協力が重要であることを考慮し、

資金その他の資源を地域の内外から動員することにより、並びに国内貯蓄の増加及び開発資金の地域内への流入の増大をもたらす条件を作り出し及び助長するよう努めることにより、開発のための追加の融資を地域のために利用することができるようになることの重要性を理解し、

基本的性格においてアジア的である金融機関の設立がこれらの目的に役だつことを確信して、次の規定に従つて運営されるアジア開発銀行(以下「銀行」という。)をここに設立することを協定した。

第一章 目的、任務及び加盟国の地位

第一条 目的

銀行は、アジア及び極東の地域(以下「地域」という。)における経済成長及び経済協力を助長し、並びに地域内の開発途上にある加盟国の共同の又は個別的な経済開発の促進に寄与することを目的とする。この協定において、「アジア及び極東の地域」とは、「地域」の用語を使用するときは、いつでも国際連合アジア極東経済委員会の付託条項に規定するアジア及び極東の地域をさすものとする。

第二条 任務

銀行は、その目的を達成するため、次の任務を有する。

(i) 地域内における公私の資本の投資で開発を目的とするものを促進すること。

(ii) 地域内の開発途上にある加盟国の開発に融資するため、銀行が保有する財源を利用すること。この場合において、地域の全部若しく

二六三

昭和四十一年五月三十一日 衆議院會議録第五十七号 アジア開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件

一二六四

は一部又は一国を対象とする事業計画及び総合計画であつて地域全体としての調和のとれた経済成長に最も効果的に寄与するものを優先させ、かつ、地域内の小加盟国及び低開発加盟国が必要とするところに特別の考慮を払ふものとする。

④ 地域内の加盟国が、その資源のより良い利用を達成し、その経済をより相互補完的なものとし、及びその貿易、特に域内貿易の秩序ある拡大を促進するため開発に関する政策及び計画を調整する場合において、当該加盟国の要請に応じて援助を与えること。

⑤ 開発に関する事業計画及び総合計画の準備、資金調達及び実施のための技術援助(特定の事業計画案の作成を含む。)を提供すること。

(v) この協定の範囲内で銀行が適当と認める方法により、国際連合、その機関及び補助機関、特にアジア極東経済委員会、並びに公の国際機構その他の国際的機関又はいずれかの国の公私の団体で開発資金の地域内における投資に関係のあるものと協力し、かつ、投資及び援助の新たな機会についてそれらの国際的機関及び団体の関心を喚起すること。

⑥ その他銀行の目的を促進する活動及び役務の提供を行なうこと。

第三条 加盟国の地位

1 銀行の加盟国の地位は、(i) 国際連合アジア極東経済委員会の加盟国及び準加盟国並びに(ii) その他の域内国及び域外先進国で国際連合又はそのいずれかの専門機関の加盟国であるものに對して開放される。

2 1の規定に基づいて加盟国の地位を得る資格を有する国であつて第六十四条の規定に従つて加盟国とならないものは、銀行が決定する条件に従ひ、かつ、総務の総数の三分の二以上の多

数であつて加盟国の総投票権数の四分の三以上を代表するものによる賛成の表決をもつて、銀行への加盟を承認される。

3 国際関係の処理について責任を有しない国際連合アジア極東経済委員会の準加盟国の場合には、銀行への加盟の申請は、当該申請国の国際関係に責任を有する銀行の加盟国が、銀行への加盟の承認及び加盟による利益の享有のために当該申請国に課されるすべての義務について、当該申請国が国際関係の処理の責任を引き受けるまでの期間は、同加盟国が責任を有する旨の約束を附して提出するものとする。この協定において、「国」には、国際連合アジア極東経済委員会の準加盟国である領域を含む。

第二章 資本

第四条 授權資本

1 銀行の授權資本は、千九百六十六年一月三十一日現在の量目及び純分を有する合衆国ドルによる十億ドル(一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)とする。この協定においてドルというときは、いつでも前記の価値を有する合衆国ドルをいうものと了解される。授權資本は、それぞれ一万ドル(一〇〇、〇〇〇ドル)の額面価値を有する十萬(一〇〇、〇〇〇)株に分け、この株式には、第五条の規定に従つて加盟国のみが応募することが出来る。

2 当初の授權資本は、払込株式と請求払株式とに分ける。額面価値の総計が五億ドル(五〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)の株式は、払込株式とし、額面価値の総計が五億ドル(五〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)の株式は、請求払株式とする。

3 総務会は、適当と認める時に、及び適当と認める条件で、総務の総数の三分の二以上の多数であつて加盟国の総投票権数の四分の三以上を代表するものによる表決をもつて、銀行の授權資本を増額することができる。

第五条 株式の応募

1 各加盟国は、銀行の株式に応募しなければならない。当初の授權資本への各国の応募は、払込株式と請求払株式とにつき平等に行なわなければならない。第六十四条の規定に従つて加盟国となる国が応募する当初の株式数は、附屬書Aに掲げるものとする。第三条2の規定に従つて加盟を承認される国が応募する当初の株式数は、総務会が決定する。ただし、いかなる応募も、域内加盟国が保有する資本の割合を応募資本の総額の六十パーセント未満に減少させることとなるときは、認められない。

2 総務会は、銀行の資本を五年以上の間隔を置いて検討する。授權資本が増額されるときは、各加盟国は、総務会が決定する条件に従ひ、自国のそれまでの応募額が資本の増額の直前の応募資本の総額に對して占める割合に等しい割合で資本の増額分について応募する適當な機会を与えられる。ただし、この規定は、もつぱら1及び3の規定に基づく総務会の決定を実施するための授權資本の増額の全部又は一部には適用しない。加盟国は、資本の増額のいかなる部分についても応募の義務を負わない。

3 総務会は、加盟国の要請があつたときは、総務会が決定する条件で当該加盟国の応募額を増額することができる。ただし、いかなる加盟国の応募額の増額も、域内加盟国が保有する資本の割合を応募資本の総額の六十パーセント未満に減少させることとなるときは、認められない。総務会は、応募資本の六パーセント未満を保有する域内加盟国が応募資本に對するその持分の割合を増加せようとする要請に特別の考慮を払ふものとする。

4 加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。その他の株式も、総務会が総務の総数の過半数であつて加盟国の総投票権数の過半数を

代表するものによる表決をもつて他の条件による発行を決定する特別の場合を除くほか、額面で発行する。

5 株式は、いずれの方法によるかを問はず、買入れ、又は担保に供してはならず、また、第七章の規定に従つて銀行に譲渡する場合を除くほか、譲渡してはならない。

6 株式に基づく加盟国の責任は、その株式の発行価格の未払込部分相当額を限度とする。

7 加盟国は、加盟国であるという理由によつて、銀行の義務に對して責任を負ふものではない。

第六条 応募額の払込み

1 第六十四条の規定に従つて加盟国となるこの協定の署名国が銀行の払込資本に当初に応募した額の払込みは、その額の二十パーセントずつの五回の分割払により行なうものとする。各加盟国は、この協定の効力発生の後三十日以内の日又は第六十四条1の規定に従つて自国のために行なう批准書若しくは受諾書の寄託の日以前の日いずれかおそい方の日に最初の分割払の額を払い込む。第二回の分割払については、この協定の効力発生の日から一年で払込義務が生ずる。残りの三回の分割払については、前回の分割払について払込義務が生じた日から引き続く一年を経過することにより払込義務が生ずる。

2 当初の払込資本に對する当初の応募額の払込みについては、各分割払のうち、

(a) 五十パーセントは、金又は交換可能通貨で払い込むものとし、

(b) 五十パーセントは、当該加盟国の通貨で払い込むものとする。

3 銀行は、いずれかの加盟国の通貨を銀行の業務の運営上必要としなかつたときは、2(b)の規定に基づいて当該加盟国の通貨で払い込まれる額の代りに、当該加盟国の政府又は当該加盟国が指定する寄託所が発行する約束手形その他の債務証券を受入れるものとする。これらの手形その他の債務証券は、譲渡禁止かつ無利子のもの

で、要求に応じて額面価値で銀行に払い込まなければならぬ。第二十四条2(ii)の規定に従うことを条件として、これらの手形その他の債務証券で交換可能通貨で払い込まれるものに対する要求は、これらの手形その他の債務証券のすべてについて合理的な期間を通じて同一の比率となるように行なわれなければならない。

4 2(ii)の規定に基づいて加盟国が自国の通貨で行なう払込みの額は、銀行が、必要と認めるときは国際通貨基金と協議した後、国際通貨基金が設定した平価があるときはそれを使用して、応募額中の払い込まれるべき部分のドル換算額に相当すると決定する額とする。最初の払込みは、当該加盟国がこの4の規定に従つて妥当と認める額によるが、その払込みのドル相当額を実現するため必要であると銀行が決定する調整を受けるものとする。この調整は、払込義務が生じた日から九十日以内に行なわれるものとする。

5 銀行の請求払資本に対する応募額の払込みは、通常資本財源に繰り入れるための資金の借入れ又は同財源の負担となる保証に関する第十一条(ii)又は(ii)の規定に基づいて生じた銀行の債務を履行するために必要とされる場合にのみ、払込請求に応じて行なわれるものとする。

6 5に規定する払込請求の場合には、払込みは、加盟国の選択により、金、交換可能通貨又は払込請求の原因となつた銀行の債務の履行に必要な通貨で行なうことができる。未払込みの応募額に対する払込請求は、すべての請求払株式について同一の比率で行なわれるものとする。

7 銀行は、この条の規定に基づいて払込みが行なわれる場所を定める。ただし、銀行の総務会の創立総会が行なわれるまでは、1に規定する最初の分割払の払込みは、銀行の受託者としての国際連合事務総長に対して行なうものとする。

第七条 通常資本財源

この協定において、銀行の「通常資本財源」とは、次のものを含む。

(i) 第五条の規定に基づいて応募された銀行の授權資本（払込株式及び請求払株式を含む。）から、第十九条1(ii)の規定に従つて一又は二以上の特別基金に繰り入れられる部分を除いたもの

(ii) 第二十一条(i)の規定により与えられた権限に基づいて銀行が借入れにより調達した資金。第六条5に定める払込請求承諾義務は、この資金について適用される。

(iii) (i)及び(ii)に掲げる財源で行なわれた貸付け又は保証に係る返済により得た資金

(iv) (i)、(ii)及び(iii)に掲げる資金から行なわれた貸付け又は第六条5に定める払込請求承諾義務が適用される保証から生ずる収入

(v) 銀行が受領するその他の資金又は収入で第二十条に規定する銀行の特別基金財源の一部を構成しないもの

第三章 業務

第八条 財源の使用

銀行の財源及び便宜は、もつぱら、第一条及び第二条に定める目的及び任務を実施するために使用されるものとする。

第九条 通常業務及び特別業務

1 銀行の業務は、通常業務と特別業務とする。

2 通常業務は、銀行の通常資本財源により行なわれる業務とする。

3 特別業務は、第二十条に定める特別基金財源により行なわれる業務とする。

第十条 業務の分離

1 銀行の通常資本財源及び特別基金財源は、それらの保管、使用、使用約束、投資その他の処分において、いかなる時にも、かつ、いかなる点においても、それぞれ完全に別個なものとする。銀行の財務諸表は、通常業務と特別業務とを別個に示すものとする。

2 銀行の通常資本財源は、いかなる場合にも、特別業務から又は最初に特別基金財源を使用し若しくはその使用を約束した他の活動から生じた損失又は債務を負担し、又は処理するために用いてはならない。

3 通常業務に直接関係する費用は、銀行の通常資本財源の負担とする。特別業務に直接関係する費用は、特別基金財源の負担とする。その他の費用は、銀行が決定するところに従つて負担される。

第十一条 受益人及び業務の方法

銀行は、この協定に定める条件に従つて、加盟国、その機関、下部機関若しくは行政区画又は加盟国の領域内で業務を行なう団体若しくは企業に対し、及び地域の経済開発に関係する国際的又は地域的な機関又は団体に対し融資を行ない、又は融資について便宜を与えることができる。銀行は、次のいずれの方法によつても、その業務を行なうことができる。

(i) 銀行の毀損されていない払込済資本、銀行の準備金（第十七条に定めるものを除く。）及び未処分剰余金から、又は毀損されていない特別基金財源から直接貸付けを行ない、又は直接貸付けに参加すること。

(ii) 銀行がその通常資本財源に繰り入れるために資本市場において調達し、又は借入れその他の方法により取得した資金から直接貸付けを行ない、又は直接貸付けに参加すること。

(iii) (i)及び(ii)に規定する資金からいづれかの団体又は企業の株式又は持分に投資すること。ただし、この投資は、総務会が総務の過半数の過半数であつて加盟国の総投票権数の過半数を代表するものによる表決をもつて銀行にこの種の業務を開始する用意があると決定するまでは、行なつてはならない。

(iv) 経済開発のための貸付けで銀行が参加するものの全部又は一部を、主たる債務者としてであるか従たる債務者としてであるかを問はず、保証すること。

第十二条 通常業務に対する制限

1 銀行が通常業務として行なつた貸付け、株式又は持分への投資及び保証の現在高総額は、いかなる時にも、銀行の通常資本財源に含まれる毀損されていない応募済資本、準備金及び剰余金の合計額から第十七条に定める特別準備金その他の通常業務のために使用することができない準備金を除いた額をこえてはならない。

2 第六条5に定める払込請求承諾義務が適用される銀行の借入金から行なわれた貸付けについては、特定の通貨で銀行に支払われるべき元本の現在高総額は、いかなる時にも、同一の通貨で支払われるべき銀行の借入れの元本の現在高総額をこえてはならない。

3 銀行の通常資本財源から株式又は持分に投資される資金については、投資の総額は、その時まで実際に払い込まれた銀行の毀損されていない払込済資本並びに銀行の通常資本財源に含まれる準備金及び剰余金の合計額から第十七条に定める特別準備金を除いた額の十パーセントをこえてはならない。

4 株式又は持分への投資の額は、当該団体又は企業の資本について理事会がそれぞれの場合に適当と決定する比率をこえてはならない。銀行は、自己の投資を保護するため必要な場合を除くほか、株式又は持分への投資により当該団体又は企業の支配力を取得しようとしてはならない。

第十三条 直接貸付けのための通貨の供給

銀行は、直接貸付けを行ない又は直接貸付けに参加するにあつて、次のいずれの方法によつても、融資を行なうことができる。

(i) 当該事業計画が実施される領域の属する加盟国の通貨（以下「現地通貨」という。）以外の通貨で当該事業計画の外貨費用にあつては必要なるものを借入人に供与すること。

(iii) 銀行が保有する金又は交換可能通貨を売却することなく現地通貨を供給することが可能であるときは、現地通貨により当該事業計画に係る現地支出に充てるための融資を行なうこと。事業計画が実施される領域の属する加盟国の国際収支に對し当該事業計画が不当な損失又は負担をもたらし、又はもたらすおそれがあると銀行が認める特別の場合には、現地支出に充てるための銀行の融資は、当該加盟国の通貨以外の通貨によつて行なうことができる。この場合において、このための銀行の融資の額は、借入人が負担する現地支出総額の合理的な割合をこえてはならない。

第十四条 業務の原則

銀行の業務は、次の原則に従つて行なうものとする。

- (i) 銀行は、主として、特定の事業計画（二国又は地域の全部若しくは一部の開発に関する総合計画の一部である事業計画を含む。）のために融資を行なうことを業務とする。ただし、銀行は、特定の開発事業計画の融資所要額が銀行の直接の監督を必要とするほど多額ではないと認めるときは、当該加盟国の開発銀行その他適当な団体が当該事業計画に融資を行なうことができるようにするため、それらの団体に對する貸付け又は貸付けの保証を銀行の業務として行なうことができる。
- (ii) 銀行は、適当な事業計画を選定するにあたり、常に第二条(iii)の規定を指針としなければならない。
- (iii) 銀行は、加盟国の反対があるときは、その加盟国の領域内における事業に融資してはならない。
- (iv) 申請人は、貸付けが行なわれるに先だち、適当な貸付申請を提出するものとし、また、銀行の総裁は、職員による審査に基づいた当該申請に関する報告書に、自己の意見を附してこれを理事会に提出するものとする。

(v) 銀行は、貸付け又は保証の申請を審査するにあたり、銀行がすべての関係要因を考慮に入れた上で受益人にとつて合理的であると考へる条件で借入人が第三者から融資又は便宜を受けることができるかどうかについて、妥当な考慮を払わなければならない。

(vi) 銀行は、貸付け又は貸付けの保証を行なうにあつては、借入人及び、保証人があるときは保証人が貸付契約に基づく各人の債務を履行することができるとの見込みについて、妥当な考慮を払わなければならない。

(vii) 貸付け又は貸付けの保証を行なうにあつては、利率、手数料及び元本の償還計画は、銀行が当該貸付けについて適当であると認めるものでなければならない。

(viii) 銀行は、他の投資者が行なう貸付けの保証を行ない、又は証券の売却を引き受けるにあつては、危険に對して適当な補償を受けなければならない。

(ix) 銀行の通常業務として又は第十九条(1)の規定に基づいて銀行が設定した特別基金から行なわれる貸付け、投資その他の融資の資金は、理事会が、銀行に對して相當の額の融資を行なつてゐる非加盟国における調達又はその非加盟国において生産される物品及び業務の調達を適當とする特別の場合にその調達を許可することを、加盟国の総投票権数の三分の二以上を代表する理事の表決をもつて決定する場合を除くほか、加盟国において生産される物品及び業務の加盟国における調達のためにのみ使用しなければならない。

(x) 銀行は、直接貸付けを行なう場合には、当該事業計画に関連する支出が実際に生じたときその支出に充てる場合に限り、借入人が資金を引き出すことを認めるものとする。

(xi) 銀行は、銀行が行ない、保証し、又は参加した貸付けの資金が、その貸付けが行なわれた目的のためにのみ使用されること並びに使用

用にあたり経済性及び有効性の問題に妥当な注意が払われることを確保するため必要な措置を執るものとする。

(xii) 銀行は、銀行の財源の一部がいずれかの加盟国の利益のために均衡を失するほどに使用されることを回避することが望ましいことについて、妥当な考慮を払わなければならない。

(xiii) 銀行は、株式又は持分への投資については、合理的な多様性を保つよう努めなければならない。銀行は、自己の投資を保護するため必要な場合を除くほか、銀行が投資した団体又は企業の経営の責任を負つてはならない。

(xiv) 銀行は、健全な銀行経営の原則をその業務の指針としなければならない。

第十五条 直接貸付け及び保証に関する条件

1 銀行が行ない若しくは参加する直接貸付け又は銀行が保証する貸付けの場合には、貸付け又は保証に関する条件（貸付けの場合は、元本、利子及び手数料の支払、償還期限並びに支払日を含む、保証の場合は、保証料及び手数料を含む）は、第十四条に定める業務の原則及びこの協定の他の規定に従ひ、契約により定められる。特に、契約には、3の規定に従うことを条件として、契約に基づく銀行に對するすべての支払は、貸付けが行なわれた通貨により行なわれるべきことを定めるものとする。ただし、第十九条(1)の規定に基づいて設定された基金から特別業務として直接貸付け又は貸付けの保証を行なつた場合において、銀行の規則に別段の定めがあるときは、この限りでない。銀行による保証には、借入人及び、保証人があるときは保証人の債務不履行があつた場合において、保証された債券その他の債務証券を面額価額に買入れの申入れに指定した日までの経過利子を加算した価格で買入れることを銀行が申し入れたと

きは、銀行が利子に関するその責任を終了させることができることを定めるものとする。

2 貸付け又は貸付けの保証の受益人が加盟国自身でない場合には、銀行は、望ましいと認めるときは、当該事業計画が行なわれる領域の属する加盟国又はその公的機関若しくは下部機関で銀行が受諾することのできるものが貸付けの条件に従つた元本の償還並びに利子及び手数料の支払を保証することを要求することができる。

3 貸付け又は貸付けの契約には、銀行に對するすべての支払に用いるべき通貨を明示するものとする。もつとも、これらの支払は、いつでも借入人の選択により金又は交換可能通貨で行なうことができる。

第十六条 貸付手数料及び保証料

1 銀行は、通常業務として行ない又は参加した直接貸付けに對して、利子のほかに、貸付手数料を課する。この貸付手数料は、定期的支払われ、貸付け又は貸付参加の現在高につき算定される。その率は、年一パーセント以上とする。ただし、銀行が、その業務の開始後五年が経過した後に、加盟国の三分の二以上の多数であつて加盟国の総投票権数の四分の三以上を代表するものによる表決をもつて、この最低限度の率を引き下げることを決定するときは、この限りでない。

2 銀行は、通常業務として貸付けの保証を行なう場合には、理事会が決定する率により、当該貸付けの現在高について定期的に支払われるべき保証料を課する。

3 銀行が通常業務に關して課するその他の手数料並びに銀行が特別業務に關して課する貸付手数料、保証料及びその他の手数料は、理事会が決定する。

第十七条 特別準備金

銀行が第十六条の規定に基づいて受領した貸付手数料及び保証料の額は、特別準備金として積み立てるものとし、第十八条の規定に従つて銀行の

債務を履行するために保留するものとする。この特別準備金は、理事会が決定するところに従い、流動性のある形式で保管するものとする。

第十八条 銀行の債務履行の方法

1 銀行がその通常業務として行ない、参加し、又は保証した貸付けに係る債務が履行されない場合には、銀行は、返済に用いられる通貨を除き、貸付けの他の条件の変更に関して適当と認める措置を執る。

2 通常資本財源の負担となる第十一条(ii)又は(iv)の規定に基づく借入れ又は保証に対する銀行の債務履行のための支払には、
(i) 最初に、第十七条に定める特別準備金を充て、
(ii) 次に、必要限度において、かつ、銀行の裁量により、銀行が使用することができる他の準備金、剰余金及び資本を充てる。

3 銀行の通常業務における借入金についての利子、手数料若しくは償却の契約による支払に充てるため、又は銀行が保証した貸付けについての同様の支払で通常資本財源の負担となるものに関する債務を履行するために必要な場合には、銀行は、第六条及び七の規定に従つて、応募済みの請求払資本中の払込請求未済分の適当な額について払込請求をすることができる。

4 銀行が通常業務として借入金から行ない又は保証した貸付けに係る債務が履行されない場合において、その債務不履行が長期間にわたるおそれがあると認めるときは、銀行は、次に定める目的のため、いずれの一年についても請求払資本に対する加盟国の応募済額の一パーセントをこえない額について請求払資本の追加の払込みを請求することができる。

(i) 銀行が保証した貸付けで債務者がその債務を履行していないものの未償還元本額の全部若しくは一部を期限前に償還すること又はその他の方法でこれに関する銀行の債務を免れること。

(iii) 銀行自身の借入れの未償還額の全部若しくは一部を買い戻すこと又はその他の方法でこれに関する銀行の債務を免れること。

5 3及び4の規定に基づいて銀行の応募済みの請求払資本の全額について払込請求が行なわれた場合において、3に定める目的のため必要なときは、銀行は、第二十四条(ii)及び(iii)の規定に基づいて課される制限を含めていかなる制限をも受けることなく、いかなる加盟国の通貨をも使用し又は交換することができる。

第十九条 特別基金

1 銀行は、次のことを行なうことができる。
(i) 総務の総数の三分の二以上の多数であつて加盟国の総投票権数の少なくとも四分の三を代表するものによる表決をもつて、銀行の毀損されていない払込済資本のうち第六条(ii)の規定に従つて加盟国により払い込まれた部分及び第六条(ii)の規定に従つて払い込まれた部分のそれぞれについて十パーセントをこえないものを保留し、それによつて一又は二以上の特別基金を設定すること。

(ii) 銀行の目的に役だつことを意図し、かつ、銀行の任務の範囲内に入る特別基金の管理を受諾すること。

2 1(i)の規定に基づいて銀行が設定する特別基金は、銀行が通常業務について定める条件に比べて一層長期の返済期限、一層長期の据置期間及び一層低い利率により開発上の優先度の高い保証又は貸付けを行なうために使用することができる。これらの特別基金は、また、銀行がこれらの設定にあつて指示するところに従い、かつ、この協定の規定及び回転基金としての特別基金の性格に矛盾しないその他の条件に従つて使用することができる。

3 1(ii)の規定に従つて銀行が管理を受諾した特別基金は、銀行の目的及び当該特別基金に関する合意に矛盾しないいかなる方法及び条件によつても使用することができる。

4 銀行は、各特別基金の設定、管理及び使用のため必要な特別の規則を採択する。この規則は、明らかに銀行の通常業務のみに適用される規定を除くほか、この協定の規定に適合しなければならない。

第二十条 特別基金財源

この協定において「特別基金財源」とは、特別基金の財源をいい、次のものを含む。

(a) 払込済資本から特別基金に保留される財源又はその他の方法により最初にいずれかの特別基金に繰り入れられる財源
(b) 銀行がいずれかの特別基金に繰り入れるために受け入れる資金
(c) いずれかの特別基金の財源から行なわれた貸付け又は保証に關して返済された資金であつて当該特別基金を規制する銀行の規則に従つて当該特別基金により受領されたもの
(d) (a)、(b)及び(c)に掲げるいずれかの財源又は資金の使用又は使用約束を伴う銀行の業務から得られる収入が当該特別基金を規制する銀行の規則に基づいて当該特別基金について生ずる場合には、その収入
(e) いずれかの特別基金に使用を任されたその他の財源

第四章 借入れの権限及びその他の権限
第二十一条 一般権限
この協定の他の規定に特定する権限のほか、銀行は、次の権限を有する。
(i) 加盟国又は加盟国外において資金を借り入れること及びその借入れに關して銀行が決定する見返担保その他の担保を提供すること。もつとも、常に次のことを条件とする。
(a) 銀行は、その債務証券をいずれかの国の領域において売却するに先だち、その国の承認を得なければならない。
(b) 銀行は、その債務証券がいずれかの加盟国の通貨で表示される場合には、その加盟国の承認を得なければならない。

(c) 銀行は、当該借入資金をいずれかの加盟国の通貨にも制限を受けることなく交換することについて、(a)及び(b)に定める国の承認を得なければならない。

(d) 銀行は、その債務証券を特定の国において売却することを決定するに先だち、その国において以前に行なつた借入れがあるときは当該借入れの額及び第三国において以前に行なつた借入れの額並びにこれらの第三国における資金の入手可能性を考慮しなければならず、また、銀行の借入れについては、できる限り異なる国から借入れを行なうべきであるという一般原則に妥当な考慮を払わなければならない。

(ii) 銀行が発行し、保証し、又は投資した証券を売買すること。ただし、銀行は、当該証券を売買する領域の属する国の同意を得なければならない。
(iii) 銀行が投資している証券の売却を容易にするためその証券を保証すること。
(iv) 銀行の目的に合致する目的のためいずれかの団体又は企業が発行する証券を引き受け、又はその引受けに参加すること。

(v) 業務上必要としない資金を、加盟国の領域内において、銀行が決定する加盟国又はその国民の債務証券に投資すること及び年金又はこれに類する使途に充てるため銀行が保有する資金を、加盟国の領域内において、加盟国又はその国民が発行する市場性のある証券に投資すること。

(vi) 銀行の目的に役だち、かつ、銀行の任務の範囲内に入る技術的な助言及び援助を提供すること。この役務の提供に伴つて生ずる支出が回収不能であるときは、銀行の純益からこれを負担する。銀行は、その業務の開始後最初の五年間は、支出が回収不能であることを前提として、払込済資本の二パーセントまで前記の役務の提供のため使用することができる。

(vii) この協定の規定に従つて、銀行の目的及び任務を促進するため必要な又は適當な範圍内で、その他の権限を行使し、及び規則を制定すること。

第二十二條 証券面に記載すべき注意事項

銀行が発行し又は保証する各証券には、いかなる政府の債務でもない旨の目につきやすい記載をその証券面にしなければならない。ただし、實際にいずれか特定の政府の債務である場合は、この限りでないものとし、この場合には、その旨を記載するものとする。

第五章 通貨

第二十三條 交換可能性の決定

いずれかの通貨が交換可能であるかどうかを決定することがこの協定に基づいて必要となるときは、その決定は、銀行が国際通貨基金と協議した後行なわれるものとする。

第二十四條 通貨の使用

1 加盟国は、銀行又は銀行からの受益人がいずれかの国における支払のために次のものを保有し又は使用することに対し、いかなる制限をも維持し又は課することができない。

(i) 銀行の資本への応募額の払込みとして銀行が受領する金又は交換可能通貨（加盟国が第六條2(b)の規定に従つて銀行に払い込む通貨であつて2(i)及び(iii)の規定に従つて制限されるものを除く。）

(ii) (i)に規定する金又は交換可能通貨により買入れる加盟国の通貨

(iii) 銀行がその通常資本財源に繰り入れるために第二十一條(i)の規定に基づいて行なう借入れにより取得する通貨

(iv) (i)から(iii)までに規定するいずれかの資金から行なわれた貸付け若しくは投資に係る元本、利子、配当若しくは手数料のための支払として、又は銀行が行なつた保証に係る保証

料の支払として銀行が受領する金又は通貨

(v) 第四十條の規定に従つて行なわれる銀行の純益の分配として加盟国が銀行から受領する通貨で当該加盟国自身の通貨以外のもの

2 加盟国は、銀行が受領するいずれかの加盟国の通貨で1の規定に該当しないものをいずれかの国における支払のために銀行又は銀行の受益人が保有し又は使用することに対し、いかなる制限をも維持し又は課することができない。ただし、次の場合には、この限りでない。

(i) 開発途上にある加盟国が、銀行と協議の後、かつ、銀行の定期的審査を受けることを条件として、前記の通貨の全部又は一部の使用を、自国の領域内で生産される物品又は役務で当該領域内における使用が予定されるもののための支払に制限する場合

(ii) その応募額が附屬書AのAに定められているその他の加盟国であつてその工業製品の輸出額がその輸出総額のうちの重要な部分を占めていないものが、その応募額中の第六條2(b)の規定に従つて払い込んだ部分の全部又は一部の使用を自国の領域内で生産される物品又は役務の支払に制限することを希望する旨の宣言を、批准書又は受諾書とともに寄託する場合。ただし、この制限については、銀行の定期的審査及び銀行との協議が行なわれることを条件とし、また、当該加盟国の領域内における物品又は役務の買入れは、競争入札に通常の考慮を払うことを条件として、第六條2(b)の規定に従つて払い込まれた応募額の部分から最初に支払われるものとする。

(iii) 前記の通貨が、第十九條1(ii)の規定に基づいて得られる銀行の特別基金財源の一部を構成し、かつ、その使用が特別の規則によつて規制される場合

3 加盟国は、銀行の通常資本財源から行なわれた直接貸付けの返済として銀行が受領した通貨を、償却若しくは期限前償還の支払又は銀行自

身の債務証券の全部若しくは一部の買戻しのために銀行が保有し又は使用することに対し、いかなる制限をも維持し又は課することができない。ただし、そのような保有又は使用は、銀行の応募済みの請求資本の全額について払込請求が行なわれるまでの間は、当該加盟国の通貨で支払うことができる債務の場合を除くほか、2(ii)の規定に従つて課される制限を受けるものとする。

4 銀行が保有する金又は通貨は、次の場合を除くほか、銀行が加盟国又は非加盟国の他の通貨を買い入れるために使用してはならない。

(i) 銀行の通常の業務活動中に生じた債務を履行するために使用する場合

(ii) 理事会が加盟国の総投票権数の三分の二以上を代表する理事の表決をもつて採択する決定に基づいて使用する場合

5 この条のいかなる規定も、銀行がいずれかの加盟国の領域内で負担する運営費のためその加盟国の通貨を使用することを妨げるものではない。

第二十五條 銀行の保有通貨の価値の維持

1 (a) いずれかの加盟国の通貨の国際通貨基金における平価が第四條に定めるドル換算価格において引き下げられた場合又は、(b) 銀行が国際通貨基金と協議の後いずれかの加盟国の通貨の外国為替相場が著しく低落したと認める場合には、その加盟国は、銀行が保有するすべての当該通貨(a)銀行が借入れにより入手した通貨及び、(b) 特別基金を設定するための合意に別段の定めがない限り、第十九條1(ii)の規定に基づいて銀行が受け入れた特別基金財源を除く。)の価値を維持するために必要な自国通貨による追加額を相当の期間内に銀行に対し支払わなければならない。

2 (a) いずれかの加盟国の通貨の国際通貨基金における平価が前記のドル換算価格において引き

上げられた場合又は、(b) 銀行が国際通貨基金と協議の後いずれかの加盟国の通貨の外国為替相場が著しく上昇したと認める場合には、銀行は、銀行が保有するすべての当該通貨(a)銀行が借入れにより入手した通貨及び、(b) 特別基金を設定するための合意に別段の定めがない限り、第十九條1(ii)の規定に基づいて銀行が受け入れた特別基金財源を除く。)の価値を調整するために必要な当該通貨の額を相当の期間内に当該加盟国に対し支払わなければならない。

第六章 組織及び運営

第二十六條 機構

銀行に、総務会、理事会、総裁、一人又は二人以上の副総裁並びに必要と認められるその他の役員及び職員を置く。

第二十七條 総務会の構成

1 各加盟国は、総務会に代表者を派遣するものとし、総務一人及び代理一人を任命するものとする。各総務及び各代理は、任命した加盟国が任意に定めるところに従つて勤務するものとする。代理は、総務が不在である場合を除くほか、投票することができない。総務会は、年次会合において総務のうちの一人を議長に指名するものとし、議長は、次の年次会合において次の議長が選出されるまで在任するものとする。

第二十八條 総務会の権限

1 銀行のすべての権限は、総務会に付与される。2 総務会は、その権限の一部又は全部を理事会に委任することができる。ただし、次の権限を

除く。

(i) 新加盟国の加盟を承認し、及びその加盟の承認の条件を決定する権限
(ii) 銀行の授權資本を増額し、又は減額する権限

(iii) 加盟国の資格停止を行なう権限

(iv) 理事会が行なつたこの協定の解釈又は適用に関する異議の申立てを裁決する権限

(v) 他の国際機関との協力のための一般的な協定の締結を許可する権限

(vi) 銀行の理事及び総裁を選出する権限

(vii) 理事及びその代理の報酬並びに総裁の給料その他勤務に関する契約の条件を定める権限

(viii) 銀行の貸借対照表及び損益計算書、監査人の報告を審査した上で承認する権限

(ix) 銀行の純益の留保及び分配を決定する権限

(x) この協定を改正する権限

(xi) 銀行の業務を終了させること及びその資産を分配することを決定する権限

(xii) この協定において明示的に総務会に付与されたその他の権限を行使する権限

3 総務会は、2の規定に基づいて理事会に委任したいかなる事項についても指揮監督を行なう完全な権限を保有する。

4 総務会は、適当な経済的考慮を払つた上で、総務の総数の三分の二以上の多数であつて加盟国の総投票権数の四分の三以上を代表するものによる表決をもつて、この協定の適用上、いづれの国又は加盟国が先進国若しくは先進加盟国又は開発途上にある国若しくは開発途上にある加盟国とみなされるべきかを随時決定すること

ことができる。

第二十九条 総務会の手続

1 総務会は、年次会合のほか、総務会が定め、又は理事会が招集する会合を開く。理事会は、銀行の五加盟国が要請したときは、総務会を招集するものとする。

2 総務会の会合の定足数は、総務の過半数で加

盟国の総投票権数の三分の二以上を代表するものとする。

3 総務会は、規則を設けることによつて、理事会が望ましいと認めるとき総務会の会合を招集することなしに特定の問題に関して総務の表決をとる手続を定めることができる。

4 総務会及び、権限を与えられた範囲内で、理事会は、銀行の業務を運営するため必要な又は適当な補助機関を置くことができる。

第三十条 理事会の構成

1 (i) 理事会は、十人の理事で構成するものとす。これらの理事は、総務会の構成員であつてはならない。そのうち、

(a) 七人は、域内加盟国を代表する総務が選挙する。

(b) 三人は、域外加盟国を代表する総務が選挙する。

理事は、経済及び金融に関する問題について有能な者でなければならず、附屬書Bに従つて選挙されるものとする。

(ii) 総務会は、創立総会後の第二回年次会合において、理事会の規模及び構成について検討するものとし、その時の事情により理事会における小低開発加盟国の代表者の数の増加が望ましいときは、これに特別の考慮を払つて、理事の数を適当に増加するものとする。

(iii) この協定に基づき決定は、総務の総数の過半数であつて加盟国の総投票権数の三分の二以上を代表するものによる表決をもつて行なわれるものとする。

2 各理事は、不在のときに自己に代わつて行動する完全な権限を有する代理を任命する。理事及び代理は、加盟国の国民でなければならぬ。二人以上の理事が同一の国籍を有してはならず、また、二人以上の代理が同一の国籍を有してはならない。代理は、理事会の会合に参加することはできるが、理事に代わつて行動して

いるときでなければ、投票することができない。

い。

3 理事は、二年間在任し、再選されることができ。理事は、後任者が選出され、かつ、資格を与えられるまで在任する。理事が任期終了前百八十日をこえる期間欠員となつたときは、前任の理事を選挙した総務は、この協定の附屬書Bに従つて残任期間のため後任者を選挙する。選出には、前記の総務による投票の過半数を必要とする。理事が任期終了前百八十日をこえない期間欠員となつたときも、前任の理事を選挙した総務は、同様の方法により残任期間のため後任者を選挙することができる。選出には、前記の総務による投票の過半数を必要とする。欠員の間は、前任の理事の代理は、代理を任命する権限を除くほか、理事の権限を行使する。

第三十一条 理事会の権限

理事会は、銀行の一般的業務を運営する責任を有し、このため、この協定により明示的に与えられる権限のほか、総務会から委任されたすべての権限を行使する。特に、次の権限を有する。

(i) 総務会の作業を準備する権限

(ii) 総務会の一般の指令に従つて、貸付け、保証、株式又は持分への投資、銀行の借入れ、技術援助の供与及びその他銀行の業務に関する決定を行なう権限

(iii) 各年次会合で総務会の承認を得るため各会計年度の決算書と承認する権限

(iv) 銀行の予算を承認する権限

(v) 第三十二条 理事会の手続

1 理事会は、銀行の主たる事務所で通常その職務を行ない、銀行の業務の必要に応じて会合する。

2 理事会の会合の定足数は、理事の過半数で加盟国の総投票権数の三分の二以上を代表するものとする。

3 総務会は、規則を採択することによつて、いづれかの加盟国が、自国の国籍の理事がいな

ときは、自国に特に影響がある事項について審

議が行なわれている間、理事会の会合に投票権を有しないで出席する代表者一人を送ることができるようになる。

第三十三条 表決

1 各加盟国の投票権数は、各加盟国の基本票数と比例票数との合計とする。

(i) 各加盟国の基本票数は、すべての加盟国の基本票数と比例票数との合計票数の二十パーセントをすべての加盟国の間に均等に分配して算出される票数とする。

(ii) 各加盟国の比例票数は、その加盟国の持株数に等しい数の票数とする。

2 各総務は、総務会における表決において、自己が代表する加盟国の票数を投票する資格を有する。この協定に別段の明示の規定がある場合を除くほか、総務会が決定すべきすべての事項は、当該会合で代表される投票権数の過半数によつて決定するものとする。

3 各理事は、理事会における表決において、各自の選出のために算入された票数を投票する資格を有するが、その票数を一括して投票する必要がある。この協定に別段の明示の規定がある場合を除くほか、理事会が決定すべきすべての事項は、当該会合で代表される投票権数の過半数によつて決定するものとする。

第三十四条 総裁

1 総務会は、総務の総数の過半数であつて加盟国の総投票権数の過半数を代表するものによる表決をもつて、銀行の総裁一人を選挙する。総裁は域内加盟国の国民でなければならぬ。総裁は、在任の間は、総務若しくは理事又はそれらの者の代理であつてはならない。

2 総裁の任期は、五年とする。総裁は、再選されることができる。ただし、総裁は、総務会が総務の総数の三分の二以上の多数であつて加盟国の総投票権数の三分の二以上を代表するものによる表決をもつて決定する場合に、退任するものとする。総裁がいずれかの理由により任

昭和四十一年五月三十一日 衆議院會議録第五十七号 アジア開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件

一二七〇

期終了前百八十日をこえる期間欠員となつたときは、総務会は、1の規定に従つて残任期間のため後任者を選挙する。総裁がいずれかの理由により任期終了前百八十日をこえない期間欠員となつたときも、総務会は、同様の方法により残任期間のため後任者を選挙することができる。

3 総裁は、理事会の議長となるが、可否同数の場合の決定投票を除くほか、投票権を有しない。総裁は、総務会の会合に参加することはできるが、投票してはならない。

4 総裁は、銀行の法律上の代表者とする。

5 総裁は、銀行の職員の名であつて、理事会の指揮の下に、銀行の經常的業務を行なう。総裁は、理事会が採択した規則に従つて、役員及び職員組織及び任免の責任を負う。

6 役員及び職員の任命にあつては、最高水準の能力及び技術の能力を確保することが最も重要なものであるが、総裁は、地域内のできる限り広範な地理的基礎に基づいてそれらの者を採用することについても妥当な考慮を払わなければならない。

第三十五条 副総裁

1 理事会は、総裁の勧告に基づいて、一人又は二人以上の副総裁を任命する。副総裁は、理事会が定める期間在任し、かつ、理事会が決定するところに従い、権限を行使し、及び銀行の管理の任務を遂行する。総裁の不在又は心身の故障の場合には、副総裁（二人以上の副総裁がいるときは、上位の副総裁）は、総裁の権限及び任務を代行するものとする。

2 副総裁は、理事会の会合に参加することはできるが、その投票権を有しない。ただし、副総裁又は場合により上位の副総裁は、総裁に代わつて行動するときは、決定投票を行なうものとする。

第三十六条 政治活動の禁止及び銀行の国際的性格

1 銀行は、銀行の目的又は任務を阻害し、制限

し、ゆがめ、又はその他の方法で変更するおそれのある貸付け又は援助を受け入れてはならない。

2 銀行、総裁、副総裁並びに役員及び職員は、いずれの加盟国の政治問題にも干渉してはならず、また、いずれかの決定を行なうにあつては、関係加盟国の政治的性格によつて影響されなければならない。その決定は、経済上の考慮のみに基づいて行なわれなければならない。これらの経済上の考慮は、銀行の目的及び任務を達成し、かつ、遂行するため、公平に比較衡量を加えられるものとする。

3 銀行の総裁、副総裁並びに役員及び職員は、その職務の執行にあつて、銀行に対してのみ責任を負い、その他の当局に対しては責任を負わない。銀行の各加盟国は、この責任の国際的性格を尊重し、これらの者の職務の執行に影響を及ぼすすべての企図を慎まなければならない。

第三十七条 銀行の事務所

1 銀行の主たる事務所は、フィリピンのマニラに置く。

2 銀行は、代理事務所又は支事務所をその他の場所に設けることができる。

第三十八条 連絡経路及び寄託所

1 各加盟国は、銀行がこの協定に基づいて生ずる事項に關して連絡することができ、適当な公的機関を指定するものとする。

2 各加盟国は、銀行が保有する当該加盟国の通貨その他の資産の寄託所として、自国の中央銀行又は銀行との合意により定める他の機関を指定するものとする。

第三十九条 常用語及び報告

1 銀行の常用語は、英語とする。

2 銀行は、監査済みの計算書を含む年次報告を加盟国に送付し、かつ、公表するものとする。

銀行は、また、その財務状況の概要書及び業務の結果を示す損益計算書を四半期ごとに加盟国

に送付するものとする。

3 銀行は、さらに、その目的の達成及び任務の遂行のため望ましいと認めるその他の報告を公表することができる。その報告は、銀行の加盟国に送付されるものとする。

第四十条 純益の割当て

1 総務会は、毎年、特別基金に生ずる純益を含む銀行の純益から準備金のための控除を行なつたものについて、剰余金への繰入額及び、加盟国への分配が行なわれるときは分配額を決定するものとする。

2 1に定める分配は、各加盟国が保有する株式数に比例して行なうものとする。

3 支払は、総務会が決定する方法及び通貨により行なうものとする。

第七章 加盟国の脱退及び資格停止並びに銀行の業務の一時停止及び終了

第四十一条 脱退

1 加盟国は、銀行に対する書面による通告を主たる事務所に送達することにより、いつでも銀行から脱退することができる。

2 加盟国による脱退は、通告に明記する日に効力を生ずるものとし、加盟国は、同日にその資格を失うものとする。ただし、この日は、いかなる場合にも、銀行が当該通告を受領した日から少なくとも六箇月後の日でなければならぬ。もつとも、加盟国は、脱退が最終的に効力を生ずる前は、いつでも、脱退の意思の通告を取り消すことを書面により銀行に通告することができる。

3 脱退する加盟国は、脱退通告の送達の日に銀行に対して負つてゐるすべての直接の債務及び偶発債務については引き続いて責任を負うものとする。脱退が最終的に効力を生じたときは、脱退した加盟国は、銀行が脱退通告を受領した日の後行なつた業務の結果生じる債務に關しては、いかなる責任も負わないものとする。

第四十二条 資格停止

1 加盟国が銀行に対するいずれかの義務を履行しなかつたときは、総務会は、総務の総数の三分の二以上の多数であつて加盟国の総投票権数の四分の三以上を代表するものによる表決をもつて、その加盟国の資格を停止することができる。

2 資格停止を受けた加盟国は、その資格停止の日から一年で自動的に銀行の加盟国でなくなる。ただし、この一年の期間中に総務会が資格停止に必要な多数と同様の多数により当該加盟国の資格を回復することを決定する場合は、この限りでない。

3 加盟国は、資格停止中は、脱退する権利を除くほか、この協定に基づくいかなる権利をも行使することはできないが、引き続きすべての義務には服さなければならない。

第四十三条 勘定の決済

1 いずれかの国が加盟国でなくなつた日の後は、その国は、加盟国でなくなる前に契約された貸付け又は保証の一部が償還されない間は、銀行に対する直接の債務及び銀行に対する偶発債務について引き続き責任を負うが、その後銀行が新たに契約した貸付け及び保証については責任を負わないものとし、また、銀行の収入にあらずからず、かつ、銀行の経費を負担しないものとする。

2 いずれかの国が加盟国でなくなつたときは、銀行は、その国との間の勘定の決済の一部として3及び4の規定に従つてその国の株式の買戻しについて取極をするものとする。この場合において、その株式の買戻価格は、その国が加盟国でなくなつた日における銀行の帳簿価額とする。

3 この条の規定に基づいて銀行が買戻した株式の代金の支払は、次の条件によるものとする。

(i) 当該国に対してその株式の代金として支払うべき金額は、当該国、その中央銀行又は当

該國のいづれかの機関、下部機関若しくは行政區画が借入人又は保証人として銀行に對し引き續いて責任を負う間は、留保するものとすし、かつ、銀行の選択によつて、この責任に對する債務にその期限が到来したときに充てることが出来る。第六條の規定に基づく株式応募に係る將來の払込請求について当該國が負う偶発債務を理由としては、いかなる支払も留保してはならない。いかなる場合にも、加盟國の株式の代金としてその加盟國に支払うべき金額は、その國が加盟國でなくなつた日から六箇月後までは支払われないものとする。

(ii) 株式の代金の支払は、旧加盟国が買戻価格の全額を受領するまで、当該国が相当額の株券を引き渡すつど、2の買戻価格として支払うべき金額が(3)(i)の貸付け及び保証に対する責任額の総計をこえる額の範囲内であることである。

(iii) 支払は、銀行の財務状況を考慮して、使用可能な通貨で銀行が決めるものにより行なうものとする。

(iv) いずれかの國が加盟國でなくなつた日に未償還額がある保証又は貸付けについて銀行が損失を受けた場合において、損失の金額が同日における損失引当準備金の額をこえるときは、その國は、株式の買戻価格の決定の際にその損失が考慮されていたとすれば株式の買戻価格から減額されていたはずである額を要求に応じて払い戻すものとする。さらに、旧加盟國は、第六条の規定に基づく未払込応募額に係る払込請求について、株式の買戻価格の決定の際に資本に毀損が生じていて払込請求がされていたとすれば要求されていたはずである額の範囲内で引き続いて責任を負うものとする。

いずれかの国が加盟国でなくなつた日から六箇月以内に銀行が第四十五条の規定に基づいて

その業務を終了したときは、その国のすべての権利は、第四十五条から第四十七条までの規定に従つて定められる。その国は、第四十五条から第四十七条までの規定の適用上、引き続き加盟国とみなされるが、投票権を有しないものとする。

第四十四条 業務の一時的停止
緊急の場合には、理事会は、総務会が審議して相置を執るまでの間、新規の貸付け及び保証について業務を一時的に停止することができる。

銀行は、総務の総数の三分の二以上の多数であつて加盟国の総投票権数の四分の三以上を代表するものによる表決をもつて承認された総務会の決議により業務を終了することができる。

銀行は、業務の終了後においては、その資産の秩序ある換価、保全及び管理並びにその債務の決済に附随する活動を除くほか、すべての活動を直ちに停止するものとする。

第四十六条 加盟国の責任及び請求権の
弁済

銀行の業務を終了する場合において、すべての加盟国が銀行の資本に対する払込請求未済の応募額について有する責任及び自国通貨の減価について有する責任は、すべての偶発的な請求権を含む債権者のすべての請求権の履行が完了するまでの間、継続するものとする。

直接の請求権を有するすべての債権者に対し

ては、最初に銀行の資産から、次に未払込応募額又は払込請求が可能な応募額に関する銀行への払込金から弁済するものとする。直接の請求権を有する債権者に対し支払をするに先だつて、理事会は、直接の請求権を有する者と偶発的な請求権を有する者との間に比例的な分配を確保するため必要と認める措置を執るものとする。

第四十七条 資産の分配

分配は債権者に対するすべての債務を履行し、又は履行する用意を完了するまでは行なわれないものとする。さらに、その分配は、総務の総数の三分の二以上の多数であつて加盟国の総投票権数の四分の三以上を代表するものによるものをもつて総務会により承認されなければならない。

銀行の資産は、各加盟国が有する資本に比例して、銀行が公正かつ衡平と認める時期及び条件により加盟国に分配されるものとする。分配される資産の各国の取分は、資産の種類について画一的であることを必要としない。いかなる場合も、銀行に対するすべての債務を決済するまでは、資産の分配において自己の取分を受け取る資格を有しないものとする。

この条の規定に従つて分配される資産を受け取つた加盟国は、銀行がその資産について分配前に有していた権利と同一の権利を有する。

第八章 地位、免除、課税免除及び特権
第四十八条 この章の目的

銀行が効果的にその目的を達成し、及び与えられた任務を遂行することができるようにするた
め、銀行に対し、この章に規定する地位、免除、
課税免除及び特権を各加盟国の領域において与え
るものとする。

第四十九条 法的地位

銀行は、完全な法人格を有し、特に、次のことを行なう完全な能力を有する。

(i) 契約をすること。
(ii) 動産及び不動産を取得し、及び処分すること。

(iii) 訴えを提起すること。

第五十条 訴訟手續の免除
銀行は、資金を借り入れ、債務を保証し、若し

くは証券を売買し、若しくはその売却を引き受ける権限を行使することから又はこれらの権限の行使に關連して生ずる場合を除くほか、あらゆる形式の訴訟手続の免除を享有する。前記の

揚合には、銀行に対する訴えは、銀行が当該領域内に主たる事務所若しくは支事務所を有しており、若しくは訴訟に関する送達若しくは告知を受けるため代理人を任命している国又は当該領域内で銀行が証券の発行若しくは保証を行なっている国の管轄裁判所においてのみ提起することができるとする。

1.の規定にかかわらず、加盟国、その機関若しくは下部機関又は加盟国、その機関若しくは下部機関を直接若しくは間接に代理し、若しくはそれらの請求権を承継した団体若しくは個人は、銀行に対し訴えを提起してはならない。加盟国は、銀行と加盟国との間の紛争を解決するために、この協定、銀行の基本規程及び規則又は銀行との契約書に定める特別の手続によるものとする。

銀行の財産及び資産は、銀行に対する裁判の確定前は、所在地及び占有者のいかにを問わず、あらゆる形式の押収、差押え又は強制執行を免除される。

第五十一条 資産に關する免除
銀行の財産及び資産は、所在地及び占有者のい
かんを問はず、行政上又は立法上の措置による没
收、徵發、沒收、収用その他あらゆる形式の強制
処分を免除される。

第五十二条 文書に關する免除

銀行の記録及び一般に銀行が所有し、又は保管する文書は、所在地のいかんを問わず不可侵とする。

第五十三条 資産に対する制限からの自

由 銀行のすべての財産及び資産は、銀行の目的及

任務を効果的に遂行するために必要な範囲内に於いて、かつ、この協定の規定に従うことを条件

として、いかなる性質の制限、規制、管理及びモ
トリウムをも課されない。

第五十四条 通信に關する特權
各加盟國は、銀行の公的通信に対して、他の加

昭和四十一年五月三十一日 衆議院會議録第五十七号 アジア開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件

盟国の公的通信に對して与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない。

第五十五条 銀行員の免除及び特権

銀行の総務、理事、代理、役員及び使用人（銀行のための任務を遂行する専門家を含む。）は、
(i) 公的資格で行なう行為について訴訟手続から免除される。ただし、銀行がこの免除を放棄するときは、この限りでない。
(ii) 当該加盟国の国民でないときは、加盟国が他の加盟国の同等の地位の代表者、公務員及び使用人に対して与える出入国制限、外国人登録義務及び国民的服役義務の免除並びに為替管理に関する便宜と同一の免除及び便宜を与えられる。

加盟国が他の加盟国の同等の地位の代表者、公務員及び使用人に対して与える旅行上の便宜に関する待遇と同一の待遇を与えられる。

第五十六条 課税の免除

1 銀行並びにその資産、財産及び収入並びにその業務及び取引は、すべての内国税及び関税を免除される。銀行は、また、公租公課の納付、源泉徴収又は徴収の義務を免除される。
2 銀行が理事、代理、役員又は使用人（銀行のための任務を遂行する専門家を含む。）に支払う給料その他の給与に對し又はこれらの給与に關しては、いかなる租税も課してはならない。ただし、加盟国が自国の市民又は国民に銀行から支払われる給料その他の給与に對して自国及びその行政区画が課税する権利を留保する旨の宣言を批准書又は受諾書とともに寄託する場合、この限りでない。

3 銀行が発行する債務証券その他の証券（その配当又は利子を含む。）に對しては、保有者のいかなる開かず、次のいかなる種類の租税も課してはならない。

(i) 銀行が発行したことを理由として債務証券その他の証券に對して不利な差別を設ける租税

債務証券その他の証券の発行、支払予定若しくは支払実施の場所若しくは通貨又は銀行が維持する事務所若しくは業務所の位置を唯一の法律上の基準とする租税

銀行が保証する債務証券その他の証券（その配当又は利子を含む。）に對しては、保有者のいかなる開かず、次のいかなる種類の租税も課してはならない。
(i) 銀行が保証したことを理由として債務証券その他の証券に對して不利な差別を設ける租税
(ii) 銀行が維持する事務所又は業務所の位置を唯一の法律上の基準とする租税

第五十七条 実施

各加盟国は、自国の法律制度に従つて、この章の規定を自国の領域内で実施するために必要な措置をすみやかに執り、かつ、その措置を銀行に通報しなければならない。

第五十八条 免除、課税免除及び特権の放棄

銀行は、その裁量により、いかなる場合にも、この章の規定に基づいて与えられる特権、免除及び課税免除を自己の利益に最も適当と認める方法及び条件で放棄することができる。

第九章 改正、解釈及び仲裁

第五十九条 改正

1 この協定は、総務の総数の三分の二以上の多数であつて加盟国の総投票権数の四分の三以上を代表するものによる表決をもつて承認された総務会の決議によつてのみ改正することができる。

2 1の規定にかかわらず、次のものを変更する改正の承認には総務会の全会一致の合意を必要とする。

(i) 銀行から脱退する権利
(ii) 第五条6及び7に定める責任の限度
(iii) 第五条2に定める株式の買入れに關する権

利

3 この協定を改正する提案は、加盟国又は理事会のいずれから提議されたものであつても、総務会の議長に通報され、議長は、その提案を総務会に提出する。改正案が採択されたときは、銀行は、すべての加盟国に於て公式の通報によつてこの旨を確認する。改正は、公式の通報の日の後三箇月ですべての加盟国について効力を生ずるものとする。ただし、総務会がその通報中に異なる期間を明記するときは、この限りでない。

第六十条 解釈又は適用

1 この協定の規定の解釈又は適用について加盟国と銀行との間又は二以上の加盟国相互の間に生ずる疑義は、理事会に決定のため提出する。審議される疑義が自国に特に影響がある加盟国は、理事会に自国の国籍の理事がいなく、かつ、当該審議が行なわれる間理事会に代表者を有しないものとする。代表者を出すこの権利は、総務会によつて規制される。

2 理事会が1の規定に基づいて決定を下した場合には、いずれの加盟国も、その疑義を総務会に付託することを要求することができるものとす。総務会の決定は、最終的なものとす。総務会の決定が下されるまでの間、銀行は、必要と認める限り、理事会の決定に基づいて行動することができる。

第六十一条 仲裁

銀行と加盟国でなかつた国との間又は、銀行の業務を終了する決議を採択した後において、銀行と加盟国との間に意見の相違が生じたときは、この意見の相違は、三人の仲裁人による仲裁に付託するものとする。仲裁人の一人は、銀行が任命し、他の一人は、当該国が任命し、第三の仲裁人は、当事者が別に合意しない限り、国際司法裁判所長又は総務会が採択した規則で定める他の当局が任命するものとする。最終的で、かつ、当事者を拘束する決定は、仲裁人の過半数の表決をもつて行なうことができる。第三の仲裁人は、手続問題に關して当事者の意見が相違する場合には、その問題を解決する権限を有する。

第六十二条 承認とみなされる場合

銀行が行爲をする前に加盟国の承認を必要とする場合には、銀行が当該行為の提案を当該加盟国に通知するにあつて定める相当の期間内に当該加盟国が異議を申し立てないときは、承認が与えられたものとみなす。

第十章 最終決定

第六十三条 署名及び寄託

1 英語によるこの協定の原本一通は、千九百六十六年一月三十一日まで、パンコックにある国際連合アジア極東経済委員会において附屬書Aに掲げる国の政府の署名のために開放しておく。この原本は、その後国際連合事務総長（以下「寄託者」といふ。）に寄託する。

2 寄託者は、すべての署名国及び銀行の加盟国となる他の国にこの協定の認証謄本を送付する。

第六十四条 批准又は受諾

1 この協定は、署名国によつて批准又は受諾がされなければならない。批准書又は受諾書は、千九百六十六年九月三十日以前に寄託者に寄託されなければならない。寄託者は、他の署名国に批准書又は受諾書の各寄託及びその日付を通告するものとする。

2 この協定が効力を生ずる日の前に批准書又は受諾書を寄託した署名国は、効力発生の日に銀行の加盟国となる。その他の署名国で1の規定に従つて批准書又は受諾書を寄託したものは、その寄託の日銀行の加盟国となる。

第六十五条 効力発生

この協定は、附屬書Aに掲げる当初の応募額の総計が銀行の授權資本の六十五パーセント以上に達する少なくとも十五署名国（十以上の域内国を含む。）がそれぞれの批准書又は受諾書の寄託を完

了したときに、効力を生ずる。

第六十六条 業務の開始

1 この協定が効力を生じたときは直ちに、各加盟国は、総務を任命し、また、国際連合アジア極東経済委員会の事務局局長は、総務会の創立総会を招集する。

2 総務会は、その創立総会で次のことを行なうものとする。

(i) 第三十条1の規定に従つて行なわれる銀行の理事の選挙のための取極を行なうこと。

(ii) 銀行がその業務を開始する日を決定するための取極を行なうこと。

3 銀行は、その業務の開始の日を加盟国に通告するものとする。

千九百六十五年十二月四日フィリピンのマニラ市で、英語により本書一通を作成した。この本書は、第六十三条の規定に従い、パンコックにある国際連合アジア極東経済委員会に送付され、その後ニューヨークにある国際連合の事務総長に寄託される。

附屬書 A

第六十四条の規定に従つて加盟国となる国の授権資本への当初の応募額

A 域内国

I

国名	応募額(百万合衆国ドル)
1 アフガニスタン	三・三六
2 オーストラリア	八五・〇〇
3 カンボディア	三・〇〇
4 セイロン	八・五二
5 中華民国	一六・〇〇
6 インド	九三・〇〇
7 イラン	六〇・〇〇
8 日本国	二〇〇・〇〇
9 大韓民国	三〇・〇〇

10 ラオス

11 マレーシア

12 ネパール

13 ニュー・ジブラント

14 パキスタン

15 フィリピン

16 ヴイエトナム共和国

17 シンガポール

18 タイ

19 西サモア

合計

〇・四二
二〇・〇〇
二・一六
二二・五六
三三・〇〇
三五・〇〇
七・〇〇
四・〇〇
二〇・〇〇
〇・〇六
六四二・〇八

次の域内国は、第六十三条の規定に従つてこの協定の署名国となることができる。ただし、これらの国は、署名に際して、銀行の資本に対しそれぞれ次の額の応募を行なわなければならない。

II

1 ビルマ
2 モンゴル
合計

七・七四
〇・一八
七・九二

B 域外国

I

1 ベルギー
2 カナダ
3 デンマーク
4 ドイツ連邦共和国
5 イタリア
6 オランダ
7 連合王国
8 アメリカ合衆国
合計

五・〇〇
二五・〇〇
五・〇〇
三〇・〇〇
一〇・〇〇
一一・〇〇
一〇・〇〇
二〇〇・〇〇
二九六・〇〇

千九百六十五年十月二十一日から同年十一月一日までの間パンコックで開催されたアジア開発銀行に関する準備委員会の会合に参加し、かつ、その会合において銀行への加盟について関心を示し

た次の域外国は、第六十三条の規定に従つてこの協定の署名国となることができる。ただし、これらの国は、署名に際して、銀行の資本に対し五百万ドル(五、〇〇〇、〇〇〇ドル)以上の額の応募を行なわなければならない。

1 オーストリア
2 フィンランド
3 ノールウェー
4 スウェーデン

BIに掲げるいずれの域外国も、千九百六十六年一月三十一日以前に、パンコックにある国際連合アジア極東経済委員会の事務局局長に通報することにより自国の応募額を増加することができる。

ただし、BI及びIIに掲げる域外国の当初の応募の合計額は、三億五千万ドル(三五〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)をこえてはならない。

附屬書 B 理事の選挙

A 域内加盟国を代表する総務による理事の選挙

(1) 域内加盟国を代表する各総務は、各自が代表する加盟国のすべての票数を一人に投票しなければならない。

(2) 最高の票数を得た七人は、理事となる。ただし、得票数が域内加盟国の総投票権数の十パーセントに達しなかつた者は、選出されないものとする。

(3) 第一回の投票で七人が選出されなかつたときは、第二回の投票を行なう。この投票においては、第一回の投票で最低の票数を得た者は、選挙される資格がないものとし、次に掲げる者のみが投票する。

(a) 第一回の投票で選出されなかつた者にその際投票した総務

(b) 総務のうち、(4)の規定に従い、第一回の投票で選出された者にその際投票した票数によ

つてその者の得票数が域内加盟国の総投票権数の十一パーセントをこえることとなつたものとみなされる者

(4) (a) いずれの総務が投票した票数によつてある者の得票数が十一パーセントをこえることとなつたとみなすかを決定するにあつては、この十一パーセントは、まずその者に対して最高の票数を投票した総務の票数を、次に第二位の票数を投票した総務の票数を、以下票数の多い順に十一パーセントに達するまでの票数を含むものとみなす。

(b) ある者の得票数が十一パーセントをこえることとなるためにいずれかの総務の票数の一部が計上されなければならないときは、その総務のすべての票数は、その者の得票数がこれにより十一パーセントをこえるときでも、その者に投票されたものとみなす。

(5) 第二回の投票で七人が選出されなかつたときは、このAに定める原則及び手続に従つてさらに投票を行なう。ただし、六人が選出された後は、第七の者は、(2)の規定にかかわらず、域内加盟国の残余の票数の単純多数決で選出することができる。残余の票数は、第七の理事の選出のために投票されたものとみなす。

(6) 総務会は、域内加盟国を代表する総務が選出する理事の数の増加に応じて、(2)、(3)及び(4)に定める百分率を調整するものとする。

B 域外加盟国を代表する総務による理事の選挙

(1) 域外加盟国を代表する各総務は、各自が代表する加盟国のすべての票数を一人に投票しなければならない。

(2) 最高の票数を得た三人は、理事となる。ただし、得票数が域外加盟国の総投票権数の二十五パーセントに達しなかつた者は、選出されないものとする。

(3) 第一回の投票で三人が選出されなかつたとき

昭和四十一年五月三十一日 衆議院會議録第五十七号 アジア開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件

一二七三

昭和四十一年五月三十一日 衆議院會議録第五十七号 アジア開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件

一二七四

は、第二回の投票を行なう。この投票においては、第一回の投票で最低の票数を得た者は、選挙される資格がないものとし、次に掲げる者のみが投票する。

(a) 第一回の投票で選出されなかつた者にその際投票した総務

(b) 総務のうち、(4)の規定に従い、第一回の投票で選出された者にその際投票した票数によつてその者の得票数が域外加盟国の総投票権数の二十六パーセントをこえることとなつたとみなされる者

(4) (a) いずれの総務が投票した票数によつてある者の得票数が二十六パーセントをこえることとなつたとみなすかを決定するにあつては、この二十六パーセントは、まずその者に対して最高の票数を投票した総務の票数を、次に第二位の票数を投票した総務の票数を、以下票数の多い順に二十六パーセントに達するまでの票数を含むものとみなす。

(b) ある者の得票数が二十六パーセントをこえることとなるためにいずれかの総務の票数の一部が計上されなければならぬときは、その総務のすべての票数は、その者の得票数がこれにより二十六パーセントをこえるときでも、その者に投票したものとみなす。

(5) 第二回の投票後三人が選出されなかつたときは、このBに定める原則及び手続に従つてさらに投票を行なう。ただし、二人が選出された後は、第三の者は、域外加盟国の応募額の総額が少なくとも三億四千五百万ドルに達することを条件として、(2)の規定にかかわらず、残余の票数の単純多数決で選出することができる。残余の票数は、第三の理事の選出のために投票されたものとみなす。

(6) 総務会は、域外加盟国を代表する総務が選出する理事の数の増加に応じて、(2)、(3)及び(4)に

定める百分率を調整するものとする。

アフガニスタンのために

A・W・ハイダー

オーストラリアのために

ポール・ハスラック

ベルギーのために

ビルマのために

カンボディアのために

チャウ・サウ

カナダのために

J・R・ニコルソン

セイロンのために

W・テネクーン

中国のために

P・Y・シュニ

デンマークのために

ドイツ連邦共和国のために

ヨハン・V・シュテコフ

インドのために

バリ・ラム・バガット

イランのために

A・アリカーニ

イタリアのために

日本国のために

藤山愛一郎

ラオスのために

I・スリヤダイ

マレーシアのために

タン・シュニ・シン

モンゴリアのために

ネパールのために

ナゲンドラ・プラサド・リジャール
オランダのために

ズヴァール

ニュー・ジブラルドルのために

D・W・A・パーカー

パキスタンのために

オスマン・アリ

フィリピンのために

A・V・フアベラ

大韓民国のために

ス・リニョン・キム

シンガポールのために

タイのために

S・ウィニッチャクーン

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

J・M・アデイス

アメリカ合衆国のために

ユージン・R・ブラック

ジョセフ・W・バー

西サモアのために

D・W・A・パーカー

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。外務委員長高瀬傳君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔高瀬傳君登壇〕

○高瀬傳君 ただいま議題となりましたアジア開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

アジア諸国の間には、かねてよりアジア地域の経済開発を促進するための金融機関を設立する要望がありましたが、一九六三年に開催されたエカ

フェン閣僚会議においてアジア開発銀行を設立する計画が具体化されて以来、協定案の作成について交渉が進められ、昨年十一月マニラにおいて開催されたエカフェン域内閣僚会議において協定案が採択され、引き続き同年十二月に開催された域外の関係国をも含めた全権会議において同一の協定案が採択されたのであります。わが国は十二月四日に本協定に署名いたしました。

本協定は、アジア及び極東地域の経済成長及び経済協力を助長し、地域内の開発途上にある加盟国の経済開発の促進に寄与する目的をもってアジア開発銀行を設立すること、加盟国は、エカフェン加盟国及び準加盟国、国連またはその専門機関に加盟しているその他の域内国並びに域外先進国とすること、銀行の授權資本は十億ドルとすること、及び銀行の業務の区分、銀行の組織及び運営の方法、銀行の免除及び特権等について規定しております。

本件は、二月十七日外務委員会に付託されましたので、政府から提案理由の説明を聞き、質疑を行ないましたが、詳細は会議録により御了承を願います。

かくて、五月二十七日、質疑を終了し、討論を行ないましたところ、日本社会党を代表して帆足計委員より反対の意見が述べられました。

次いで、採決を行ないましたところ、多数をもってこれを承認すべきものと議決いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 討論の通告があります。順次これを許します。帆足計君。

〔帆足計君登壇〕

○帆足計君 私は、ただいま上程されましたアジア開発銀行を設立する協定に対して、日本社会党を代表して反対討論を行なわんとするものであります。(拍手)

周知のごとく、わが日本は、明治維新の大変革

によりまして、アジアの他の国々に比し数十年を先んじて近代化の道を開き、アジアのただ一つの工業国、ただ一つの独立国たるの栄を勝ち取ったのでございます。しかしながら、このような光栄にもかかわらず、わが旧指導者たちは、不幸にして、日本が植民地たるの悲運を免れた幸運の境界を分析し見きわめる良識を欠き、ついには、自己の力を過信いたしまして、独善の道を迫りて無謀にも独伊ファシズムと手を結び、隣邦中国を正面の敵に回し、さらに米、英、ソ連、ほとんどの世界を敵に回して、国民大衆をして有史未曾有の悲運を経験せしむるに至ったのでございます。

今日、幸いにして、わが国は、その有利な立地的諸条件に恵まれて、経済復興は目ざましく、国民の勤勉と技術の優秀が相呼応いたしまして、鉄鋼年産額四千万トン、造船能力世界第一の工業生産力をもちたるに至りました。しかしながら、このような経済復興の成果の反面には、政治の貧困と総合施策の欠除のために、インフレーションによる物価の高騰、生活の不安、住宅難、交通地獄、一億国民のおよそ三割に近いボーダーライン層は呻吟し、生活の底は浅く、道義は地を払い、国の経済は豊富の中の貧困にあえいでいる状況でございます。(拍手)

外交のこともまた、これに劣らず不安定でありまして、敗戦のあとを受けまして、いわばマッカーサー占領政策の遺風が今日なお情性となりまして、十年一日のごときアメリカ追従外交に国民の心はうみ疲れていくというも過言ではないと思ふのでございます。(拍手)

いま、アジア開発銀行に關し検討いたしますにあたりまして、少なくとも工業と技術面におきましては、アジア諸国民に大いに協力し、大いに貢献し得る能力と自信を有する日本国民の立場といたしましては、アジア諸国の開発への協力には大いに心を引かれ、かつ責任を感じますことは、党派を越えた日本国民共通の感情でありまして、このような観点から、本案に対する賛否につきまし

ては、私どもは特に慎重な検討を重ねたのでございます。

しかしながら、私どもがこの構想に賛成いたしかねます理由は、以下、皆さまで申し上げまして、今後の御参考にもしていただきたいと思いますのであります。まず第一の難点といたしましては、端的にこの構想の成立のいきさつ自体の中にその弱点が看取されるのでございます。

そもそも本案は、当初一九六一年以来、国連ベースのもとで、エカフエ、すなわち国際連合アジア極東委員会の席で検討されたのでありますけれども、当時は西欧において米英の利害の対立等の複雑な事情がからみ、しばらくは姿を消していたのでございます。

しかるに、昨一九六五年春、ジョンソン大統領が、かのジョンズホプキンス大学で、十億ドルの東南アジア開発構想を発表するに至りまして、が然再び日程にのぼるに至りました。しかも、このジョンソン構想の発表そのものが、当時すでに米軍の極東戦略の失敗、特にベトナム戦争の行き詰まり打開策に直結していた等の事情は、世間周知のことでございます。

今日、一口に経済開発と申しまして、道路、港湾、橋梁の修築、電源の開発、飛行場の設備等、一つとして直接、間接の軍需と結びつかぬものはないのでございまして、しかもこの構想が、さらにより具体的には、米国の極東軍事戦略の中核であるところのSEATOと結び、先般開かれたアジア経済開発会議、並びに近く反共の軍事拠点といわれるソウルで開催予定のアジア外相会議とも内的関連性のあることは、容易に看取されるのでございます。

そもそも、一国工業の振興は、まず民族の統一と国民的自覚、旺盛な独立自尊の政治力を前提としてのみ効果を得るものでございます。すなわち、必要なるものは、まず政治の安定とともに不可欠な社会の改革、さらには物価の安定、封建遺制の払拭、土地改革、民族教育の確立、国民道義

の高揚等がその前提であるのでございまして、このことは明治維新という政治大革新あったればこそ、その後殖産興業、日本の工業化が世界に比して急速に実を結んだことを見ましても明らかでございます。かつて福沢諭吉翁は、「國民にして独立自尊の気象なくば、國を思ふこと深くかつ切ならず」と言いました。朝鮮が三十八度線に分割され、ベトナムが南北に分割され、一部の同胞が他国にそのかされて國を思ふこと深くかつ切ならず、兄弟かきにせめさいなむときに、李白のいわゆる「商女は知らず國の恨み」でありまして、このような条件のもとでは幾億、幾百億ドルの投資を注ぎましたところで、国民経済の健全な成長を期待することはとうてい望み得ないのでございます。

また、過去における多くの実績に徴しまして、いわれなき巨額の賠償金や恩恵的な経済援助にのみたよって成功した事例が幾つあるでございましょうか。韓国では李承晩政権以来、ベトナムではゴ・ジン・ジエム政権以来、タイ国ではサリット内閣以来、そして目前ではインドネシアの政局の不安が示しはすように、汚職と腐敗政治に賠償と経済援助の取得がからんでおりますことは、世間周知のことでございます。

しかも、アジア開発銀行の目的並びに諸条件が、平和的な開発のみに徹底し、ひもつき融資の危険を断ち切るだけの保障ありやいなや、まことに疑わしいのでございます。メコン川の開発計画や、南ベトナムやタイへの開発援助等に米軍基地政策への軍事的配慮がからんでいことは、いまや公然たる事実でございます。

かつて、同じ構想の米州開発銀行の先例に徴しまして、同銀行は、アジア開発銀行と全く同様の趣旨のものであるにかかわらず、その融資には常に政治的、軍事的配慮がつきものでありまして、その投資の対象は、道路、港湾、飛行場、上下水道、郵便、電力等、各般に及んでおりますけれども、たとえばベネズエラやコロンボは、

キューバと断交するや直ちに多額の投資が与えられ、メキシコ、アルゼンチンは、米州外相会議でキューバに対する集団制裁に反対した際にはきわめて冷淡に取り扱われたにもかかわらず、その後アルゼンチンがキューバとの断交に踏み切った翌日には、早くも一億五千万ドルの融資が与えられておるのでございます。かくのごときは、その一例にすぎません。

政経分離をたてまえるのが佐藤内閣のもとにおいてすら、政治と何のかかわりなきはずの輸銀の運営が、アメリカからの風向き次第で中国への融資を差しとめるというような現状と照合して考えますとき、思い半ばに過ぐる感がするのでございます。(拍手)

しからば、アジア開発銀行への出資国はどこまであり、その理事会はどういう性格のものであるかと申しますと、確かにアジア開発銀行の資本構成は、米州開発銀行のようにアメリカ側の投資が過半を占めるといふほど露骨ではありません。しかし、依然としてアメリカの投資額が第一位であり、しかも欧米投資国の大部分は、かつて国連の植民地廃止宣言に反対投票をした国の代表が、あるいはまた決議の際にはトイレーに隠れて棄権した国々の代表がその過半数を占めておるのでございます。

一方においては、アジアの民を卑しめ、植民地の維持または新植民地政策の維持にきゅうきゅうとしながら、他方では、低開発国への友情と援助を語る。偽善というよりも、むしろ鬼の念仏を聞くような思ひするのでございます。(拍手) しかも、問題はこれにとどまらず、今日アメリカの極東政策は、冷静に見て昔日のアメリカの自由の火のそれではありません。もはやだれの目にも、理性を失い、常軌を逸しておるもののごとく思われる点が多いのでございます。

今日、アメリカの軍事予算は年額六百億ドル、円に換算して二十四兆円にも達し、アメリカ総予算額の実に六五%を占めておるのでございます。

昭和四十一年五月三十一日 衆議院會議録第五十七号 アジア開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件

そのうち極東の戦備とベトナム戦争に使われる金額は約百二十億ドル、まさに百億ドルの血を吐きつつ、アジアの燎原を馳駆するさまじき恐竜の姿、これぞ今日のアメリカ軍国主義の実体でございます。(拍手)

かくのごときは、個人の善意から、アメリカの開拓者の精神やリンカーンの子たちの尊敬すべき人民の自由の伝統からも、別個の、いわば一個の敵愾なる客観的社会現象でありまして、すなわち、アメリカ資本主義の現段階は、かつて日本が満州事変から盧溝橋事件に、不拡大方針から拡大方針に向かったときそのまゝの、いわば臨軍費の膨張にまかせたころの日本軍国主義の姿ながらの様相を呈しておるのでございます。(拍手)まさにアメリカの肝臓は硬変し、心臓は肥大し、その全身の六割の部分は紫色に硬直し、まさにアメリカの今日の状況は病気のトラ、肝臓硬変症のトラとも評すべく、明らかに理性は喪失し、精神錯乱の病状すらそこに見られるのでございます。(拍手)

このように解せずして、今日テレビ、ニュース、週刊誌等に見られるような米軍のベトナム民衆に対する非人道的な残虐と非道をどうして解釈し得るであらうか。まさに百億の軍事費でアジアの経済を破壊し、荒廃せしめつつ、さらにアジアの民衆を殺戮し、しかも口には十億ドルの援助で開発を叫ぶ、その矛盾と不均衡のあまりにはなはだしいのに、われらの理性は戸惑わざるを得ないのでございます。(拍手)

思えば、いまはなき悲劇の主人公近衛公をしのべば、若き理想家悲運のケネディ大統領の面影がほらふつとして眼に浮かぶのでありますけれども、さらに、たとえて申しますならば、アイゼンハワー元帥は、かつて南軍を主張した宇垣陸相にもたとえべく、莊嚴な表現をいたく愛好されたマッカーサー元帥は、かつての荒木將軍の独善的精神主義にさも似たりでありまして、東西歴史の悲劇のあまりにも相似たるに驚く次第でございます。(拍手)

かつてアイゼンハワー大統領が、CMAと軍部の陰謀によってU2機の恥すべき責任を転嫁され、その職を辞したときの告別の辞こそは、われらの胸を打つものがあつたのでございます。すなわち、アイゼンハワー元帥はその大統領告別の辞におきまして、次のように述べておるのでございます。「今日アメリカ政府の軍事費は、すでに巨額な比率に達し、これが一面好況のさきえともなつておることは事実であるが、この巨額の軍事予算の威力が軍需産業と結び、職業軍人と結んで一大圧力機構となるならば、もはや大統領府の政策は硬直して、その柔軟性を失うに至るであらうことを余は憂慮する。」この率直なことはこそは、今日のアメリカの直面しておる危機の深さを物語つて余りあるものであります。

極東アジアをめぐるアメリカの圧力は、すでにかくのごとく強大でありまして、アジア開発銀行の背景をなす気圧と風圧とが上述のようなものであるとするならば、もはやアジアの真の平和を念願し、アジア諸国民の真実の友たらんことを念願する日本国民の代表といたしましては、本案に対して堅く賛同いたしかねるゆえんのものを各位も御了承くださることを思うのでございます。(拍手)

最後に、右に關し、アメリカの著名なる政策學者の口を通じて語らしめるならば、アメリカ大統領府の政策立案のブレントラストと称せられる政治學者ハンス・モーゲンソー博士は、もとよりアメリカ独占資本の代表ではありますけれども、対外援助の問題につきまして次のように批判いたしておるのでございます。すなわち、「今日、アメリカの経済援助政策の第一の欠陥は、總じてこれが経済福祉以外の政治的軍事的に優先して使用されておることである。第二に、必ずしも被援助国が平等の取り扱いを受けていないことである。援助国の受け入れ態勢が整っていないことである。政治が不安定なことである。同時に、これと並んで貿易の振興を考慮せねばならぬ。」以上は

アメリカ大統領府顧問のことばでありますけれども、アメリカ独占資本の合理主義派代表の発言として、敬愛する与党各位にも他山の石として認識にとめていただきたいと思いますのでございます。(拍手)

しからば最後に、それでは野党は何でも反対するの、あなたの方の積極的要望はと問われるならば、大要次のごとくお答えいたしたいと思いますのでございます。すなわち、本案は、上述の理由によりまして、時と所と目的と背景とにおきまして、アジア諸国民の真の要望に沿ひ得るものでなく、いわば新植民地主義への道を開く危険性を内包するものとして私どもは賛成できないのでございます。もしそれ代案はと問われるならば、

まず第一に、アジア開発協力機構の発足には、その前提として、諸国民の政治の安定と、朝鮮並びに南北ベトナムの統一並びに内戦の終息が前提たるべきものでありまして、アメリカ政府は、アジアの平和建設を叫ぶ前に、まずアジアへの侵略戦争と内政干渉を即時停止すべきであり、(拍手)日本政府もまた、直接にせよ間接にせよ、アメリカのかかる侵略政策に手を貸してはならぬのでございます。同時に、中國の国連加盟を實現し、国連憲章の公正な精神に従つて、世界の主要の国々が全部平等に、私心なくこれに参加協力するような機構こそがわれらの第一の要求でございます。第二には、融資の目的は、誠に平和目的のみに限定すべきであります。

第三には、融資の前提として、まず融資を受けるアジアの國々の民族の統一、主権の独立を尊重することが必要となるでしよう。第四に、一部の強国の圧力やひもつき融資によつてこれを束縛すべからざる嚴重な保障がなくしてはなりません。

最後に、これらの融資につきましては、わが国としては特に技術面に意を用い、技術學習教育の面で日本の技師たちの協力並びに日本政府の財政

援助をも含むアジアの青年たちの技術留學生の優遇に心をを用いていただきたいと思います。以上がわれわれの積極的な提案でありまして、かくして日本国民のアジア諸国民に対してなすべき義務と役割りを果たし得ると思つたのでございます。このような条件が充足されてこそ、この案の上程が、アジア諸国民からも、また全國民から超党派的に万雷の拍手をもって迎えられるのであります。

もしそれ、このような私どもの提案をもつてあまりにも理想に走るものであると皆さまが批評せられるならば、私は最後に、次のごとくお答えいたしたいと思つたのでございます。申すまでもなく、今日は原子力と人工衛星の時代であり、もはや人類の歴史にとって世界平和の夜明け前ともいふべき重大な時代であります。人の理性はすでに火星に届き、月世界に至らんとしつつあるのでございます。

いまから百五十年ほど前、幕末の學者佐藤信淵は、鎖國の鎖を破り、万国通商の必然性を直観し、一書をあらわし、これを「混同秘策」と名づけました。幕吏の摘発することを恐れ隠匿深く隠されたこの書物を、そのおひの子は、おじの志の大なるに感嘆し、「書を抱いて連日悲泣してやまず」と歴史は語っておるのでございます。(拍手)やがて明治の夜は明け、万国通商の旗は、日本民族の象徴たる日の丸の旗とともに新生日本の至るところの島々、港々でひるがえるに至つたのでございます。

今日、あれは単細胞ではあるまいかと疑われるような愚昧なアメリカの極東政策の、その片棒をかつぐのがこの本案の構想であります以上は、かかる軽薄なる内容では、とうてい目ざめつつあるアジア諸民族の期待にこたえることは困難なのであります。

多少時間が延びてまことに恐縮ですが、しかし、かくのごときにわめき立てるような皆さまではないことを信じて——それはともあれ、ア

メリカの今日の状況は、やがては「よしあしの」わかる日が来る「セミしぐれ」、アメリカのベトナム干渉戦争に黒白のつくその日まで「いまに見よ棒食らわせんソバの花」でありまして、現段階におきまして本案はまず見送ることが賢明であり、この際は批准お取りやめのほど切望いたしまして、反対討論の結びといたす次第でございます。(拍手)

時間がありませんで、早口でたいへん失礼申し上げます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 鯨岡兵輔君。

〔鯨岡兵輔君登壇〕

○鯨岡兵輔君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となっているアジア開発銀行を設立する協定に対して、賛成の討論を行ないたいと思っております。

委員長から報告のあったとおり、この件に関しましては過般外務委員会においてきわめて慎重な討論が重ねられてまいりましたのであります。したがって、私も、社会党の方々がどういふ理由でこの協定に反対なさるのか、やや詳細に承知いたしておるつもりであります。また、いま重ねてこの議場において反対理由の御開陳がありましたので、さらに詳しく社会党がこの問題について考えておられる点を知り得たのであります。しかしながら、承れば承るほど、社会党のこの問題に対する考え方は、政策というよりはむしろ単なる感情論といったほうがよいのではないかと感ずるものがあります。(拍手)

幾たびか社会党の方々が言われるように、世界動乱の目はアジアに集中せられておるのであります。アジア全地域は流動ただらぬものがあります。その原因の一つは、確かにアジアの貧困にあると、これは断言できることでもあります。アジアがもしも経済的に豊かであったならば、アジアの政治的な不安は起こらずに済んだであろうと私も思ふのであります。このことは社会党の方々が十分認めることのできることであらうと

確信いたします。何とかしてアジアをその宿命と見える貧困から救いたいと、われわれ自由民主党は真剣にそれを考えておるのであります。(拍手)そしてこのこともまた社会党の方々が同じであらうと思ひます。

もう再び戦争はしたくない、これは全世界、全人類の念願であります。もし社会主義者だけが平和を求めるものであつて、他はしからずといえ、それははなはだしく僥倖であるとのそしりを免れないと思ふのであります。(拍手)平和を念願する世界の諸国民は、その英知を集めてその念願の達成に努力いたしておるのであります。その最大の機構が、たとえ不満足な要素が現状にたくさんあるとしても、国際連合であることを私どもは認識しなければなりません。それなればこそ、わが国は、歴代内閣が国際連合中心の外交方針をとり、これをさらに強力なものに育てていこうと力を尽くしておるわけでございます。世界に永遠の平和を念願する諸国民もまたわれわれと同じであります。

アジア開発銀行を設立する協定を審議するにあつて、私も忘れてならないことは、協定の第三条に明らかなごとく、「銀行の加盟国の地位は、(1)国際連合アジア極東経済委員会の加盟国及び準加盟国並びに(2)その他の域内国及び域外先進国で国際連合又はそのいずれかの専門機関の加盟国であるものに対して開放される」と規定されていることによつて明白なように、国際連合の崇高な目的に合致するものでございます。前にも申し述べましたように、国際連合を中心とし、これを拡大強化し、もつて世界の平和と繁栄をはかるとするわが国としては、むしろ率先してこの協定に参画することが当然のことであると申さなければなりません。(拍手)

さらに、これもまた前に申し述べましたように、独立後日、まだ浅く、経済的貧困の状態からアジアの諸国はいかにして抜け出そうかと、真剣に努力と苦悩を続けているのでございます。アジア

アの中の先進工業国として、日本が真にアジアの平和と繁栄を願ひ、そのアジアの平和と繁栄の中から自国の平和と繁栄を求めようとするのであるならば、この後進のアジアの諸国の涙ぐましい努力と苦悩に対して、正しくこれを理解し、これに力と行動がないならば、日本一国の繁栄いかに盛んになりといへども、日本はその意味からアジアの孤児にならざるを得ないと思ふのであります。(拍手)これがわれわれ自由民主党の基本的考え方であり、そして私も、社会党の諸君もまたこの基本的考え方と同調してくださるであらうことを疑わないのであります。(拍手)

ただ社会党の方々は、この協定がアメリカの懸念により、あるいはアメリカのイニシアチブによつて行なわれるものであるから反対であると言われまふけれども、それはまた、はなはだしくお気持の小さいお考えではないかと、私どもは残念に思ひます。(拍手)それによつて起こる心配のないように、加盟諸国は、この協定各条にわたつて研究し、審議を尽くしてまいつたのであります。すでにして成文化された協定でその心配がないならば、たとえ後日において、その運営上アメリカの行動に非難さるべきものありとすれば、それはその時点において問題になるべきことであつて、そのときこそ、わが国がイニシアチブをとつて、その行動の先頭に立てばよろしい。何も遠慮することはありません。私どもはそのように思ふのであります。それが独立国の権威であり、それが独立国の行動であらうと思ふのでございます。(拍手)いまからとかくの心配をして、だれが言い出したことだからいやだとか、あの国が入るのならば将来が心配だからとかいふような理由で、せっかくのりつぱな目的の協定に反対なさるとは、心の狭い考え方であつて、日本の名譽ある野党第一党たる社会党の取るべき態度とは思えないのでございます。(拍手)

中国に古くから、「君子は坦らかに蕩々たり、小人は長えに戚々たり」ということばがあります。われわれは貧困と不安とで流動ただらぬアジアの中で、唯一の工業先進国として、これらアジアの諸国に対してはむしろ、西欧先進諸国と交わるにも、その態度は蕩々たる、すなわち坦らかで伸び伸びとしたものであつてほしいと考えます。これに反して、こせこせと小事にこだわつて大道を見誤るがごとき、すなわち戚々たる態度をもつて事に処することは、わが国にとるべき態度ではないと、切にそれを自戒したい気持ちでございます。

この協定の細部にわたつては、すでに詳細な審議が尽くされておりますので、あえてその内容に触れることを控えさせていただきます。この際、明らかに申し上げておきたいことは、アジア開発銀行を設立する協定にわれわれが賛成するのは、アジアの貧困に大きな理解を持つ日本人の総意であり、日本の責任において行なうのであります。また、この国のにも遠慮していることではない。また、どこの国からもとかく言われる筋合いのものではないといふことでございます。

ここに、この問題に対するわが党の基本的な態度を申し上げ、社会党のそれに対し若干の批判を試み、願わくは、社会党の方々がその考えを改められて、真にアジアの貧困を打開するために、この協定に進んで賛成して下さることを期待して、私の賛成討論を終わりたいと思ひます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よつて、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

昭和四十一年五月三十一日 衆議院會議録第五十七号 銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案

日程第二 銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
○議長(山口喜久一郎君) 日程第二、銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十一年四月二十日

衆議院議長 山口喜久一郎殿
参議院議長 重宗 雄三

銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案
(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)
第一条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「研究のため」の下に「第五号の三第一項若しくは鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第七條ノ二第一項の講習会の教材の用に供するため」を加え、同項第三号の二中「第十條の二」を「第十條の四」に、「銃砲」を「けん銃」に改め、同項第六号中「所持する者」の下に「又は国若しくは地方公共団体」を加え、同項第八号中「又は運動競技用銃」を「運動競技用銃又は第四條第一項第二号の政令で定める銃砲」に改め、同項第九号中「所持する者」の下に「又は国若しくは地方公共団体」を加え、同条第二項中「第一号」を「第二号」に改める。

第三条の二第三号中「第二号又は第三号」を「第三号又は第四号」に改める。
第四条第一項第一号を次のように改める。
一 狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、銃又は空気銃を所持し、

うとする者
第四条第一項第五号を同項第七号とし、同項第四号中「必要な銃砲」を「運動競技用銃又はけん銃」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。
六 狩猟、有害鳥獣駆除、と獲、漁業又は建設業の用途に供するため必要な刀剣類を所持しうとする者
第四条第一項第三号中「必要な銃砲」を「けん銃」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。
二 人命救助又はと獲若しくは漁業、建設業その他の産業の用途に供するため、それぞれ、救命索発射銃、救命用信号銃又はと獲銃若しくは捕鯊銃、もり銃、捕鯊用標識銃、建設用びよう打銃、建設用網索発射銃その他の産業の用途に供するため必要な銃砲で政令で定めるものを所持しうとする者
第四条第三項中「第三号に規定する」を「第四号」に改め、同条第四項中「第三号に掲げる銃砲」を「第四号のけん銃」に改める。
第五条第二項中「変装銃砲刀剣類」の下に「又はその構造若しくは機能が政令で定める基準に適合しない銃砲」を加え、同条の次に次の二条を加える。
(銃砲及び空気銃の許可の基準の特例)
第五条の二 都道府県公安委員会は、第四條第一項第一号の規定による銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者がいづれかに該当する場合でなければ、許可をしてはならない。
一 次条第一項の講習会の講習を受け、その課程を修了した者
二 銃砲及び空気銃の取扱に關し、前号に掲げる者と同等以上の知識を有する者として政令で定める者
2 都道府県公安委員会は、第四條第一項第一

号の規定による銃砲の所持の許可を受けようとする者が二十歳(政令で定めるところ)により政令で定める者から推薦された者にあつては、十八歳)に満たない場合には、許可をしてはならない。
(銃砲及び空気銃の取扱に關する講習会)
第五条の三 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、その管轄区域内に住する者で第四條第一項第一号の規定による銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするものを受講者として、次に掲げる事項に關し必要な知識を修得させるための講習会を開催するものとする。
一 銃砲及び空気銃の所持に關する法令
二 銃砲及び空気銃の使用、保管等の取扱に關し、前項の講習会の講習を受け、その課程を修了した者に対し、証明書を交付しなければならぬ。
3 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、第一項の講習会の開催に關する事務の一部を政令で定める者に行なわせることができる。
第七条の次に次の一条を加える。
(銃砲及び空気銃の許可の更新)
第七条の二 第四條第一項第一号の規定による銃又は空気銃の所持の許可は、五年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
2 前項の更新を受けるための手続その他更新に關し必要な事項は、總理府令で定める。
第八条第一項第六号中「第三号若しくは第四号」を「第四号若しくは第五号」に改め、「満たないもの」の下に「若しくは銃砲の所持の許可を受けた者で二十歳に満たないもの」を、「第五條第一項第一号」の下に「若しくは第五條の二第二項」を加える。
第十条第一項中「第四條又は第六條に掲げる

用途に供するか」を「当該許可に係る用途に供する場合」に改め、同条第二項第一号中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」の上に「第四條第一項第一号の規定により狩猟又は有害鳥獣駆除(政令で定めるものを除く)の用途に供するため銃又は空気銃の所持の許可を受けた者が、当該用途に供するため」を加え、「(大正七年法律第三十二号)を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「指定射撃場において」の上に「第四條第一項第一号の規定により標的射撃の用途に供するため銃若しくは空気銃の所持の許可を受けた者又は同項第四号若しくは第六條の規定による銃砲の所持の許可を受けた者が、」を加え、同号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。
三 第四條の規定による銃砲の所持の許可を受けた者(前二号に規定する者を除く)が、当該許可に係る用途に供するため使用する場合
第十条第三項中「安全装置をする等直ちに発射できないようにして」を「当該銃砲に実包、空包又は金属性弾丸を装てんしないで」に、「容器」を「当該銃砲を容器」に改める。
第十条の二の見出しを削り、同条第一項中「第三号」を「第四号」に、「銃砲」を「けん銃」に改め、同条第二項及び第三項中「銃砲」を「けん銃」に改め、同条を第十条の四とし、同条の次に次の一条を加える。
(消音器等の所持の制限)
第十条の五 第四條又は第六條の規定による許可を受けた者は、許可に係る銃砲に取り付けて使用することができる政令で定める消音器、弾倉又は替銃身を所持してはならない。ただし、第四條第一項第三号の規定による許可を受けた者が許可に係る用途に供するため所持する場合は、この限りでない。
第十条の次に次の二条を加える。
(銃砲の構造及び機能の維持)
第十条の二 第四條の規定による許可を受けた

用途に供するか」を「当該許可に係る用途に供する場合」に改め、同条第二項第一号中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」の上に「第四條第一項第一号の規定により狩猟又は有害鳥獣駆除(政令で定めるものを除く)の用途に供するため銃又は空気銃の所持の許可を受けた者が、当該用途に供するため」を加え、「(大正七年法律第三十二号)を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「指定射撃場において」の上に「第四條第一項第一号の規定により標的射撃の用途に供するため銃若しくは空気銃の所持の許可を受けた者又は同項第四号若しくは第六條の規定による銃砲の所持の許可を受けた者が、」を加え、同号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。
三 第四條の規定による銃砲の所持の許可を受けた者(前二号に規定する者を除く)が、当該許可に係る用途に供するため使用する場合
第十条第三項中「安全装置をする等直ちに発射できないようにして」を「当該銃砲に実包、空包又は金属性弾丸を装てんしないで」に、「容器」を「当該銃砲を容器」に改める。
第十条の二の見出しを削り、同条第一項中「第三号」を「第四号」に、「銃砲」を「けん銃」に改め、同条第二項及び第三項中「銃砲」を「けん銃」に改め、同条を第十条の四とし、同条の次に次の一条を加える。
(消音器等の所持の制限)
第十条の五 第四條又は第六條の規定による許可を受けた者は、許可に係る銃砲に取り付けて使用することができる政令で定める消音器、弾倉又は替銃身を所持してはならない。ただし、第四條第一項第三号の規定による許可を受けた者が許可に係る用途に供するため所持する場合は、この限りでない。
第十条の次に次の二条を加える。
(銃砲の構造及び機能の維持)
第十条の二 第四條の規定による許可を受けた

用途に供するか」を「当該許可に係る用途に供する場合」に改め、同条第二項第一号中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」の上に「第四條第一項第一号の規定により狩猟又は有害鳥獣駆除(政令で定めるものを除く)の用途に供するため銃又は空気銃の所持の許可を受けた者が、当該用途に供するため」を加え、「(大正七年法律第三十二号)を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「指定射撃場において」の上に「第四條第一項第一号の規定により標的射撃の用途に供するため銃若しくは空気銃の所持の許可を受けた者又は同項第四号若しくは第六條の規定による銃砲の所持の許可を受けた者が、」を加え、同号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。
三 第四條の規定による銃砲の所持の許可を受けた者(前二号に規定する者を除く)が、当該許可に係る用途に供するため使用する場合
第十条第三項中「安全装置をする等直ちに発射できないようにして」を「当該銃砲に実包、空包又は金属性弾丸を装てんしないで」に、「容器」を「当該銃砲を容器」に改める。
第十条の二の見出しを削り、同条第一項中「第三号」を「第四号」に、「銃砲」を「けん銃」に改め、同条第二項及び第三項中「銃砲」を「けん銃」に改め、同条を第十条の四とし、同条の次に次の一条を加える。
(消音器等の所持の制限)
第十条の五 第四條又は第六條の規定による許可を受けた者は、許可に係る銃砲に取り付けて使用することができる政令で定める消音器、弾倉又は替銃身を所持してはならない。ただし、第四條第一項第三号の規定による許可を受けた者が許可に係る用途に供するため所持する場合は、この限りでない。
第十条の次に次の二条を加える。
(銃砲の構造及び機能の維持)
第十条の二 第四條の規定による許可を受けた

者は、許可に係る銃砲を当該銃砲に係る第五
条第二項の政令で定める基準に適合するよう
に維持しなければならない。ただし、第四条
第一項第三号の規定による許可を受けた者が
許可に係る銃砲を許可に係る用途に供する場
合は、この限りでない。

(銃砲の保管)

第十条の三 第四条又は第六条の規定による許
可を受けた者は、次条の規定により保管の委
託をする場合その他正当な理由がある場合を
除き、許可に係る銃砲を自ら保管するものと
し、その保管に当たっては、当該銃砲に実
包、空包又は金属性弾丸を装てんしておいて
はならない。

第十一条第九項中「第四項」を「第五項」に改
め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条
第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同
条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を
同条第七項とし、同条第五項を同条第六項と
し、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、
同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の
一項を加える。

4 第四条又は第六条の規定によるけん銃等又
は銃銃の所持の許可を受けた者が、火薬類取
締法昭和二十五年法律第百四十九号)第五十
条の二第一項の規定の適用を受ける火薬類に
ついて、同法の規定又は同法に基づく処分に
違反した場合には、都道府県公安委員会は、
その許可を取り消すことができる。

第十二条中「第三項」を「第四項」に改める。

第二十一条中「第十条の規定」を「第十条(第二
項各号を除く。)」の規定に、「第四条又は第六
条に掲げる用途に供するか」を「当該許可に係る用
途に供する場合」に、「第四条又は第六条に掲げ
る用途に供するため使用する」を「次の各号の一
に該当する」に改め、「正当な理由に基いて使用
する」の下に「と、同条第三項中「前項各号の一
に該当する」とあるのは、使用する」を加える。

第二十四条の二第八項及び第二十七条第三項
中「第七項及び第八項」を「第八項及び第九項」
に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第二十九条中「第七項」を「第五項の三第一項
の講習会の開催若しくは同条第二項の証明書の
再交付、第七項」に、「再交付又は」を「再交付若
しくは第七項の二の許可の更新又は」に改め、
「五百円」の下に「(証明書の再交付にあつては百
円とし、許可の更新にあつては四百円とする。)」
を加える。

第三十五条第四号中「第四項」を「第五項」に改
める。

(火薬類取締法の一部改正)

第二条 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四
十九号)の一部を次のように改正する。

第四十五条中「その他による運搬」の下に「又
は第五十条の二第一項の規定の適用を受ける火
薬類の消費」を加える。

第五十条の次に次の一条を加える。

(銃銃用火薬類の特則)

第五十条の二 実包又は政令で定める火薬で
あつて、銃銃刀剣類所持等取締法(昭和三十
三年法律第六号)に規定するけん銃等又は銃
銃にもつぱら使用されるものに關しては、第
十七條(第一項第四号を除く。)、第二十四条及
び第二十五条中「通商産業省令」とあるのは、
「総理府令」と、「都道府県知事」とあるのは、
「都道府県公安委員会」と読み替へるものとす
る。けん銃等、銃銃又は古式銃銃に使用し又
は使用させることを目的とする空包、銃用雷
管又は政令で定める火薬の譲渡、譲受け、輸
入又は消費についても、同様とする。

2 前項の規定は、製造業者若しくは販売業者
が業務のため行ない、又は銃銃刀剣類所持等
取締法第四條第一項第二号の規定による銃銃
の所持の許可を受けた者が許可に係る用途に
關して行なう譲渡、譲受け、輸入又は消費に
ついては、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十二年一月一日から施行
する。

(経過規定)

2 改正前の銃銃刀剣類所持等取締法(以下「旧
法」という。))の規定による銃銃又は刀剣類の所
持の許可で次の表の上欄に掲げるものは、それ
ぞれ同表の下欄に掲げる改正後の銃銃刀剣類所
持等取締法(以下「新法」という。))の規定による
銃銃又は刀剣類の所持の許可とみなす。

旧法第四條第一項第一号の規定による銃銃又 は空氣銃の所持の許可	新法第四條第一項第一号の規定による銃銃又 は空氣銃の所持の許可
旧法第四條第一項第一号の規定による銃銃及 び空氣銃以外の銃銃の所持の許可	新法第四條第一項第二号の規定による救命索 発射銃、救命用信号銃、と殺銃、捕鯨砲、も り銃、捕鯨用標識銃、建設用びより打銃、建 設用網索発射銃又は政令で定める銃銃の所持 の許可
旧法第四條第一項第一号の規定による刀剣類 の所持の許可	新法第四條第一項第六号の規定による刀剣類 の所持の許可
旧法第四條第一項第二号の規定による銃銃の 所持の許可	新法第四條第一項第三号の規定による銃銃の 所持の許可
旧法第四條第一項第三号の規定による銃銃の 所持の許可	新法第四條第一項第四号の規定によるけん銃 の所持の許可
旧法第四條第一項第四号の規定による銃銃の 所持の許可	新法第四條第一項第五号の規定による運動銃 技用信号銃又はけん銃の所持の許可
旧法第四條第一項第五号の規定による刀剣類 の所持の許可	新法第四條第一項第七号の規定による刀剣類 の所持の許可

3 この法律の施行の際現に都道府県公安委員会に對し旧法の規定によりされている申請で、前項の
表の上欄に掲げる許可に係るものは、それぞれ同表の下欄に掲げる許可に係る申請とみなす。

4 この法律の施行の際現に都道府県公安委員会に對し旧法の規定による銃銃の所持の許可の申請を
している者に対する許可の基準については、新法第五條の二の規定にかかわらず、なお従前の例に
よる。

5 この法律の施行の際現に旧法第四條第一項第一号の規定による銃銃又は空氣銃の所持の許可を受
けている者は、総理府令で定めるところにより次の表の上欄に掲げる許可証の交付を受けた日の属
する年の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日に更新を受けなければ、許可は、その日限り
その効力を失う。

昭和四十一年五月三十一日 衆議院會議録第五十七号 銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案 港灣運送事業法の一部を改正する法律案 一二八〇

許可証の交付を受けた日の属する年	許可の失効の日
昭和二十一年から昭和二十九年まで	昭和四十二年四月三十日
昭和三十年から昭和三十一年まで	昭和四十二年十月三十一日
昭和三十一年から昭和三十三年まで	昭和四十三年四月三十日
昭和三十三年から昭和三十五年まで	昭和四十三年十月三十一日
昭和三十四年から昭和三十五年まで	昭和四十三年十月三十一日
昭和三十六年	昭和四十四年四月三十日
昭和三十七年	昭和四十四年十月三十一日
昭和三十八年	昭和四十五年四月三十日
昭和三十九年	昭和四十五年十月三十一日
昭和四十年	昭和四十六年四月三十日
昭和四十一年	昭和四十六年十月三十一日

- 6 この法律の施行の際現に旧法第四條第一項第一号の規定による銃銃又は空気銃の所持の許可(当該許可に係る前項の表の下欄に掲げる許可の失効の日が異なるものに限る。)を二以上受けている者は、最初に受けることとなる許可の更新を申請するに当たり、あわせて他の許可についても、同時の更新を申請することができる。
- 7 この法律の施行の際現に旧法第四條第一項第一号の規定により狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するため銃銃又は空気銃の所持の許可を受けている者に対する新法第十條第一項及び第二項の規定の適用については、当該許可に係る用途は、新法第四條第一項第一号の標的射撃の用途を含むものとする。
- 8 この法律の施行の際現に旧法第四條の規定による許可に係る銃砲で新法第五條第二項の政令で定める基準に適合しないものを所持している者は、この法律の施行後二月以内に、政令で定めるところにより、その銃砲を当該基準に適合するように措置しなければならない。この場合において、その措置がとられたときは、当該銃砲について新法第十條の二の規定を適用する。
- 9 この法律の施行の際現に都道府県知事に対してされている火薬類取締法第十七條第一項、第二十四條第一項又は第二十五條第一項の規定による許可の申請については、改正後の火薬類取締法第五十條の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 10 この法律の施行前にされた火薬類取締法第十七條第一項、第二十四條第一項若しくは第二十五條第一項の規定による許可又はこの法律の施行後に前項の規定に基づいてされる許可に係る行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)

による不服申立てについては、なお従前の例による。

- 11 この法律の施行前にされた火薬類取締法第十七條第一項若しくは第二十五條第一項の規定による許可又はこの法律の施行後に附則第九項の規定に基づいてされる許可に係る同法第十七條第三項、第七項若しくは第八項又は第二十五條第三項の規定の適用については、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事」の属する都道府県に置かれる公安委員会」とする。
- 12 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員長岡崎英城君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔岡崎英城君登壇〕

○岡崎英城君 ただいま議題となりました銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。本案は、銃砲刀剣類による危害を未然に防止しようにとするものでありまして、その要旨は、銃銃及び空気銃の所持に関する講習会及び所持許可の更新制度を設けるとともに、銃砲の所持許可についての基準を整備する等、その所持、使用及び保管に関する規制を強化するほか、銃銃等を使用される実包、空包等に関する取り締まりの実効を確保するため、その譲渡、譲り受け、輸入及び消費の許可に関する権限を都道府県知事から都道府県公安委員会に移そうとするものであります。

本案は、参議院先議のため当委員会に予備付託され、四月二十日本付託となり、同二十一日永山國務大臣より提案理由の説明を聴取し、自來熱心に審査を続けてまいりましたが、その詳細は會議録に譲りたいと存じます。

五月二十七日、質疑を終了し、討論の通告もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 港灣運送事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(山口喜久一郎君) 日程第三、港灣運送事業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

港灣運送事業法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十一年三月十四日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

港灣運送事業法の一部を改正する法律案(昭和二十六年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第二号中「貨物の取卸の下に(第四号に掲げる行為を除く。)」を加え、同項第三号中「(総トン数百トン以上の鋼製船舶を除く。)」を削り、同項第四号中「(はしけからの取卸若しくははしけへの積込を(船舶(運輸省令で定める総トン数未満のものに限る。以下この号において同じ。))若しくははしけからの取卸若しくは船舶若

しくははしけへの積込み(貨物の船舶からの取卸し又は船舶への積込みにあつては、当該船舶が岸壁、さん橋又は物揚場に係留され、かつ、当該船舶の揚貨装置を使用しないで行なう場合に限る。に)に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「水域は」の下に、「政令で定めるものを除くほか」を加え、「いい、これに接続する湖川の政令で定める区域を含む」を「いう」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律で「港灣運送事業」とは、営利を目的とするとして、他人の需要に応じ、次に掲げる行為を行なう事業をいう。

一 港灣において、船舶に積み込まれた貨物の位置の固定若しくは積載場所の区画又は船舶積貨物の荷造り若しくは荷直し

二 港灣において、船舶積貨物の警備

「第二章 港灣運送事業」を「第二章 港灣運送事業等」に改める。

第六条第一項第二号を次のように改める。

二 第三条第一号から第五号までに掲げる港灣運送事業にあつては、少なくとも、港灣運送事業の種類及び港灣ごとに運輸省令で定める施設及び労働者を有するものであること。

三 当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

第十六条を次のように改める。

(下請の制限)

第十六条 一般港灣運送事業者は、各月中に引き受けた港灣運送については、第二条第一項第二号から第五号までに掲げる行為の種類ごとに、少なくとも、当該月中に引き受けた港灣運送のうち当該種類のものに係る貨物量に運輸省令で定める率を乗じて得た貨物量の貨物に係る当該種類の行為を自ら行なわなければならない。

2 前項の規定の適用については、一般港灣運送事

業者がその引き受けた港灣運送を他の港灣運送事業者(当該一般港灣運送事業者が発行済株式の総数の二分の一をこえる株式を保有することによりその事業活動を支配するものその他当該一般港灣運送事業者とこれに準ずる運輸省令で定める密接な関係を有するものに限る。)に下請をさせる場合における当該下請に係る行為は、自ら行なつた行為とみなす。ただし、当該一般港灣運送事業者が、当該月中に引き受けた港灣運送に係る第二条第一項第二号から第五号までに掲げる行為のうちいずれかの種類の行為を前項の規定に従つて自ら行なつた場合に限る。

3 第三条第二号から第五号までに掲げる港灣運送事業(以下「船内荷役事業等」という。)の免許を受けた者は、各月中に引き受けた港灣運送(他の港灣運送事業者から引き受けたものを除く。)については、少なくとも、当該月中に引き受けた港灣運送に係る貨物量に第一項の運輸省令で定める率を乗じて得た貨物量の貨物に係る港灣運送を自ら行なわなければならない。

4 船内荷役事業等の免許を受けた者は、他の港灣運送事業者から引き受けた港灣運送については、その全部を自ら行なわなければならない。

5 第一項及び第三項に規定する貨物量の算出の方法は、運輸省令で定める。

6 運輸大臣は、港灣運送事業者が第一項、第三項又は第四項の規定に違反していると認めるときは、当該港灣運送事業者に対し、その是正のために必要な事業施設の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

第十七条の二の次に次の一条を加える。

(会計)

第十七条の三 港灣運送事業者は、その事業年度、勘定科目の分類、帳簿書類の様式その他の会計に関する手続について運輸省令で定めるところに従い、その会計を処理しなければならない。

第十八条第二項中「及び解散」を削り、同条に次

の一項を加える。

第六條の規定は、第一項、第二項又は第四項の認可について準用する。

第二十條の見出し中「許可」を「許可等」に改め、同条第三項中「前項を、前二項に、」を「前項を、」に改め、同条第二項中「前項を、」を「前項を、」に改め、同項を同条第五項とし、同条第四項を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 港灣運送事業を経営する法人の解散の決議又は総社員の同意は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 運輸大臣は、当該事業の休止若しくは廃止又は当該法人の解散によつて利用者の利便が著しく阻害されるおそれがあると認める場合を除くほか、第一項の許可又は前項の認可をしななければならない。

第二章中第二十二條の次に次の一条を加える。

(港灣運送事業の届出)

第二十二條の二 港灣運送事業を営む者は、港灣ごとに、その事業の開始の日から三十日以内に、運輸省令で定める事項を運輸大臣に届け出なければならない。届出をした事項を変更したときも、同様とする。

2 港灣運送事業を営む者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第二十九條を次のように改める。

(免許等の条件又は期限)

第二十九條 免許、許可又は認可には、条件又は期限を附し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件又は期限は、公共の利益を増進し、又は免許、許可若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該港灣運送事業者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

第三十三條第一項及び第二項中「港灣運送事業者」の下に「又は港灣運送事業を営む者」を加える。

第三十三條の三第三項中「第十六條まで」を「第十五條の二まで、第十六條第四項及び第六項に、及び第三十三條を、並びに第三十三條に、」第十九條第一項を除くを「第十六條第四項及び第十九條第一項を除くを、」第十九條第一項中「第十六條第四項中「船内荷役事業等の免許を受けた者」とあるのは「第三十三條の三第一項の規定の適用を受ける内航海運業者」と、第十九條第一項中「に改め、第四章中同條の次に次の一条を加える。

(政令への委任)

第三十三條の四 第二條第四項の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第三十五條第三号中、第十六條(第三十三條の三第三項において準用する場合を含む。))を削り、同条第五号中「第十七條の二第二項」を「第十六條第六項(第三十三條の三第三項において準用する場合を含む。)、第十七條の二第二項」に改める。

第三十七條第二号中「第十七條第三項」の下に「第二十二條の二」を加える。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年十月一日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行前にした改正前の港灣運送事業法の規定による港灣運送事業の免許及びその申請は、改正後の港灣運送事業法(以下「新法」という。)の規定に基づいてしたものみなす。

昭和四十一年五月三十一日 衆議院會議録第五十七号 港灣運送事業法の一部を改正する法律案

一二八二

行の日から一年間は、新法第四条の免許を受けなくても、当該各号の事業を従前の例により引き続き営むことができる。その者がその期間内に同条の免許の申請をした場合において、その申請について免許をする旨又は免許をしない旨の通知を受けるまでの期間についても、同様とする。

一 この法律の施行の際現に、内航海運業法（昭和二十七年法律第五十一号）第三条第一項の規定による登録を受けて内航海運事業を営んでいる者であつて、第二条第一項第三号の規定の改正により新たにはしけ運送事業となる事業に相当する事業を営んでいるもの

二 この法律の施行の際現に、船内荷役事業の免許を受けている者であつて、第二条第一項第四号の規定の改正により新たに沿岸荷役事業となる事業に相当する事業を営んでいるもの

4 この法律の施行の際現に新法第三条第一号から第五号までに掲げる港灣運送事業の免許を受けている者に係る港灣運送（他の港灣運送事業者から引き受けるものを除く。）の下請の制限については、新法第十六条第一項から第三項までの規定にかかわらず、この法律の施行の日から二年間は、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現に港灣運送関連事業に相当する事業を営んでいる者については、この法律の施行の日から三十日以内に新法第二十二條の二第一項の規定による届出をすれば足りる。

6 この法律の施行前にした行為及び附則第四項の規定により従前の例によることとされる港灣運送の下請の制限に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二条第三項」を「第二条第四項」に改める。

（内航海運業法の一部改正）

8 内航海運業法の一部を次のように改正する。
第二条第三項第三号及び第四項中「第二条第三項」を「第二条第四項」に改める。

（内航海運組合法の一部改正）

9 内航海運組合法（昭和三十三年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項第五号中「第二条第三項」を「第二条第四項」に改める。

（理由）

港灣運送事業の規模の拡大等によりその近代化を促進するため、港灣運送事業の免許の基準を整備し、及び港灣運送の下請に関する規制を強化するほか、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長（山口喜久一郎君） 委員長の報告を求めます。運輸委員長古川文吉君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔古川文吉君登壇〕
古川文吉君 ただいま議題となりました港灣運送事業法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本案の趣旨を簡単に御説明申し上げます。近年、わが国経済の高度成長に伴い、港灣にお

ける取り扱い貨物は激増しており、これに対応して、港灣荷役の機械化、能率化が各方面から強く要請されているのであります。

本案は、このような情勢にかんがみまして、港灣運送事業の近代化並びに合理化をはかり、とするものであります。改正の要点を申し上げますと、

第一点は、免許基準を整備すること。すなわち、施設及び労働者については、事業の種類及び港灣ごとに一定規模以上のものとすること。

第二点は、港灣運送事業者に対し、港灣運送の種類ごとに一定率以上の作業の直管を義務づけるとともに、一定の要件のもとに下請制度を認め、また、再下請を禁止すること。

第三点は、船積み貨物の位置の固定、警備等の行為を行なう事業を港灣運送関連事業として、新たに港灣運送事業法の規制の対象とすること。の三点であります。

本案は、三月十四日日本委員会に付託され、同十六日政府より提案理由の説明を聴取し、七回にわたって慎重審議を行ない、その間、自由民主党、日本社会党、民主社会党を代表して、自由民主党砂田重民君より、港灣運送関連事業に船倉の清掃を加えるとともに、関連事業の料金を実施前に届け出る等の修正案が提出されました。

かくて、五月二十七日、質疑を終了し、討論を省略、採決の結果、修正案及び修正案を除く原案は起立議員をもって可決され、よつて、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対して、政府は、港灣運送の新秩序の確立にあたっては、各港の実情に沿って育成し、その能力の活用をはかり、また、省令の制定

にあたっては、幅広い考慮を払うとともに、港灣運送関連事業の実態にかんがみ、近い将来、これを本来の港灣運送事業として規制を強化すべき旨の附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

〔参照〕

港灣運送事業法の一部を改正する法律案に対する修正案（委員会修正）

港灣運送事業法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条第二項の次に加えられる第三項の改正規定中「又は船積み貨物の荷造り若しくは荷直し」を「船積み貨物の荷造り若しくは荷直し又は船舶への貨物の積み込み若しくは船舶からの貨物の取卸しに先行し若しくは後続する船倉の清掃」に改める。

第二章中第二十二條の次に一条を加える改正に関する部分中「次の一条」を「次の四條」に改め、第二十二條の二第一項の改正規定を次のように改める。

港灣運送関連事業を営もうとする者は、あらかじめ、港灣ごとに、運輸省令で定める事項を運輸大臣に届け出なければならぬ。当該届出をした者（以下「港灣運送関連事業者」という。）が当該届出をした事項を変更しようとするときも、同様とする。

第二十二條の二第二項の改正規定中「港灣運送関連事業を営む者」を「港灣運送関連事業者」に改める。

第二十二條の二の改正規定の次に次のように加える。

（料金）

第二十二條の三 港灣運送關連事業者は、運輸省令で定めるところにより、港灣ごとに、料金を定め、その実施前に、運輸大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

(料金の変更命令及び聴聞)

第二十二條の四 運輸大臣は、港灣運送關連事業者が前条の規定により届け出た料金が次の各号の基準に適合しないと認めるときは、当該港灣運送關連事業者に対し、期限を定めて当該料金を変更すべきことを命ずることができる。

一 能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであること。

二 特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

2 運輸大臣は、前項の規定により料金の変更を命じようとするときは、当該港灣運送關連事業者に対し、あらかじめ期日及び場所を通知して、公開による聴聞を行わなければならない。

3 聴聞に際しては、当該港灣運送關連事業者及び利害關係人に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

(料金の割りもどしの禁止及び料金の掲示)

第二十二條の五 第十條の規定は港灣運送關連事業者が收受した料金について、第十二條の規定は港灣運送關連事業者が第二十二條の三の規定により届け出た料金について準用する。

第三十三條第一項及び第二項の改正に関する部分中「港灣運送關連事業者を営む者」を「港灣運送關連事業者」に改める。

第三十五條の改正に関する部分を次のように改める。

第三十五條第三号中「第三十三條の二第二項」を「第二十二條の五、第三十三條の二第二項」に改め、「第十六條第三十三條の三第三項において準用する場合を含む。」を削り、同条第五号中「第十七條の二第二項又は第二十一條」を「第十六條第六項(第三十三條の三第三項において準用する場合を含む)、第十七條の二第二項、第二十一條又は第二十二條の四第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

六 第二十二條の三の規定による届出をしないで料金を收受した者

第三十七條の改正に関する部分中「第三十七條第二号」を「第三十七條第一号中「第三十三條の二第二項」を「第二十二條の五、第三十三條の二第二項」に改め、同条第二号」に改める。

附則第一項に次のただし書を加える。

ただし、第二十二條の三から第二十二條の五までの改正規定並びに附則第六項及び第七項の規定は、昭和四十二年十月一日から施行する。

附則第五項を次のように改める。

5 この法律の施行の際現に港灣運送關連事業者を営んでいる者については、新法第二十二條の二第一項前段中「あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行の日から三十日以内」と読み替えて、同項前段の規定を適用する。

附則第九項を附則第十一項とし、附則第六項から第八項までを二項ずつ繰り下げ、附則第五項の次に次の二項を加える。

港灣運送關連事業者である者については、新法第二十二條の三の改正規定の施行の日から三十日以内に」と読み替えて、同条の規定を適用する。

7 前項に規定する者は、同項及び新法第二十二條の三の規定により料金を届け出るまでの間は、第二十二條の三の改正規定の施行の際実施している料金を引き続き実施することができ、この場合において、当該料金については、新法第二十二條の五の規定(新法第十條の規定を準用する部分に限る。)は、適用しない。

〇議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。

本案の委員長報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第四 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

〇議長(山口喜久一郎君) 日程第四、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

右 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案 昭和三十九年四月二日 国会に提出する。

内閣総理大臣 佐藤 榮作

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律

(私立学校教職員共済組合法の一部改正) 第一条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第三十五條第一項第一号中「百分の十五」を「百分の十六」に改める。

(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

附則第八項第一号中「旧法第二十三條の規定の例により算定した平均標準給与の月額」の十二倍に相当する額(その額が六十二万四千円をこえるときは、六十二万四千円とする。以下この号及び次項第一号において「旧平均標準給与の年額」という。)を「平均標準給与の年額」に、

「旧平均標準給与の年額」を「平均標準給与の年額」に改め、附則第九項第一号中「旧平均標準給与の年額」を「平均標準給与の年額」に改め、附則第十二項第一号中「旧法第二十三條の規定の例により算定した平均標準給与の月額」(その額が千七百三十四円をこえるときは、千七百三十四円とする。)を「平均標準給与の月額」に改める。

(昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律の一部改正)

昭和四十一年五月三十一日 衆議院會議録第五十七号 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

第三条 昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律(昭和三十年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

第一条の二 前条に規定する年金については、昭和四十一年十月分以降、その年金額を六万円に改定する。

第三条中「第一条の下に」及び「第一条の二」を加える。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年十月一日から施行する。

2 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に給与事由が生じたこの法律による改正前の私立学校教職員共済組合法の規定による長期給付については、この附則に別段の規定があるものを除くほか、なお従前の例による。

3 昭和三十六年十二月三十一日以前に給与事由が生じた私立学校教職員共済組合法(以下「法」という。)の規定による退職年金(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(次項において「法律第四十号」という。))附則第四項第二号に規定する恩給財団における従前の例による者に係るものを除く。)で施行日の前日において現にこれを受ける権利を有する者に支給されるものについては、昭和四十一年十月分以降、その額を私立学校教職員共済組合法等の一部を

改正する法律(昭和四十年法律第八十九号)による改正後の法律第二十三条の規定の例により算定した平均標準給与の月額を基礎として、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)による改正前の国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)第三十九条第二項の規定の例により計算した額とする。ただし、その計算した額が従前の年金の額より少ないときは、従前の年金の額とする。

4 昭和三十一年一月一日から施行日の前日まで間に給与事由が生じた法の規定による退職年金で施行日の前日において現にこれを受ける権利を有する者に支給されるものについては、昭和四十一年十月分以降、その額をこの法律による改正後の法律第四十号附則第八項及び第九項の規定により計算した額とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

5 施行日前に給与事由が生じた廃疾年金又は遺族年金については、昭和四十一年十月分以降、その額を前二項に規定する退職年金の額の計算の例に準じて政令で定めるところにより計算した額とする。

6 昭和四十年四月三十日以前に退職し、又は死亡した組合員に係る次の各号に掲げる年金については、その額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十一年十月分以降、その額を当該各号に掲げる額とする。ただし、これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が二十年に満たない場合は、この限りでない。

- 一 退職年金又は廃疾年金 六万円
- 二 遺族年金 三万円

理由

私立学校教職員共済組合の行なう長期給付に要する費用についての国の補助率を引き上げるとともに、旧長期組合期間に対する給付額算定の基礎となる平均標準給与の月額の算定方法を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。文教委員長八田貞義君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔八田貞義君登壇〕

○八田貞義君 ただいま議題となりました法律案について、文教委員会における審査の経過とその結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、私立学校教職員共済組合の行なう給付の充実、改善をはかるため、長期給付に要する費用に対する国の補助率を引き上げるとともに、旧長期組合員期間に対する給付額算定の基礎となる平均標準給与の月額の算定方法を改め、組合員期間が二十年以上の者にかかる既裁定の低額年金の是正をはかる等、所要の改正を行なうとするものであります。

本案は、去る四月二日当委員長に付託となり、同六日政府より提案理由の説明を聴取いたしました。四月二十七日には、私立学校教職員共済組合

理事長佐々木良吉君外一名の参考人から本案について意見を聴取するなど、慎重に審査をいたしました。その詳細は会議録によって御承知を願います。

かくて、五月二十七日、本案に対する質疑を終了、次いで、自由民主党谷川和穂君外八名から、本案に対し、私立学校教職員共済組合が業務を行なうに要する経費について、財源調整のため必要があるときは国が補助することができるとするのと同時に、既裁定の廃疾年金については、組合員期間のいかんにかかわらず、その最低額を保障する旨の、自由民主党、日本社会党、民主社会党共同提案にかかる修正案が提出されました。

本修正案及び原案については、討論の通告がないため、直ちに採決に入りましたところ、本修正案及び修正部分を除く原案は起立総員をもって可決されました。

次いで、日本社会党高橋重信君外九名から、本案に対し、本法が全私立学校に適用されるよう措置すること、高齢組合員に対し長期給付支給の措置を講ずること、旧長期組合員期間にかかる給付または既裁定年金額について新法を適用すること、いわゆる年金スライド原則規定の実施基準を明確にすること、整理資源を確保するため必要な国庫補助を行なうこと、私立学校教職員の給与改善、給与体系の整備等をはかるため適切な指導助言を行なうこと、及び短期給付事業の費用に対する国の助成と長期給付事業の費用に対する国庫補助率の引き上げにつとめることを趣旨とする自由民主党、日本社会党、民主社会党共同提案にかかる附帯決議案が提出され、採決の結果、異議なく可決されました。

かくて、本案は附帯決議を付して修正議決されました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

【参照】

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)
私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第一条のうち、第三十五条第一項の改正に関する部分を次のように改める。

第三十五条第一項第一号中「百分の十五」を「百分の十六」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国は、前項に規定するもののほか、財源調整のため必要があるときは、予算の範囲内において、これに要する費用の一部を補助することができる。

附則第六項の見出しを削り、同項中「これらの年金」を「退職年金及び遺族年金については、これらの年金」に改める。

附則第六項の見出しを削り、同項中「これらの年金」を「退職年金及び遺族年金については、これらの年金」に改める。

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議はありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第五 農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(山口喜久一郎君) 日程第五、農林省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

農林省設置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十一年二月三日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第八十二条第二項の表中「南海区水産研究所」

高知市」を「南海区水産研究所 広島市」に、

「内海区水産研究所」を「淡水区水産研究所」に、

「淡水区水産研究所」を「東京市」を「遠洋水産研究所」に改める。

第九十一条第一項の表を次のように改める。

区分	定員
本省	三〇、一四三人
食糧庁	二八、八八八人
林野庁	一、〇八八八人
水産庁	一、八二二人
合計	六一、九四〇人

附則

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2 農林省の本省及び食糧庁の定員は、改正後の第九十一条第一項の規定にかかわらず、これらの機関ごとに、次の表の中欄に掲げる期間内

は、同項に規定する当該機関の定員にそれぞれ同表の下欄に掲げる員数を加えた員数とする。

機関	昭和四十一年四月一日から昭和四十一年七月一日まで	昭和四十一年七月一日から昭和四十一年十月一日まで	昭和四十一年十月一日から昭和四十一年十二月二十八日まで
本省	二〇九人	二二一人	一人
食糧庁	二八人	二八人	二八人

理由

水産庁の附属機関として南海区水産研究所及び遠洋水産研究所を新設し、これに伴い南海区水産研究所及び内海区水産研究所を廃止するとともに、農林省の職員定員を改める必要がある。これに、この法律案を提出する理由である。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長木村武雄君。

「報告書は本号末尾に掲載」

「木村武雄君登壇」

○木村武雄君 ただいま議題となりました農林省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、水産試験研究体制の再編整備をはかるため、水産庁の附属機関として遠洋水産研究所及び南海区水産研究所を設置し、南海区水産研究所及び内海区水産研究所を廃止することとするほか、八郎潟新農村建設事業団への事業委託に伴う減員等により、職員の定員を差し引き二百人減員しようとするものであります。

本案は、二月二十一日日本委員会に付託、二月二十二日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、五月二十七日、質疑を終了いたしましたところ、伊能委員より、施行期日を「公布の日」に改める旨の修正案が提出され、越智説明の後、討論に入り、日本社会党を代表して山口誠治委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、多数をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

【参照】

農林省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

農林省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和四十一年四月一日」を「公布の日」に改める。

附則第二項の表中「昭和四十一年四月一日から同年」を「この法律の施行の日から昭和四十一年」に改める。

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

昭和四十一年五月三十一日 衆議院會議録第五十七号 国民年金法の一部を改正する法律案外二案

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第六 国民年金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 重度精神薄弱児扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(山口喜久一郎君) 日程第六、国民年金法の一部を改正する法律案、日程第七、児童扶養手当法の一部を改正する法律案、日程第八、重度精神薄弱児扶養手当法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

国民年金法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十一年二月十九日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

国民年金法の一部を改正する法律

国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「変動後の諸事情に應ずるための調整を加えられるべきものとする」を「変動後の諸事情に應ずるため、すみやかに改定の措置が講ぜられなければならない」に改める。

第五条第二項第五号中「(遺族給与金を含む)」を削る。

第十九条第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項を第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、死亡した者が母子年金の受給権者であつたときは、その者の死亡の当時当該母子年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となつていた夫の子は、同項に規定する子とみなす。

第二十七條第一項第一号及び第二号を次のように改め、同条第二項及び第三項を削る。

一 二百円に保険料納付済期間の月数を乗じて得た額

二 二百円に保険料免除期間の月数を乗じて得た額の三分の一に相当する額

第二十九條の四中「第二十七條第一項及び第二項を第二十七條」に改める。

第三十條第一項ただし書を削り、同項第一号中「初診日の前日」を「療養認定日の前日」に改め、同号イ中「初診日」を「療養認定日」に改め、同号ロ中「初診日」を「療養認定日」に、

「前月まで引き続き一年間被保険者であり、かつ、その期間のすべてを前月までの被保険者期間が一年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち最近の一年間」に改め、同号ハ中「初診日」を「療養認定日」に、

「前月まで引き続き一年間被保険者であり、かつ、その期間のすべてを前月までの被保険者期間が一年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち最近の一年間」に改め、同号ニ中「初診日」を「療養認定日」に改め、同条第二項ただし書中「程度以上」のものを改める。

第三十條の次に次の一条を加える。

第三十條の二 疾病にかかり、又は負傷し、かつ、前条第一項各号の要件に該当する者であつ

て、療養認定日において別表に定める程度の療養の状態になつたものが、同日後六十五歳に達する日の前日までの間に、その傷病によりはじめて同表に定める程度の療養の状態に該当するに至つたときは、その者に同項の障害年金を支給する。

2 初診日が二十歳に達する日前である傷病により療養の状態にある者であつて、二十歳に達した日以後にさらに療養にかかり又は負傷し、前条第一項各号の要件に該当し、かつ、新たに発した傷病に係る療養認定日において前後の療養を併合して別表に定める程度の療養の状態になつたものが、同日後六十五歳に達する日の前日までの間に、はじめて前後の療養を併合して同表に定める程度の療養の状態に該当するに至つたときも、前項と同様とする。この場合においては、前条第二項ただし書の規定を準用する。

3 前二項の障害年金の支給は、第十八條第一項の規定にかかわらず、当該障害年金の請求があつた日の属する月の翌月から始めるものとする。

第三十三條第一項中「初診日」を「療養認定日」に、

「第二十七條第一項及び第二項を第二十七條」に、

「二万四千円」を「六万円」に改め、同条第二項中「六千円」を「一万二千元」に改める。

第三十七條第一項ただし書を削り、同項第一号ロ中「前月まで引き続き三年間被保険者であり、かつ、その期間のすべてを前月までの被保険者期間が三年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち最近の三年間」に改め、同号ハ中「前月まで引き続き一年間被保険者であり、かつ、その期間のすべてを前月までの被保険者期間が一年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち最近の一年間」に改める。

第三十八條を次のように改める。

第三十八條(母子年金の額)

第三十八條 母子年金の額は、五万五千二百円と

する。

第三十九條第三項第六号ただし書中「妻が受給権を取得した時から引き続き」を削る。

第四十一條の二第一項ただし書を削り、同項第一号ロ中「前月まで引き続き三年間被保険者であり、かつ、その期間のすべてを前月までの被保険者期間が三年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち最近の三年間」に改め、同号ハ中「前月まで引き続き一年間被保険者であり、かつ、その期間のすべてを前月までの被保険者期間が一年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち最近の一年間」に改める。

第四十二條第一号ロ中「前月まで引き続き三年間被保険者であり、かつ、その期間のすべてを前月までの被保険者期間が三年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち最近の三年間」に改め、同号ハ中「前月まで引き続き一年間被保険者であり、かつ、その期間のすべてを前月までの被保険者期間が一年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち最近の一年間」に改める。

第四十三條中「第二十七條第一項及び第二項を第二十七條」に、

「二万二千円」を「三万円」に改める。

第四十五條第六号ただし書中「父又は母の死亡の時から引き続き」を削る。

第四十七條第二項中「第六十六條第三項を第六十六條第二項」に改める。

第五十條中「第二十七條第一項及び第二項を第二十七條」に改める。

第五十六條第一項中「初診日の前日において次の各号のいずれにも該当しなかつたもの」を「療養認定日の前日において次の各号のいずれかに該当したもの」に、

「療養認定日」に、

「療養認定日」に、

「五年以上であり、かつ」に、

「三分の二に満たないこと」を「三分の二以上を占めること」に

改め、同項第二項を次のように改める。

二 廃疾認定日の前日まで引き続く被保険者であつた期間に係る保険料の滞納がないこと。
第五十六条第二項中「その初診日の前日において前項各号のいずれにも該当せず、かつ、新たに発した傷病に係る廃疾認定日」を「その傷病に係る廃疾認定日の前日において前項各号のいずれかに該当し、かつ、その廃疾認定日に改める。」

第五十六条の次に次の一条を加える。

第五十六条の二 疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において被保険者であり、かつ、廃疾認定日の前日において前条第一項各号のいずれかに該当した者であつて、廃疾認定日において別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態になかつたものが、同日後六十五歳に達する日の前日までの間に、その傷病によりはじめて同表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態に該当するに至つたときは、その者に同項の障害福祉年金を支給する。

2 初診日が二十歳に達する日以前である傷病により廃疾の状態にある者であつて、二十歳に達した日以後にさらに疾病にかかり又は負傷し、新たに発した傷病に係る廃疾認定日の前日において前条第一項各号のいずれかに該当し、かつ、その廃疾認定日において前後の廃疾を併合して別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態になかつたもの（新たに発した傷病に係る初診日において被保険者であつた者に限る。）が、同日後六十五歳に達する日の前日までの間に、はじめて前後の廃疾を併合して同表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態に該当するときは、前項と同様とする。

3 第三十条の二第三項の規定は、前二項の障害福祉年金について準用する。

第五十七條第一項中「前条第一項を」第五十六條第一項に改め、同項に後段として次のように改める。

加える。

疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において二十歳未満であつた者が、廃疾認定日後に二十歳に達したときは二十歳に達した日後において、廃疾認定日が二十歳に達した日後であるときは廃疾認定日後において、その傷病により、六十五歳に達する日の前日までの間に、はじめて別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態に該当するに至つたときも、同様とする。

第五十七條第二項を次のように改める。

2 前項の場合においては、第五十六條第一項ただし書中「廃疾認定日」とあるのは、前項前段に規定する者であつて廃疾認定日後二十歳に達したものに對しては「二十歳に達した日」と、同項後段に規定する者については「その傷病によりはじめて別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態に該当するに至つた日」と、それぞれ読み替へるものとする。

第五十七條第三項中「第三十一條第二項を」第三十条の二第三項の規定は第一項後段の規定により支給する障害福祉年金について、第三十一條第二項に、「前二項を」前二項に、「第三十條第二項を」第三十條第二項又は第三十條の二第二項に、「場合に準用する」を、場合について、それぞれ準用するに改める。

第五十八條中「二万四千円を」二万六千四百円に改める。

第五十九條中「日本国内に住所を有しなかつたとき」を削る。

第六十一條第一項中「次の各号のいずれにも該当せず」を「次の各号のいずれかに該当し」に、「夫の死亡日において、を」夫の死亡日において、を削り、同項第一号中「五年以上である場合に」を「五年以上であり、かつ、に、」三分の二に満たないこととを三分の二以上を占めることに改め、同項第二号を次のように改める。

二 死亡日の前日まで引き続く被保険者であつた期間に係る保険料の滞納がないこと。
第六十二條中「一万八千円を」二万四千円に改める。

第六十三條第三項第二号ただし書中「妻が受給権を取得した時から引き続き」を削る。

第六十四條第一項中「又は日本国内に住所を有しなかつたとき」を削る。

第六十四條の三第一項中「次の各号のいずれにも該当せず」を「次の各号のいずれかに該当し」に、「死亡者の死亡日において、を」死亡者の死亡日において、を改め、「又は日本国内に住所を有しなかつたとき」を削り、同項第一号中「五年以上である場合に」を「五年以上であり、かつ、に、」三分の二に満たないこととを三分の二以上を占めることに改め、同項第二号を次のように改める。

二 死亡日の前日まで引き続く被保険者であつた期間に係る保険料の滞納がないこと。
第六十五條第一項に次の一号を加える。

四 日本国内に住所を有しなかつたとき。

第六十五條第六項中「二十一万円を」二十四万円に改める。

第六十六條第一項を削り、同条第二項中「受給権者の」を「受給権者の配偶者の前年の所得又は受給権者の」に改め、「扶養義務者で」の下に「主として」を加え、「その者の扶養親族等」を「その者の所得税法昭和四十年法律第三十三号に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）」に改め、同項第一号及び第二号中「四十三万円を」四十九万円に改め、同項第三号中「四十三万円を」四十九万円に改め、同項第七号に規定する控除額とを合算した額の二分の一を「所得税法第七十八條第一項に規定する控除額」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項を」前三項に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項

中「第一項から第三項まで」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とする。

第六十七條第二項第一号中「二十二万円を」二十四万円に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「前条第二項各号」を「前条第一項各号」に、「当該被災者を」を「当該被災者の配偶者又は当該被災者を」に改め、同項を同項第二号とし、同条第三項中「前項第二号及び第三号」を「前項第二号」に、「前条第一項から第三項まで」を「前条第一項及び第二項」に改める。

第七十七條を次のように改める。

（老齢年金の額についての特例）
第七十七條 前条の規定により老齢年金の受給資格期間が読み替へられるため第二十六條に規定する要件に該当した者に支給する老齢年金の額は、その額が一萬八千円に満たないときは、第二十七條の規定にかかわらず、一萬八千円とする。ただし、七十歳に達するまでの間に支給する当該老齢年金の額については、この限りでない。

第七十八條第二項を削り、同条第三項中「第一項を」前項に改め、同項を同条第二項とし、以下順次一項ずつ繰り上げる。

第七十九條中「第三十條第二項及び第五十六條第二項」を「第三十條第二項、第三十條の二第二項、第五十六條第二項及び第五十六條の二第二項」に改める。

第七十九條の二第一項ただし書中「七十歳に達した日において、を」七十歳に達した日において、を改め、「又は日本国内に住所を有しなかつたとき」を削り、同条第三項中「一萬五千六百円を」一萬八千円に改め、同条第四項中「又は日本国内に住所を有しなかつたとき」を削り、同条第五項後段を削り、同条第六項を次のように改める。

6 老齢福祉年金は、受給権者の配偶者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、それぞれ次の各号に規定する額をこえるときは、その年の五月から翌年の四月まで、そ

の支給を停止する。

一 扶養親族等がない場合 所得税法第八十条第一項の規定を適用した場合に所得税が課せられないこととなる同法第二十八条に規定する給与所得の最高額

二 扶養親族等が一人である場合 前号の額に所得税法第七十七条第一項に規定する控除額に相当する額を加算した額

三 扶養親族等が二人以上である場合 前号の額に扶養親族等のうち一人を除いた扶養親族等一人につき所得税法第七十八条第一項に規定する控除額に相当する額を加算した額

7 第六十六条第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあり、同条第四項中「第一項及び第二項」とあるのは、「第七十九条の二第六項」と読み替えるものとする。

8 第六十五条、第六十六条第一項、第三項及び第四項、第六十七条並びに第六十八条の規定は、老齢福祉年金について準用する。この場合において、第六十六条第一項中「受給権者の配偶者の前年の所得又は受給権者」とあるのは「受給権者」と読み替えるほか、被災者の配偶者に支給する老齢福祉年金については、第六十七条第二項第二号中「前条第一項各号」とあるのは「第七十九条の二第六項各号」と、同条第三項中「前条第一項及び第二項」とあるのは「第七十九条の二第六項」と、それぞれ読み替えるものとする。

第七十九条の三第一項中、「初診日」を、「廃疾認定日」に改め、同条第二項中「傷病に係る初診日」を「傷病に係る廃疾認定日」に、「初診日の前日」を「廃疾認定日の前日」に、「その初診日において」を「新たに発した傷病に係る初診日において」に、「新たに発した傷病に係る廃疾認定日」を「その廃疾認定日」に改め、同項後段を削り、同条に次の三項を加える。

3 疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において被保険者でなかつた者であつて、廃疾認定日の前日において前条第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当し、かつ、廃疾認定日において別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態になつたものが、同日後七十歳に達する日の前日までの間に、その傷病によりはじめて同表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態に該当するに至つたときも、第一項と同様とする。

4 初診日が昭和三十六年四月一日前である傷病により廃疾の状態にある者であつて、同日以後にさらに疾病にかかり又は負傷し、新たに発した傷病に係る廃疾認定日の前日において前条第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当し、かつ、その廃疾認定日において前後の廃疾を併合して別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態になつたもの（新たに発した傷病に係る初診日において被保険者でなかつた者に限る。）が、同日後七十歳に達する日の前日までの間に、はじめて前後の廃疾を併合して同表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態に該当するに至つたときも、第一項と同様とする。

5 第三十条第二項ただし書の規定は第二項及び前項の障害福祉年金について、第三十条の二第三項の規定は前二項の障害福祉年金について、それぞれ準用する。

第八十一条第四項中、「前三項」を「前各項」に、「第三十条第二項」を「第三十条第二項又は第三十条の二第二項」に、「場合に準用する」を「場合について、第三十条の二第三項の規定は第三項及び前項に規定する障害福祉年金について、それぞれ準用する」に改め、同項を第六項とし、同項の前に次の一項を加える。

5 明治四十四年四月一日前に生まれた者であつて、初診日が昭和三十六年四月一日以後である傷病に係る廃疾認定日において別表に定める一

級に該当する程度の廃疾の状態になつたものが、同日後七十歳に達する日の前日までの間に、はじめて同表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態に該当するに至つたときも、第一項と同様とする。ただし、当該廃疾について第三十条の二第二項又は第五十六条の二第一項の規定により障害年金の受給権を取得すべきときは、この限りでない。

第八十一条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 初診日が昭和三十六年四月一日前である傷病がなおらないで、昭和三十九年八月一日において別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態になつた者が、同日後七十歳に達する日の前日までの間に、初診日が昭和三十六年四月一日前である傷病によりはじめて同表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態に該当するに至つたときも、第一項と同様とする。ただし、初診日において二十歳未満であつた者を除く。

第八十七条第三項中「保険料の額は」の下に「当分の間を加へ、百円を二百円に、百五十円を二百五十円に改め、同条に次の一項を加える。

4 前項の保険料の額は、その額が第四条第二項の基準に適合するに至るまでの間、段階的に引き上げられるべきものとする。

第九十条第一項第三号及び第四号中「十五万円」を「二十四万円」に改める。

附則第九条中「並びに第八十一条第二項及び第三項」を「及び第八十一条第二項から第五項まで」に改める。

附則第九条の二第一項中「第三十条第二項及び第五十六条第二項」を「第三十条第二項、第三十条の二第二項、第五十六条第二項及び第五十六条の二第二項」に改め、同条第二項中「第七十九条の二第二項」を「第七十九条の三第二項及び第四項」に改める。

附則第九条の三を次のように改める。

(旧陸軍共済組合等の組合員であつた期間を有する者についての特例)

第九条の三 旧陸軍共済組合令(昭和十五年勅令第九百四十七号)に基づく旧陸軍共済組合その他政令で定める共済組合の組合員であつた期間であつて政令で定める期間は、第二十六条の規定の適用については、保険料免除期間とみなす。ただし、保険料納付済期間、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間又は保険料免除期間が一年以上であり、かつ、老齢年金(老齢福祉年金を除く。)又は通算老齢年金の受給資格期間を満たしていない場合に限り、前項の規定に該当することにより支給する老齢年金については、第七十七条の規定を適用しない。

3 第一項の規定に該当することにより支給する老齢年金の支払期月は、第十八条第三項の規定にかかわらず、通算年金通則法第十条の規定の例による。

4 第一項の規定に該当することにより支給する老齢年金は、附則第七条の二第三項及び通算年金通則法第五条の規定の適用については、第七十八條第一項の規定により支給する老齢年金とみなす。

5 第一項の規定に該当することにより支給する老齢年金の受給権者は、第七十九条の二の規定の適用については、第二十六条に定める老齢年金の支給要件に該当しないものとみなす。

6 第一項の規定に該当することにより支給する老齢年金の受給権者が、老齢福祉年金の受給権を取得したときは、その者の選択により、その一を支給し、他は支給しない。

7 第一項の規定に該当することにより支給する老齢年金は、第二十九条の規定によつて消滅するほか、受給権者が通算老齢年金の受給権を取得したとき、又は前項の規定により老齢福祉年金が支給されることとなつたときは、消滅す

る。

別表一級の項第九号中「結核性疾患による」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、「(呼吸器の機能の障害にあつては、結核性疾患以外の疾患によるものを含む。以下この表において同じ。)」を削り、同項第十一号中「前各号に掲げるもののほか、視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、咀嚼機能障害、音声若しくは言語機能障害、肢体不自由、結核性疾患による」を削り、同表二級の項第十五号中「結核性疾患による」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同項第十七号中「前各号に掲げるもののほか、視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、咀嚼機能障害、音声若しくは言語機能障害、肢体不自由、結核性疾患による」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一号に掲げる規定は昭和四十一年十二月一日から、第二号に掲げる規定は昭和四十二年一月一日から施行する。

一 第三十条の改正規定、第三十条の次に一条を加える改正規定、第三十三条第一項の改正規定(「初診日」を「療養認定日」に改める部分に限る。)、第三十七条の改正規定、第四十一条の改正規定、第四十二条の改正規定、第五十六条の改正規定(「初診日」を「療養認定日」に改める部分に限る。)、第五十六条の次に一条を加える改正規定、第五十七条の改正規定、第七十九条の改正規定、第七十九条の三の改正規定、第八十一条の改正規定、国民年金法附則第九条の改正規定及び同法附則第九条の二の改正規定並びに別表の改正規定

二 第二十七条の改正規定、第二十九条の四の改正規定、第三十三条の改正規定(「初診日」を「療養認定日」に改める部分を除く。)、第三十八条の改正規定、第四十三条の改正規定、第五十条の改正規定、第五十八条の改正規定、第六十二条の改正規定、第七十七条の改正規定

定、第七十八条の改正規定、第七十九条の二第三項の改正規定及び同条第五項後段を削る改正規定、第八十七条の改正規定並びに国民年金法附則第九条の三の改正規定

(通算老齢年金等の額の改定)

第二条 昭和四十一年一月一日前に通算老齢年金、障害年金、母子年金、準母子年金又は遺児年金の受給権を取得し、同日まで引き続きその受給権を有する者については、同月から、その額をこの法律による改正後の第二十九条の五において準用する第二十八条第三項、第三十三条、第三十八条(第四十一条の三において準用する場合を含む。又は第四十三条の規定を適用して計算して得た額に、それぞれ改定する。

2 昭和四十一年十二月一日において、母子年金又は準母子年金の受給権を有する妻又は祖母若しくは姉が、第三十七条第一項に規定する要件に該当する子又は第四十一条の二第二項に規定する要件に該当する孫若しくは弟妹であつて、この法律による改正後の別表に定める程度の障害の状態(この法律による改正前の同表に定める程度の障害の状態を除く。)にあるもの(その母子年金又は準母子年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となつてゐる者を除く。又はその額の加算の対象となつてゐる者を除く。と生計を同じくするときは、昭和四十二年一月から、その子又は子孫若しくは弟妹の數に應じて、その母子年金又は準母子年金の額を改定する。

(障害年金の支給要件に關する経過措置)

第三条 疾病にかかり、又は負傷し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者が、療養認定日が昭和四十一年十二月一日前であるその傷病により、同日においてこの法律による改正後の別表に定める程度の障害の状態にあるときは、この法律による改正後の第三十条第一項の規定にかかわらず、その者に同条の障害年金を支給する。ただし、昭和四十一年十二月一日前に当該傷病に係る障害年金の受給権を取得したことが

ある者については、同日において当該傷病によりこの法律による改正後の同表に定める程度の障害の状態(この法律による改正前の同表に定める程度の障害の状態を除く。)にある場合に限る。

一 この法律による改正前の第三十条第一項第一号の要件に該当した者。

二 初診日において被保険者であり、かつ、療養認定日の前日において次のいずれかに該当したこと。

イ 療養認定日の属する月の前月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間が五年以上であること。

ロ 療養認定日の属する月以前における直近の基準月の前月までの被保険者期間が三年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち最近の三年間が保険料納付済期間又は保険料免除期間で満たされていること。

ハ 療養認定日の属する月以前における直近の基準月の前月までの被保険者期間が一年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち最近の一年間が保険料納付済期間で満たされていること。

2 初診日が二十歳に達する日前である傷病により、療養認定日がある者(二十歳に達する日前におけるその傷病に係る初診日において第七條第二項第一号から第四号までのいずれかに該当した者を除く。が、二十歳に達した日以後にさらに疾病にかかり又は負傷した場合において、前項各号のいずれかに該当し、新たに発した傷病に係る療養認定日が昭和四十一年十二月一日前であり、かつ、同日において前後の療養を併合してこの法律による改正後の別表に定める程度の障害の状態にあるときは、この法律による改正後の第三十条第二項本文の規定にかかわらず、その者に同条の障害年金を支給する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 昭和十六年四月一日以前に生まれた者(昭和三十六年四月一日において二十歳をこえた者)については、前項中「二十歳に達する日」又は「二十歳に達した日」とあるのは、それぞれ「昭和三十六年四月一日」と読み替へるものとする。

4 疾病にかかり、又は負傷し、その初診日が昭和四十一年十二月一日前であり、かつ、この法律による改正前の第三十条第一項第一号の要件に該当した者は、この法律による改正後の第三十条の規定の適用については、同条第一項各号の要件に該当しない場合においても、これに該当するものとみなす。

(母子年金及び準母子年金の支給要件に關する経過措置)

第四条 夫(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)の死亡日において被保険者であり、次の各号のいずれかに該当し、かつ、夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した妻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であつて、附則第二條第二項に規定する妻以外のものが、昭和四十一年十二月一日において夫又は妻の子であつて十八歳未満であるか又は二十歳未満でこの法律による改正後の別表に定める程度の障害の状態にあるもの(夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る。と生計を同じくするときは、この法律による改正後の第三十七条第一項の規定にかかわらず、その者に同条の母子年金を支給する。ただし、母子年金の受給権者であつたことがある妻については、同日において、夫又は妻の子であつてこの法律による改正後の同表に定める程度の障害の状態(この法律による改正前の同表に定める程度の障害の状態を除く。)にあり、かつ、十八歳以上二十歳未満であるもの(夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る。と生計を同じくする場合に限る。

一 死亡日の前日においてこの法律による改正

前の第三十七条第一項第一号イからハまでのいずれかに該当したこと。

二 死亡日の前日において次のいずれかに該当したこと。

イ 死亡日の属する月前における直近の基準月の前月までの被保険者期間が三年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち最近の三年間が保険料納付済期間又は保険料免除期間で満たされていること。

ロ 死亡日の属する月前における直近の基準月の前月までの被保険者期間が一年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち最近の一年間が保険料納付済期間で満たされていること。

2 前項の規定は、妻が次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 妻が、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしているとき。

二 妻が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）となつてゐるとき（夫の死亡後に養子となつた場合に限る。）。

三 妻と生計を同じくする子のすべてが、現に婚姻をしているか、又は妻以外の者の養子となつてゐるとき（その子のすべてが、夫の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。）。

3 夫、男子たる子、父又は祖父の死亡日において被保険者であり、第一項各号のいずれかに該当し、かつ、死亡者の死亡の当時その死亡者によつて生計を維持した女子（附則第二条第二項に規定する祖母又は姉を除く。）が、昭和四十一年十二月一日において第四十一条の二第二項に規定する準母子状態（同項に規定する孫又は弟妹は、十八歳未満であるか又は二十歳未満でこの法律による改正後の別表に定める程度の廃疾の状態にあるか）にあるときは、この法律による改正後の第四十一条の二第二項の規定にかかわらず、その者に同条の準母子年金を支給する。ただし、準母子年金の受給権者であつたことがある女子については、同日においてこの法律による改正後の別表に定める程度の廃疾の状態（この法律による改正前の同

表に定める程度の廃疾の状態を除く。）にあり、かつ、十八歳以上二十歳未満である場合に限る。

2 前項の規定は、子が次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 現に婚姻をしているか、又は養子となつてゐるとき（父又は母の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。）。

二 現に離縁によつて、死亡した父又は母の子でなくなつてゐるとき。

三 現に母又は父と生計を同じくしてゐるとき。

3 第一項の場合において、同項の子以外の子は母の死亡について遺児年金の受給権を有するものがあるときは、昭和四十二年一月から、その子の遺児年金の額を第四十四条第一項に規定する額に改定する。

4 第一項の遺児年金については、同項の子は、当該父又は母の死亡につき昭和四十一年十二月一日前に第五十二条の二の規定による死亡一時金の請求をした場合においても、なお第五十二条の五の規定により遺児年金を選択することができる。

5 前項の場合において、その子が遺児年金を請求したときは、その子に対してすでに支払われた当該死亡一時金は、遺児年金の内払とみなす。遺児年金を請求した後その子に対して死亡一時金が支払われた場合におけるその死亡一時金についても、同様とする。

第六条 昭和四十二年一月一日前に障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金又は老齢福祉年金（以下「福祉年金」という。）の受給権を取得し、同日まで引き続きその受給権を有する者については、同月から、その額をこの法律による改正後の第五十八条、第六十二条（第六十四条の四において準用する場合を含む。）又は第七十九条の二第三項の規定を適用して計算して得た額に、それぞれ改定する。

2 昭和四十一年十二月一日において、母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権を有する妻又は祖母若しくは姉が、第六十一条第一項に規定する要件に該当する子又は第六十四条の三第二項に規定する要件に該当する孫若しくは弟妹であつて、この法律による改正後の別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態（この法律による改正前の同表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態を除く。）にあるもの（その母子福祉年金又は準母子福祉年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となつてゐる者を除く。）と生計を同じくするときは、昭和四十二年一月から、その子又は孫若しくは弟妹の数に応じて、その母子福祉年金又は準母子福祉年金の額を改定する。

（年金額に關する経過措置）

第七条 昭和四十一年十二月以前の月分の通算老齢年金、障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金、障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の額については、なお従前の例による。

（国外居住者等に係る福祉年金に關する経過措置）

第八条 日本国内に住所を有していたとしたならば、福祉年金の受給権を取得すべきであつた者又は引き続きその受給権を有すべきであつた者が、この法律の公布の日（日本国内に住所を有するときは、この法律の公布の日）において、この法律の公布の日以後に日本国内に住所を有するに至つたときは、日本国内に住所を有するに至つた日において、その者に当該福祉年金を支給する。ただし、この法律の公布の日以前において、この法律による改正後の第五十九条、第六十四条第一項（第六十四条の四において準用する場合を含む。）又は第七十九条の二第四項に規定する受給権の消滅事由に該当する事

表に定める程度の廃疾の状態を除く。）にあり、かつ、十八歳以上二十歳未満である場合に限る。

実がなかつた場合に限る。

(障害福祉年金の支給要件に関する経過措置)

第九條 明治二十九年十二月三日から昭和二十一年十二月一日までの間に生まれた者(昭和四十一年十二月一日において二十歳をこえ七十歳未満である者)が、廃疾認定日が昭和四十一年十二月一日以前である傷病(初診日において第七條第二項第一号から第四号までのいずれかに該当した者のその傷病を除く)により、同日においてこの法律による改正後の別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるときは、この法律による改正後の第五十六條第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の障害福祉年金を支給する。ただし、初診日が昭和三十六年四月一日(同日において二十歳未満であつた者にあつては、二十歳に達した日。この条において以下同じ)以後である二以上の傷病により廃疾の状態にある者(明治四十四年四月一日以前に生まれた者(昭和三十六年四月一日において五十歳をこえた者)を除く)であつて、これらの傷病による廃疾を併合してのみこの法律による改正後の同表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるものについては、この限りでない。

2 前項の規定は、初診日が昭和三十六年四月一日以後である傷病により同項に規定する廃疾の状態にある者については、次の各号のいずれかに該当する場合に限り適用し、初診日が同日以前である傷病による廃疾と初診日が同日以後である傷病による廃疾とを併合して同項に規定する廃疾の状態にある者については、初診日が同日以後である傷病による廃疾が厚生大臣の定める程度以上のものである、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に限り適用する。ただし、明治四十四年四月一日以前に生まれた者(昭和三十六年四月一日において五十歳をこえた者)については、この限りでない。

一 初診日が昭和三十六年四月一日以後である

傷病に係る初診日の前日において、次のいずれかに該当したこと。

イ 初診日において被保険者であつた者については、この法律による改正前の第五十六條第一項各号のいずれにも該当しないこと。

ロ 初診日において被保険者でなかつた者については、第七十九條の二第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当すること。

二 初診日が昭和三十六年四月一日以後である傷病に係る廃疾認定日の前日において、次のいずれかに該当したこと。

イ 初診日において被保険者であつた者については、廃疾認定日の属する月の前月までの被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものが五年以上であり、かつ、その期間のうちの保険料納付済期間が、その期間の三分の二以上を占めること。

ロ 初診日において被保険者であつた者については、廃疾認定日の前日まで引き続き被保険者であつた期間に係る保険料の滞納がないこと。

ハ 初診日において被保険者でなかつた者については、第七十九條の二第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当すること。

3 附則第三條第一項ただし書の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、附則第三條第一項ただし書中「同表に定める程度の廃疾」とあるのは、「同表に定める一級に該当する程度の廃疾」と読み替へるものとする。

4 疾病にかかり、又は負傷し、その初診日が昭和四十一年十二月一日以前であり、かつ、初診日の前日においてこの法律による改正前の第五十六條第一項各号のいずれにも該当しなかつた者(初診日において被保険者であつた者に限る)は、この法律による改正後の第五十六條の規定

の適用については、当該傷病に係る廃疾認定日の前日において同条第一項各号のいずれの要件に該当しない場合においても、これに該当するものとみなす。

(母子福祉年金及び準母子福祉年金の支給要件に関する経過措置)

第十條 夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した妻(附則第六條第二項に規定する妻を除く)であつて、昭和二十一年十二月一日以前に生まれたもの(昭和四十一年十二月一日において二十歳をこえる者)が、昭和四十一年十二月一日において夫又は妻の子であつてこの法律による改正後の別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態(この法律による改正後の同表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態を除く。次項において同じ)にあり、かつ、義務教育終了後で二十歳未満であるもの(夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る)と生計を同じくするときは、第六十一條第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の母子福祉年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 妻が、現に婚姻をしているとき。

二 妻が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつてるとき(夫の死亡後に養子となつた場合に限る)。

三 妻と生計を同じくする子のすべてが、現に婚姻をしているか、又は妻以外の者の養子となつてるとき(その子のすべてが、夫の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る)。

2 夫、男子たる子、父又は祖父の死亡の当時その死亡者によつて生計を維持した女子(附則第六條第二項に規定する祖母又は姉を除く)であつて、昭和二十一年十二月一日以前に生まれたもの(昭和四十一年十二月一日において二十歳をこえる者)が、昭和四十一年十二月一日において第六十四條の三第二項に規定する準母子状態(同項に規定する孫又は弟妹は、この法律に

よる改正後の別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあり、かつ、義務教育終了後である者に限る)にあるときは、この法律による改正後の同条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の準母子福祉年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 女子が、現に婚姻をしているとき。

二 女子が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつてるとき(その死亡者の死亡後に養子となつた場合に限る)。

三 女子と生計を同じくする孫又は弟妹のすべてが、現に婚姻をしているか、又は女子以外の者の養子となつてるとき(その孫又は弟妹のすべてが、その死亡者の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る)。

3 前二項の規定は、死亡者の死亡日が昭和三十六年四月一日以後である妻又は女子については、死亡者の死亡日の前日において次の各号の要件に該当したものであることに限り、適用する。ただし、明治四十四年四月一日以前に生まれた者(昭和三十六年四月一日において五十歳をこえた者)については、この限りでない。

一 死亡者の死亡日において被保険者であつた者については、次のいずれかに該当したこと。

イ 死亡日の属する月の前月までの被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものが五年以上であり、かつ、その期間のうちの保険料納付済期間が、その期間の三分の二以上を占めること。

ロ 死亡日の前日まで引き続き被保険者であつた期間に係る保険料の滞納がないこと。

二 死亡者の死亡日において被保険者でなかつた者については、第七十九條の二第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当したこと。

(福祉年金等の支給停止に関する経過措置)

第十一条 第六十五条第六項及び第六十七條第二項(第七十九條の二第八項においてこれらの規定を適用する場合を含む。)の規定による福祉年金の支給の停止については、この法律による改正後の別表の規定は、昭和四十二年一月以降の月分の福祉年金について適用し、昭和四十一年十二月以前の月分の福祉年金については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の第六十五條第六項、第六十六條、第六十七條第二項及び第三項並びに第七十九條の二第六項から第八項までの規定は、昭和四十年以降の年の所得による福祉年金の支給の停止について適用し、昭和三十九年以前の年の所得による福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

3 前項の場合において、この法律による改正後の第六十六條第一項第三号ロ(同条第二項の規定を適用する場合、第六十七條第二項において例による場合及び第七十九條の二第八項において準用する場合を含む。)中「所得税法第七十八條第一項に規定する控除額に相当する額」とあるのは、当該所得が昭和四十年の所得であるときは「五万二千五百円」と、当該所得が昭和四十一年の所得であるときは「五万八千七百五十円」と、それぞれ読み替えるものとし、この法律による改正後の第七十九條の二第六項第三号(同条第八項において第六十七條第二項の規定を準用する場合を含む。)中「所得税法第七十八條第一項に規定する控除額に相当する額」とあるのは、当該所得が昭和四十年の所得であるときは「五万二千五百円」と、当該所得が昭和四十一年の所得であるときは「五万八千七百五十円」と、それぞれ読み替えるものとする。

4 この法律による改正後の第七十九條の二第五項の規定は、昭和四十二年一月以降の月分の老齢福祉年金について適用し、昭和四十一年十二月以前の月分の老齢福祉年金についての受給権者の配偶者が障害福祉年金を受けることができ

ることによる支給の停止については、なお従前の例による。

5 昭和四十一年十二月以前の月分の母子年金及び準母子年金についての当該夫、男子たる子、父又は祖父の死亡について公的年金給付を受けることができる者があつたことによる支給の停止については、国民年金法附則第九條の三の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十二条 昭和四十一年十二月以前の月に係る保険料については、なお従前の保険料の額による。

第十三条 昭和四十四年一月以後の月分の保険料の額は、この法律による改正後の第八十七條第三項の規定にかかわらず、被保険者が三十五歳に達する日の属する月の前月までは一月につき二百五十円、被保険者が三十五歳に達した日の属する月以後は一月につき三百円とする。

第十四条 昭和四十二年一月一日前に同日以後の期間に係る保険料を前納した者が、当該前納に係る期間につき追加して納付すべき保険料の額は、当該期間の各月につき百円(昭和四十四年一月以後の各月については、百五十円)とする。

2 前項の期間を有する者について、第二十七條の規定により年金額の計算を行なう場合(同条の例により年金額の計算を行なう場合を含む。)において、同項の額による保険料の納付が行なわれなかつた月があるときは、同条第一号に規定する額は、同号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる月について、それぞれ当該各号に定める額を十二で除して得た額とする。

一 第八十九條又は第九十條の規定により前項の額による保険料を納付することを要しないものとされた月 千五百円

二 前号に掲げる月以外の月 千五百円

第十五条 昭和四十六年四月以後であつて政令で定める月以後の月分の保険料の額は、附則第十

三条及び前条第一項に規定する額にそれぞれ五十円を加えた額とする。

2 前項の規定は、同項の規定による保険料の額に、第四條第二項の規定により昭和四十六年三月三十一日までに行なわれるべき再計算の結果に照らして変更が加えられることを妨げるものではない。

(労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第十六条 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

附則第三十二條第三項及び附則第四十二條第六項中「第七十九條の二第六項」を「第七十九條の二第八項」に改める。

理由

最近における国民生活水準の著しい向上と人口構造の急速な高齢化傾向とにかんがみ、拠出年金の額を大幅に引き上げるほか、支給範囲を拡大し、支給要件を緩和するとともに、あわせて福祉年金の額を引き上げ、支給制限を緩和する等制度全般にわたつて改善を加えることにより、国民の老後保障の充実強化を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

児童扶養手当法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十一年二月十六日 内閣総理大臣 佐藤 榮作

〔呼吸器の機能の障害にあつては、結核性疾患以外の疾患によるものを含む。次号において同じ。〕を削り、同項第三号中「前二号に掲げるものほか、視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、咀嚼機能障害、音声若しくは言語機能障害、身体不自由、結核性疾患による」を削り、同条第二項第十四号中「遺族給付金を含む。」を削る。

第五條中「二百円」を「千四百円」に、「千九百円」を「二千二百円」に改める。

第九條中「二十二万円」を「二十四万円」に改める。

第十條を削る。

第十一條中「その母の」を「その母の配偶者の前年の所得又はその母の」に、「その者の扶養親族等」を「その者の所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。))に改め、同条第一号及び第二号中「四十三万円」を「四十九万円」に改め、同条第三号中「四十三万円」を「四十九万円」に、「所得税法第七十八條第一項第一号に規定する控除額と同項第二号に規定する控除額とを合算した額の二分の一」を「所得税法第七十八條第一項に規定する控除額」に改め、同条を第十條とする。

第十二條中、「その養育者の」を「その養育者の配偶者の前年の所得又はその養育者の」に改め、同条を第十一條とする。

第十三條第一項中「前四條」を「前三條」に改め、同条第二項第一号中「二十二万円」を「二十四万円」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第十一條各号」を「第十條各号」に、「扶養義務者」を「配偶者又は扶養義務者」に改め、同号を同項第二号とし、同条を第十二條とする。

第十三條の二第二項中「第十二條」を「第十一條」に改め、同条第二項中「第十條から第十二條まで」を「第十條又は第十一條」に改め、同条を第十三條とする。

第十四條第二号中「当該児童又は当該児童の父」を「受給資格者」に改める。

童に改める。

第二十七条中「第十三条第二項」を「第十二条第二項」に、「重度精神薄弱児扶養手当法第十一条第二項」を「特別児童扶養手当法第十一条第二項」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表

- 一 両眼の視力の和が〇、〇四以下のもの
- 二 両耳の聴力損失が九〇デシベル以上のもの
- 三 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 四 両上肢のすべての指を欠くもの
- 五 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 六 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 七 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 八 体幹の機能に著しい障害を有するもの

程度又は立ち上ることができない程度の障害を有するもの

九 前各号に掲げるもののほか、これらと同程度以上と認められる身体の障害（内科的疾患に基づく身体の障害を除く）であつて、日常生活において常時の介護を必要とする程度のもの

（備考）視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律中第七条から第十二条までの改正規定及び次条の規定は公布の日から、その他の規定は昭和四十一年八月一日から施行する。

（重度精神薄弱児扶養手当の支給の制限等に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の第七条、第九条（第十条の規定を適用する場合及び第十一条第二項第二号において例による場合を含む。）及び第十一条第二項の規定は、昭和四十年以降の年の所得による支給の制限及び重度精神薄弱児扶養手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

養手当（昭和四十一年九月以降の月分にあつては、特別児童扶養手当）に相当する金額の返還につて適用し、昭和三十九年以前の年の所得による支給の制限及び重度精神薄弱児扶養手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

2 前項の場合において、この法律による改正後の第九條第三号ロ（第十条の規定を適用する場合及び第十一条第二項において例による場合を含む。）中「所得税法第七十八條第一項に規定する控除額に相当する額」とあるのは、当該所得が昭和四十一年の所得であるときは、「五万二千五百円」と、当該所得が昭和四十一年の所得であるときは、「五万八千七百五十円」と、それぞれ読み替へるものとする。

（準用規定）

第三条 児童扶養手当法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第 号）附則第三条第一項の規定は、特別児童扶養手当（昭和四十一年八月以前の月分にあつては、重度精神薄弱児扶養手当）の支給の制限及びその額に相当する金額の返還につて準用する。この場合において、同項中「第九條」とあるのは「特別児童扶養手当法第七條」と、「この法律による改正後の第十二條第二項」とあるのは「特別児童扶養手当法第十一条第二項」と、それぞれ読み替へるものとする。

（特別児童扶養手当の支給に関する経過措置）

第四条 昭和四十一年七月三十一日において、現に国民年金法等の一部を改正する法律（昭和四十年法律第九十三号）附則第十五條第一項の規定の適用を受ける者の昭和四十一年八月一日以降における特別児童扶養手当の支給については、同条中「重度精神薄弱児」とあるのは、「特別児童扶養手当法第三条第一項に規定する児童」とする。

第五条 昭和四十一年七月三十一日において、現に労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第三十号）附則第三十九條の

規定の適用を受ける者の昭和四十一年八月一日以降における特別児童扶養手当の支給については、同条中「当該重度精神薄弱児」とあるのは、「特別児童扶養手当法第三条第一項に規定する児童」とする。

（地方財政法の一部改正）

第六条 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十条の四第七号中「重度精神薄弱児扶養手当」を「特別児童扶養手当」に改める。

（厚生省設置法の一部改正）

第七条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第五号の三中「重度精神薄弱児扶養手当法」を「特別児童扶養手当法」に改める。

理由

身体に重度の障害を有する児童が置かれている社会的状況にかんがみ、これらの児童についても新たに手当を支給することとするともに、手当の支給についての所得による制限を緩和する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長（山口喜久一郎君） 委員長の報告を求めます。社会労働委員長田中正巳君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔田中正巳君登壇〕

○田中正巳君 ただいま議題となりました三法案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、国民年金法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における国民生活水準の著しい向上と人口構造の急速な高齢化傾向等にかんがみ、拠出制年金を大幅に引き上げるほか、制度全般にわたる改善を行ない、国民の老後の生活保障を充実強化しようとするもので、そのおもな内容は、

第一に、拠出制年金の引き上げについてであります。老齢年金額は、保険料納付期間一年につき二千四百円、保険料免除期間一年につき八百円で計算することとし、これによつて、二十五年拠出の標準的な老齢年金額は現行の二万四千円から六万円に、月額にして二万円から五万円に引き上げ、夫婦で一万円年金を実現しようとするものであります。

また、障害年金及び子二人を扶養する場合の母子年金、準母子年金の最低保障額を二万四千円から六万円に、遺児年金の最低保障額を一万二千元から三万円に引き上げ、一級障害年金の加算額も六千円から一万二千元に引き上げることでもあります。

第二に、障害年金等の支給要件の緩和であります。その第一点は、障害年金の支給対象となる障害の範囲を、すべての内部疾患による障害にまで拡大するとともに、母子年金等の支給対象となる子の障害の範囲も、同様にすべての障害を対象とすること、第二点は、従来対象外とされておりました事後重症につきましても、障害年金の支給対象とすることにあります。

第三に、保険料の額の改定であります。その額はさしあたり百円の引き上げにとどめ、昭和四十二年一月から、三十五歳以上の者は月額二百五十円、三十五歳未満の者は月額二百円とし、以後

段階的に引き上げることあります。

次に、福祉年金についてであります。老齢福祉年金額は、現行の一萬五千六百円から一萬八千円に、障害福祉年金額は二萬四千円から二萬六千四百円に、母子福祉年金及び準母子福祉年金額は一萬八千円から二萬四千円に、それぞれ二千四百円、月額にして二百円引き上げることあります。

また、障害福祉年金等の支給要件の緩和については、拠出制年金の場合と同様の取り扱いをするものであります。

次に、支給制限の緩和であります。その第一点は、受給権者本人の所得による支給制限の限度額を二十二万円から二十四万円に引き上げること、第二点は、障害福祉年金受給権者の配偶者の所得による支給制限を廃止し、扶養義務者の所得による支給制限に吸収すること、第三点は、受給権者の扶養義務者の所得による支給制限の基準額を七十一万六千四百円から八十一万七千五百円に引き上げること、第四点は、夫婦で老齢福祉年金と障害福祉年金とを受ける場合の老齢福祉年金の支給停止を廃止すること等であり、

本案は、三月二十四日本会議において趣旨の説明が行なわれ、同日本委員会に付託となり、自來熱心なる質疑応答が行なわれたのであります。その詳細は会議録にて御承知願います。

かくて、昨日の委員会において質疑を終了いたしましたところ、自民、社会、民主三党共同提出にかかる福祉年金における配偶者の所得制限の緩和についての修正案が提出され、栗山秀委員より趣旨説明のあった後、採決の結果、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

次に、児童扶養手当法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、児童扶養手当制度についてその内容の充実をはかるため、手当額を引き上げ、支給制限の緩和等を行なうとするもので、改正案の要点は、

一、手当の額を月額二百円引き上げること。

二、受給資格者本人の所得による手当の支給制限の限度額二十二万円を二十四万円に引き上げ、配偶者の所得による制限を受給資格者の扶養義務者の所得による支給制限に吸収すること。

三、受給資格者本人と生計を同じくする扶養義務者の所得による手当の支給制限の基準額をその扶養親族数に応じて緩和し、扶養親族が五人である場合の基準額を七十一万六千四百円から八十一万七千五百円に引き上げること。

次に、重度精神薄弱児扶養手当法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、身体に重度の障害を有する児童の福祉の増進をはかるため、これらの児童についても新たに手当を支給するとともに、手当の名称を特別児童扶養手当と改め、支給制限の緩和については、児童扶養手当法の改正案と同趣旨の改正を行なうとするものであります。

両法案は、去る三月十日日本会議において趣旨の説明が行なわれた後、同日本委員会に付託され、昨三十日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、児童扶養手当法の一部を改正する法律案は原案のとおり、また、重度精神薄弱児扶養手当法

の一部を改正する法律案については、自民、社会、民主三党共同提出にかかる支給金額の引き上げについての修正案が伊藤よし子委員より提案され、その結果、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、両法案に対しても附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

国民年金法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

国民年金法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第七十九条の二第二項から第六項までの改正に関する部分中「同条第六項を次のように改める」を「同条第六項中「第六十六條第一項、第二項、第四項及び第五項」を「第六十六條第一項、第三項及び第四項」に改める」に改め、同条第六項の改正規定を削る。

第七十九条の二に二項を加える改正規定を削る。

附則第十一條第一項中「第七十九條の二第八項」を「第七十九條の二第六項」に改め、同条第二項中「第六十六條」を「第六十六條並びに」に、並びに第七十九條の二第六項から第八項までを「(第七十九條の二第六項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)」に改め、同条第三項中「第七十九條の二第八項」を「第七十九條の二第六項」に改め、「それぞれ読み替えるもの」とし、この法律による改正後の第七十九條の二第六項第三号(同条第八項において第六十七條第二項の規定を準用する場合を含む。))中「所得税法第七十八條第一項

に規定する控除額に相当する額」とあるのは、当該所得が昭和四十年の所得であるときは「五万七千五百円」と、当該所得が昭和四十一年の所得であるときは「六万円」と、を削る。

附則第十六條を次のように改める。

(国家公務員災害補償法の一部を改正する法律の一部改正)

第十六條 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六條第四項、附則第十三條第二項、附則第十九條第二項及び附則第二十五條第三項中「第七十九條の二第八項」を「第七十九條の二第六項」に改める。

重度精神薄弱児扶養手当法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

重度精神薄弱児扶養手当法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第五條の改正に関する部分中「第五條中」の下に「千二百円」を「千四百円」に、を加える。

附則第一條中「次條」を「附則第三條」に、その他の規定は昭和四十一年八月一日を「第五條中「千二百円」を「千四百円」に改める改正規定以外の」の他の規定は昭和四十一年八月一日から、第五條中「千二百円」を「千四百円」に改める改正規定は昭和四十二年一月一日に改める。

附則中第七條を第八條とし、第二條から第六條までを順次一條ずつ繰り下げ、第一條の次に次の一條を加える。

(特別児童扶養手当の額に関する経過措置)
第二條 この法律による改正後の第五條の特別児

昭和四十一年五月三十一日 衆議院會議録第五十七号

臨時医療保険審議会法案についての鈴木厚生大臣の趣旨説明

臨時医療保険審議会法案の趣旨説明に対する渋谷

一二九六

重扶養手当の額に係る規定は、昭和四十二年一月以降の月分の特別児童手当について適用し、昭和四十一年十二月以前の月分の特別児童扶養手当(昭和四十一年八月以前の月分にあつては、重度精神薄弱児扶養手当)については、なお従前の例による。

○議長(山口喜久一郎君) 三案を一括して採決いたします。

日程第六及び第八の委員長の報告はいずれも修正、第七の委員長の報告は可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よって、三案とも委員長報告のとおり決しました。

臨時医療保険審議会法案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(山口喜久一郎君) 内閣提出、臨時医療保険審議会法案について、趣旨の説明を求めます。厚生大臣鈴木幸幸君。

〔議長退席、副議長着席〕

〔國務大臣鈴木幸幸君登壇〕

○國務大臣(鈴木幸幸君) 臨時医療保険審議会法案について、その趣旨を御説明いたします。

医療保険各制度は、政府管掌健康保険をはじめとして、財政収支が悪化しており、また、各制度の給付水準の格差は正、負担の均衡等の、国民皆保険実施後における諸問題が山積しておりますが、それらの諸問題に対し根本的な検討を早急に

行なう必要があることは、すでに関係各審議会や関係者からも強く指摘されているところであります。

政府は、さきに健康保険及び船員保険の疾病部門に関する当面の財政対策を講じたのであります。これはあくまで応急的な措置にとどまるものであります。国会における御審議に際しても明らかにいたしましたように、医療保険制度の将来にわたる安定と健全な発展を期するため、医療保険制度の全般にわたる基本的な諸問題について総合的かつ抜本的な検討を進め、早急にその具体策を樹立したいと考えております。しかるに、現状においては、医療保険制度の全般にわたるこれを審議し早急に結論をまとめるべく、この適当な総合的かつ専門的な審議機関がないのであります。この問題が国民の健康及び国民生活に関するところをわけて大きいものがあることにかんがみ、広く国民的な立場に立つて識者の御意見を十分お聞きいたしたく、この際、厚生省に臨時の機関として臨時医療保険審議会を設置することとした次第であります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。次に、この法律案の概要を御説明いたします。

まず、審議会の所掌事務は、厚生大臣の諮問に依りて医療保険制度の改善に関する基本的事項について調査審議し、またはみずから調査審議して関係各大臣に意見を申し出ることにいたしております。

次に、組織につきましては、委員を十二人以内とし、この方面に学識経験のある方々の中から厚生大臣が任命することといたしました。

さらに、本審議会の調査審議に關し、関係行政機関、地方公共団体及び関係団体から資料の提出等の協力を求めることができる旨を規定いたしております。

なお、附則で、厚生大臣は、この審議会で調査審議する事項については、健康保険法等の規定にかかわらず、社会保険審議会に諮問することを要しないものとし、さらに、この審議会の設置期間を昭和四十二年三月三十一日までとしております。この趣旨は、審議の重複を避けつつ、医療保険制度につき総合的かつ抜本的に検討を進めていただき、かつ、できる限り早期に結論を出していただくことを期待している次第であります。

以上が臨時医療保険審議会法案の趣旨でございます。(拍手)

臨時医療保険審議会法案(内閣提出)の趣旨説明

明に対する質疑

○副議長(園田直君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。渋谷悠蔵君。

〔渋谷悠蔵君登壇〕

○渋谷悠蔵君 ただいま政府から提案されました臨時医療保険審議会法案について、日本社会党を代表し、質問をいたします。(拍手)

本案の説明で鈴木厚生大臣は、医療保険各制度に多くの問題が山積していることをみずから認めております。政府管掌健康保険をはじめとして財政収支が悪化しており、各制度の給付水準の格差は正、負担の均衡等、国民皆保険実施後の諸問題はもちろんで、医療経営実態調査と医療費決定組織の問題、医療費体系の合理化、医療分業の推

進、医療機関の規制、機能分化及び要員の確保、保険医制度と支払い方式の改善、プール制、薬の対策等、解決を急ぐべき問題としては、すでに、昭和四十年九月十五日、社会保険制度審議会の「医療費問題に関する意見および保険三法改正案に対する答申」の中にも述べられております。特に、政府が最も気にしている保険財政の赤字に關して、答申案は、「確かにいまの赤字状態は放置を許さないものがある。しかしながら、その合理化適正化の実現は、まず政府の決意にかかっている」といつているのであります。この促された決意が、今回の臨時医療保険審議会法案の提出としてあらわれたとすれば、まことにたよりない決意といわざるを得ないのであります。(拍手)社会保険制度審議会の、「政府は総力をあげ、西三年を目途として、真剣にその検討に取り組むべきである」といつておるのは、新たに審議会をつくれというのではなく、政府みずから決意を持って真剣にその検討に取り組むべきことを要求しておるものと考えられます。一つの審議会の答申による要求に、別な審議会の設置をもってこれとえらうことは、明らかにこれまでの審議会に対して不信を表明したものであるが、どうか。(拍手)

社会保険制度審議会は、社会保険制度を総合的な見地から審議する上級審的役割りを果たす機関であるから、臨時医療保険審議会とは競合しない、なお、臨時医療保険審議会の答申に基づく成案については当然社会保険制度審議会に諮問する、また、社会保険審議会は、政府管掌健康保険、日雇健康保険、船員保険に關する審議会であり、組合健康保険、共済組合短期、国民健

康保険を含めて総合的に審議する役割ではない、したがって、社会保険審議会に対し重複して諮問する必要はないと言っておりますが、上級審の役割りを果たす機関であるからといって、臨時医療保険審議会の答申に基づく成案をまた社会保険制度審議会に重複諮問せねばならないということでは、提案されている臨時医療保険審議会の権威なさをみずから証立しているではありませんか。

もし二つの審議会の答申が違った場合はどうなさいます。社会保険制度審議会を最高裁判所として最高答申とするつもりなのか。どんな理由をつけようとも、これは審議会の乱造であり、屋上さらに屋を架するものであります。しかも屋根の上に屋根をつくって、かえって雨漏りをひどくしているようなものであります。(拍手)

一体、政府は審議会や調査会があまりにもお好きであります。広く意見を求め、調査に協力を求めることは、決して悪いことではありません。だが、せっかくなので求めた答申を尊重し、実行したためしはほとんどないのが悪いのであります。今国会の審議を通じても明らかのように、厚生省事務当局の見解として、国民健康保険の給付改善は今後十年間に行なわず、他の健康保険の十割給付こそ再検討すべきだと言ひ、鈴木厚生大臣は、国民健康保険の給付改善は考えておらず、各健康保険の総合調整を行なつたあとで再検討したいと答へし、福田大蔵大臣は、医療費増高の歯どめには患者の一部負担しかないと答へるなど、政府の基本的な考えは、給付水準の引き下げ、患者負担の増徴、保険料引き上げなどにより、保険主義を貫くことにはつきりしているのであります。決意がないのではない。決意は制度改悪にある。

り、その決意に、臨時医療保険審議会という新しい隠れみの、民主主義のペールをかぶせて、みずからの責任を免れようとする意図があまりにも明瞭であります。(拍手)

これまでも、各種審議会の構成委員に骨があつて、正しい答申を行ない、たとえ困難ではあつても将来のため政府の真剣な決意を促し、その決意の実行を迫りでもすれば、すぐその審議会はたな上げにして、別な、政府の考えどおりの答申の出るような人選で新しい審議会をつくらうとする、これは昔からの政府の手であります。政府は、審議会を骨抜きにすることは知っておりませんが、骨まで愛することは知らないものであります。

本審議会の委員構成についても、政府はこれまでの癖を露骨に出しています。委員構成には、これまでの審議会の構成とは違つて、被保険者、事業主、公益の三者構成とせず、学識経験者十二名以内をもつて組織することになっており、厚生大臣の任命によるものとなっております。これまでの審議会に比べて、一そう政府の御用審議会的色彩を濃くしたこの方針に対していち早く抵抗が示されたために、鈴木厚生大臣は、なまの形の三者構成はとらないが、ふさわしい推薦には耳を傾けると言っているが、このことはどういふ意味なのか。その推薦者にはどういふ団体を選ぶのか。皆保険である限り、国民は被保険者か、事業主か、公益側か、いずれかに入っているはずだが、ことさらになまの形の三者構成はとらない理由は何か、納得のいく御答へがほしいのであります。これは被保険者代表の意向を封じ込めるものといわれてもしかたがないと思うのですが、事実上の三者構成もやむを得ないが、なまの形の三者構成は

とらないなどという回りくどいことではなく、すばりほんとうの腹を打ち割つて答えてほしいのであります。どだい、社会保険制度審議会では政府に促したのは、こんな小手先の審議会の機構いじりではなかつたはずであります。

国民の総医療費は本年度実は一兆三千億円をこす見込みであります。「政府はこれまで、腰だめ式な医療費の引上げと、保険財政の収支のつじつまをあわせることに苦心してきたらしいが、今度もまたその例にもれない。しかし、問題はもはや好むと好まないにかかわらず、そういう取組み方をゆるさないとそろそろきてしまつていのである。」という、これまた社会保険制度審議会の答申のことばであります。事態は全くせつぱ詰まつた段階に達し、文字どおり医療保険制度の将来にわたる安定と健全な発展を期するため、医療保険制度の全般にわたる基本的な諸問題について、総合的かつ抜本的な検討を進め、早急にその具体策を立てねばならぬことは、この法案の提案理由に言われたとおりであります。言われたとおりではあります。それがまた新しい審議会をつくることで済むことではないのは、政府も十分にわかっているはずであります。大きな財政赤字をかかえていることも、これまで政府が制度の根本的な検討を怠つていたため、特に医療費その他の急激な増加に至つては、高度経済成長政策によるところが大きく、それが行き詰まつた今日、さまざまな矛盾と混乱を招いているのであります。

昭和三十八年の厚生省の医療保険調整基金構想も、その意図を探れば、国民健康保険の低い給付水準をそのままに据え置く一方、国庫負担を行な

わずに、被用者健康保険被保険者の負担を増すことで財政ブールを行ない、離職者、老齢退職者、家族の給付水準を手直ししようとするものであり、結果として、高い給付水準における制度の統合一元化をはかるどころか、低い給付水準をそのままにして、さらに制度を複雑化させるものにならず、この構想もむなしく消え去りました。

昭和四十二年二月の、総報酬制の採用と薬剤費の半額負担を骨子とする、いわゆる保険三法改正案も、これまた、国民の激しい抵抗にあつて敗れ去り、この国会に提案した健康保険法等の一部改正案が、これも大幅修正を受けざるを得なかつたのもそのためであります。

医療保険の赤字の原因は、国の財政経済政策にも関連して根深く、制度の健全化をはかるためには、保険主義に固執し、その原則を貫こうとするだけではとうていだめであることに政府は気づいているでしょうか。いや、気づいていないとは言わしません。

「社会保障の医療部門には、母子保健、肢体不自由児等要保護児童対策、心身障害者対策、精神衛生、成人病対策、救急医療等主として公共的社会的に処理されるものと、社会保険のごとく関係者によつて個別的に処理されるものがある。社会保障の医療部門はわが国において著しく立ちおくれている。また、この両分野の間における調整も十分でない。今後、社会保険全体を推進し、その水準を先進諸国のそれに近づけるとともに、各制度間の不均衡をもたさなければならぬ。そのためには、いまより高い次元に立つて医療保障をどう展開させるべきか、その見直しにつき根本的に再検討すべき時機にある。医療保険だけを取

上げてみても、政府はみずから管掌する三つの保険の赤字には大きな関心をもち、医療保険を全体としてどう総合的に発展させるかの着眼にとほしい。こういう姿勢は強く批判されなければならぬ。」「と、社会保障制度審議会は、すでに昨年九月、医療費問題に關して政府に意見を述べたものであります。これを見ていないというならば、不勉強もはなはだしく、見ていて何ら成案を持たないとは、怠慢の上はございません。このような態度では、医療保障審議会を百つくつても同じこと、何の得るところもないのであります。

政府は、依然として自助、相互扶助の保険主義を固執し、かつ、低い給付水準における総合調整を企図するだけで、国庫負担の定率化、給付水準の大幅引き上げ等、名実ともに保障主義に徹した医療制度を確立することの決意を持ってこの法案に臨んでいるのか。危機に立つわが国の社会保障、社会保障の将来をどう構想しているのか。危機は、負担を国民に押しつけるだけでは切り抜かれるものではないとせん。

現行の医療保障制度は、たとえ不十分なものであるとしても、国民の権利として確立されたものであります。したがって、その運営は、被保険者の権利と利益を最も尊重して、民主的に行なわれなければならない。まさにその第一歩において民主主義を否定し、国民大衆の利益を踏みにじる臨時医療保障審議会の設置などごまかしたり、隠れたりせずに、制度の抜本的改正の構想を示されたい。

国庫負担の定率化をどうするのか、給付水準の大幅引き上げをどうするのか、名実ともに保障主義に徹した医療保障制度を確立する勇氣があるのか。

かないのか。これは鈴木厚生大臣の御答弁だけでは心もとない。佐藤総理大臣並びに福田大蔵大臣の責任ある答弁を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) お答えいたします。

医療保障の現状から見まして、これに将来の安定、発展のためにこの際抜本的な、総合的な検討を必要とする、これは渋谷君もおっしゃるとおりであります。私もそのとおりに考えておりますから、今回審議会をつくらうとしたのであります。

御承知のように、いままであります社会保障制度審議会あるいは社会保険審議会は、これはただいまのような総合的、抜本的検討をいたしません。これはその権限、権能等必ずしも適當ではない、かように私は思います。この際審議会をつくらうとして、そうしてあります二つの審議会と十分調整をはかつて、いわゆる屋上屋をつくるようなことなしに、この新しくつくる、臨時に設ける審議会でも専門的にたまたまのような検討をしていこう、こういうのでございます。この点は、審議会をつくるだけでももちろん能ではありません。したがって、審議会できりばな答申、国民的視野に立つての答申をいただいて、それで医療制度について真剣に取り組んでまいるつもりであります。

また、政府は、かような審議会を設けますが、決して審議会に責任を転嫁するような考えは持っておりません。具体的な施策の遂行、それこそは政府の責任でありますし、また、私が申し上げる

までもなく、あらゆる機会に申し上げておりますように、国民生活、これを安定、向上させ、同時に福祉を増進することは、これは政治の目標であり、政府の責任でもあります。かような意味におきまして、政府は医療保障だけではなく、所得保障につきましても、十分社会保障の充実をはかるように、今後とも責任を持って遂行していくつもりでございます。ただいまのように審議会を設けて、これで事足りた、かような考えでないことはつきり申し上げておきます。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇〕

○国務大臣(福田赳夫君) 医療保障制度が財政的に非常に重大な危機に來ておることは、渋谷さんもおっしゃるとおりであります。それに対して一体どうするか。いまあなたのお話を聞いておりますと、国庫負担を増せばいいんだというふうなお考えのようでありまして、国庫負担を増しますれば、それは一応は解決になります。しかし、国民の税負担を一体どうするか、こういう大きな問題がまた起こってくるわけでありまして。それだけにたまたまではできない。やはりその前に問題があると思ふのであります。

いま医療費がだんだんふえて、国民総所得の五割も占めるというふうな状態になり、しかもその増加の割合が二〇%、二〇%とふえてくる。しかも財源はどうだというと、わずかに一〇%しかふえない。これじゃいずれば行き詰まってしまうのであります。そういう状態に対処しまして、私は、これは個人でありますけれども、どうしてもこれは各種保険の統合、整備という問題に手をつけなければいけぬ、こういうふうに考えます。同時に、それだけ医療費がふえる、その一つの原因

は、これは医療のいわゆる乱診乱療というふうなものもいわれます。それに対する自動的歯止め装置というものが整っていない。それをどういうふうにして整えていくかという問題もあると思うのであります。

そういう国庫負担の前提、以前の問題としての重要な諸問題を新しい角度から検討する、鈴木厚生大臣がそういう構想を持たれたことは、私はまことに時宜を得たものである、全面的に協力をいたしたい、かように考えております。(拍手)

〔国務大臣鈴木善幸君登壇〕

○国務大臣(鈴木善幸君) お答えいたします。

今国会で、さきに国民健康保険法の改正、また、政府管掌の健康保険法の改正等を御審議を願ったのでありますが、この改正は、応急、当面の対策を立てたものでございまして、医療保障制度は、いまや財政の面からいたしまして、制度の面からいたしまして、根本的な改善を要する時期にきておると思ふのでございます。わが国の医療保障制度が、あるいは国民健康保険、政府管掌の健康保険、あるいは組合健保、日雇い健保、船員保険、それに国家公務員共済保険、地方公務員共済保険等各種の医療保障制度が成立をいたしておるのでありますが、その給付の内容におきましても、また被保険者の負担の面からいたしまして、きわめて不均衡でございまして。これらを是正いたしましたして、国民皆保険のもとにおきます医療制度を確立するというのが当面の急務と私も感じておるのであります。

しかるに、この各種医療保障制度全体を審議いたしますところの審議機関が、現在のところ遺憾ながらございません。社会保障制度審議会はござ

います。これはただに医療保険だけではない、所得保障も含めて、わが国の社会保障全体を審議する機関でございます。また、社会保障審議会は政府が直接やっております医療保険だけを対象とするものでございまして、ただいま申し上げた医療保険制度全体を総合的かつ専門的に審議する機関といたしまして、このたび臨時医療保険審議会をつくらうと考えた次第でございます。この審議会を通じて、私どもも広く国民各層の御意見を十分に拝聴いたしまして、しかる後、政府の責任においてこれに対する基本策を立て、そして国会の御審議を願う所存でございます。

また次に、この審議会をつくるのが政府の政治責任を回避するものではないか、こういう御指摘でございますが、決してさうではございません。今回は具体的な政府の案を審議会にかけまして、明四十二年度までにこれが具体化をはかりうと考へておる次第でございます。

さらに、委員の構成につきまして、従来のような三者構成を避けて学識経験者だけの委員を選ぶということはいかがか、こういう御質問であるのであります。利害関係団体の代表者をもつて構成する三者構成、こういう立場でなしに、広く国民的な視野に立ったところの学識経験者の御意見を十分聞きまして、そして利害関係者にとらわれない立場で、全国的な立場で成案を得たい、こういう考え方に基づくものであります。もとより、あるいは医師会でありますとか、あるいは支払い団体等の御意見を反映させるために、その人選にあたりましては十分配慮をいたす所存でございます。

社会保障制度全般についての政府の姿勢につき

ましては、先ほど総理からお答えがあったとおりでございます。(拍手)

○副議長(園田直君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(園田直君) 本日は、これにて散会いたします。

午後五時四十分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
外務大臣 椎名悦三郎君
大蔵大臣 福田 赳夫君
厚生大臣 鈴木 善幸君
農林大臣 坂田 英一君
運輸大臣臨時代理 三木 武夫君
国務大臣 永山 忠則君

出席政府委員

内閣法制局長官 高辻 正巳君
文部政務次官 中野 文門君

○朗読を省略した議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る二十七日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

失業保険法の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、去る二十七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

特殊土じよう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律

公認会計士法の一部を改正する法律

一、去る二十七日、宮坂参議院事務総長から久保田事務総長宛、参議院は裁判官訴訟委員岸田幸雄君の辞任を許可し、その補欠として次の者を選任した旨の通知書を受領した。

源田 実君

(政府委員承認)

一、去る二十七日、山口議長は、佐藤内閣総理大臣申出の、次の者を第五十一回国会政府委員に任命することを承認した。

大蔵省国際金融局長 鈴木 秀雄

(政府委員退任)

一、去る二十七日、佐藤内閣総理大臣から山口議長宛、二十三日付をもつて大蔵省国際金融局長事務代理村井七郎は同事務代理を免ぜられたので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

(政府委員任命)

一、去る二十八日、佐藤内閣総理大臣から山口議長宛、二十七日付議長において承認した鈴木秀雄を二十八日第五十一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(常任委員辞任)

一、去る二十七日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

細田 彌三君 藤尾 正行君
苗ヶ久保重光君 稻村 隆一君
中村 高一君 田澤 吉郎君
森下 元晴君 有馬 輝武君

角屋堅次郎君 湯山 勇君

地方行政委員 村上 勇君

久保田鶴松君

法務委員

森下 元晴君

大田 俊君

外務委員

安藤 覺君

小坂善太郎君

大蔵委員

白井 莊一君

中村 高一君

文教委員

有馬 輝武君

中村 高一君

重政 誠之君

松山千恵子君

中村 庸一郎君

内藤 隆君

湯山 勇君

和田 博雄君

社会労働委員

坂村 吉正君

山村新治郎君

農林水産委員

中村庸一郎君

村上 勇君

湯山 勇君

和田 博雄君

予算委員

橋本龍太郎君

三原 朝雄君

決算委員

細田 彌三君

藤尾 正行君

栗原 俊夫君

森本 靖君

稻村 隆一君

久保田鶴松君

地方行政委員

田村 良平君

倉石 忠雄君

11100

社会労働委員		文教委員		通信委員	
伊東 正義君	大坪 保雄君	安藤 覺君	内藤 隆君	伊東 正義君	佐藤 孝行君
大橋 武夫君	龜山 孝一君	毛利 松平君	湯山 勇君	(議案提出)	
倉石 忠雄君	地崎宇三郎君	中村庸一郎君	松山千恵子君	一、去る二十七日、議員から提出した議案は次の通りである。	
吉川 兼光君	大石 八治君	和田 博雄君		離島振興法の一部を改正する法律案(中村重光君外十四名提出)	
佐藤 孝行君	四宮 久吉君	中村庸一郎君	村上 勇君	一、去る二十八日、内閣から提出した議案は次の通りである。	
田村 良平君	三原 朝雄君	坂村 吉正君	山村新治郎君	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)	
森下 元晴君	内海 清君	和田 博雄君	湯山 勇君	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)	
三原 朝雄君	大坪 保雄君	藤尾 正行君	額綱 彌三君	一、去る二十七日、参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。	
内海 清君	吉川 兼光君	三原 朝雄君	橋本龍太郎君	行政相談委員法案	
通信委員	佐藤 孝行君	稲村 隆一君	久保田鶴松君	畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案	
(常任委員補欠選任)	伊東 正義君	栗原 俊夫君	森本 靖君	(議案付託)	
一、去る二十七日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。				一、去る二十七日、委員会に付託された議案は次の通りである。	
内閣委員				行政相談委員法案	
田澤 吉郎君	森下 元晴君	倉石 忠雄君	田村 良平君	畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案	
角屋堅次郎君	湯山 勇君	佐藤 孝行君	三原 朝雄君	(議案付託)	
有馬 輝武君	額綱 彌三君	森下 元晴君	四宮 久吉君	一、去る二十七日、参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。	
藤尾 正行君	中村 高一人	田村 良平君	大石 八治君	地方自治法の一部を改正する法律案(阪上安太郎君外八名提出)	
西ヶ久保重光君	稻村 隆一君	内海 清君	地崎宇三郎君	地方自治法の一部を改正する法律案(阪上安太郎君外八名提出)	
地方行政委員				地方自治法の一部を改正する法律案(阪上安太郎君外八名提出)	
額綱 彌三君	大出 俊君	内海 清君	龜山 孝一君	地方自治法の一部を改正する法律案(阪上安太郎君外八名提出)	
村上 勇君	久保田鶴松君	倉石 忠雄君	大坪 保雄君	地方自治法の一部を改正する法律案(阪上安太郎君外八名提出)	
法務委員				地方自治法の一部を改正する法律案(阪上安太郎君外八名提出)	
鍛冶 良作君	森下 元晴君	倉石 忠雄君	大坪 保雄君	地方自治法の一部を改正する法律案(阪上安太郎君外八名提出)	
外務委員				地方自治法の一部を改正する法律案(阪上安太郎君外八名提出)	
重政 誠之君	白井 莊一君	大橋 武夫君	吉川 兼光君	地方自治法の一部を改正する法律案(阪上安太郎君外八名提出)	
小坂善太郎君				地方自治法の一部を改正する法律案(阪上安太郎君外八名提出)	
大蔵委員				地方自治法の一部を改正する法律案(阪上安太郎君外八名提出)	
中村 高一君	有馬 輝武君	吉川 兼光君	内海 清君	地方自治法の一部を改正する法律案(阪上安太郎君外八名提出)	

一、去る二十七日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

特殊土じ、より、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

一、去る二十七日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

公認会計士法の一部を改正する法律案

(議案撤回通知書受領)

一、去る二十八日、内閣から、次の議案を撤回した旨の通知書を受領した。

審議会等の整理に関する法律案

アジア開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

アジア諸国の間には、かねてより、アジア地域の経済開発を促進するための金融機関設立の要望があつたが、一九六三年十月に開催された国際連合アジア極東経済委員会加盟諸国の閣僚会議において、アジア開発銀行(以下「銀行」という)設立計画が具体化されて以来、協定案の作成について交渉が続けられてきたところ、昭和四十年十一月二十九日から十二月一日までマニラで開催された国際連合アジア極東経済委員会域内国の閣僚会議において、協定案が採択され、引き続き十二月二日から四日までマニラで開催された域外関係国を含めた全権会議において、本協定案が採択され、わが国は十二月四日にこの協定に署名した。

本協定には、

(一) 銀行は、アジア及び極東の地域(以下「地域」という)の経済成長及び経済協力を助長

し、かつ、地域内の開発途上にある加盟国の経済開発の促進に寄与することを目的とする

(二) 加盟国の地位は、国際連合アジア極東経済委員会に加盟国及び準加盟国、その他の域内国並びに域外先進国で国際連合又はその専門機関の加盟国に対して開放されること。

(三) 銀行の授権資本は十億合衆国ドルとし、当初の授権資本は、払込株式と請求払株式とに分け、その額はそれぞれ五億ドルとする。また、当初に応募した払込資本の払込みは、その額の二十パーセントずつの五回の分割払とし、域内加盟国は出資総額の六十パーセント以上をつねに保持するものとする。

(四) 銀行の業務は、通常資本財源によつてまかなわれる通常業務と、特別基金財源によつてまかなわれる特別業務とに区分し、貸付け、投資、保証、技術援助、証券の引き受け等を行ない、主として特定の事業計画のために融資を行なうこと。

(五) 銀行は、払込済資本の十パーセント以内を保留して特別基金を設立し、また、使用を任されたその他の特別基金の管理を受託することができること。

(六) 銀行に、総務会、理事会、総裁、副総裁、その他の役員及び職員を置き、総務会は、銀行のすべての権限を付与され、特定の権限を除いて、その権限を理事会に委任することができ、理事会は、銀行の一般的業務を行ない、そのほか、総務会から委任された権限を行使すること。

総裁は総務会において域内加盟国から選挙され、その任期は五年とし、銀行の代表者で、理事会の議長となり、銀行の經常的業務を行ない、副総裁は、一人又は二人以上とし、総裁の勧告に基づいて理事会において任命され、総裁の不在又は故障の場合に、その権限及び任務を代行すること。

(七) 各加盟国の投票権数は、総投票数の二十パーセントを全加盟国に均等に配分した基本票数とし、各加盟国の持株数に等しい比例票数の合計とし、総務会及び理事会の議決事項は、投票権数の過半数によつて決定されること。

(八) 銀行は、効果的にその目的を達成し、かつ、与えられた任務を遂行することができるようにするため、免除、課税免除及び特権を各加盟国の領域において与えられること。

(九) 協定の不可分の一部である附属書Aにおいて、加盟国の授権資本の当初の応募額、附属書Bにおいて、理事の選挙の手續、等を規定している。

なお、本協定は、当初の応募額の総計が銀行の授権資本の六十五パーセントに達する少なくとも十五署名国(十以上の域内国を含む)がそれぞれ批准書又は受諾書を国際連合事務総長に寄託を完了したときに、効力を生ずることになつてゐる。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

わが国が、本協定に参加することは、アジア

及び極東の地域における経済成長及び経済協力を助長し、域内諸国の経済開発の促進に寄与することになるので、これらの諸国との経済協力を推進する上に望ましいことと認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費

本件に要する経費は、昭和四十一年度一般会計予算大蔵省所管アジア開発銀行出資の項目中に、アジア開発銀行出資金として三十六億円計上されている。

昭和四十一年五月二十七日

外務委員長 高瀬 傳
衆議院議長 山口喜久一郎殿

銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、銃砲刀剣類による危害を未然に防止しようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

(一) 銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正

1 都道府県公安委員会は、猟銃および空気銃の所持に関する法令およびその取扱ひについての講習会を開催するものとし、これに関連して所持の許可の基準を整備すること。

2 猟銃所持許可の制限年齢を二十歳に引き上げること。

3 猟銃および空気銃の所持許可について、新たに五年ごとの更新制度を設けること。

昭和四十一年五月三十一日 衆議院會議録第五十七号 議案に関する報告書

4 銃砲の所持の許可にかかる用途に関する規定を明確化するとともに、銃砲は許可にかかる用途以外には使用できないものとする。

5 許可をしてはならない銃砲の構造等の基準を政令で定めるとともに、所持許可を受けた者に対して、その基準を維持し、危険な附属品を所持してはならない義務を課するものとする。

6 許可を受けた銃砲の適正保管義務を新設すること。

7 銃砲等の所持許可の取消事由に、これらの銃砲に使用される実包等に関する火薬類取締法の違反を加えること。

(一) 火薬類取締法の一部改正

けん銃等、銃または古式銃砲に使用される実包、空包、銃用雷管および政令で定める火薬類の譲渡、譲り受け、輸入および消費の許可は、都道府県公安委員会が行なうものとする。

二 議案の可決理由

銃砲等による犯罪ならびに事故防止のため銃砲の所持等に関する規制を強化しようとする本案の趣旨は妥当と認め、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十一年五月二十七日

地方行政委員長 岡崎 英城

衆議院議長 山口喜久一郎殿

港湾運送事業法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における港湾運送事業の規模の拡大等によりその近代化を促進するため、港湾運送事業の免許の基準を整備し、及び港湾運送の下請に関する規制を強化するほか、所要の整備を図ろうとするもので、その内容は次のとおりである。

1 港湾運送事業についての免許基準のうち、施設及び労働者について、一定の規模以上のものでなければならぬこととし、その具体的基準については、事業の種類及び港湾ごとに運輸省令で定めることとする。

2 港湾運送の全部下請の禁止規定を強化し、港湾運送の行為の種別ごとに、一定率以上の直営を義務づけることとするが、一定の要件のもとに下請制度を利用することを認め、また港湾運送の再下請を禁止すること。

3 船舶に積み込まれた貨物の位置の固定若しくは警備を行なう事業を、港湾運送関連事業として、新たに港湾運送事業法の規制の対象とし、届出を要することとする。

4 従来港湾運送事業法の対象外であつた総トン数百トン以上の鋼製船舶による港湾における貨物の運送を、はしけ運送として規制すること。

5 港湾運送事業者は、運輸省令で定めるところに従い会計を処理しなければならないこととする。

6 免許、許可又は認可には、条件又は期限を附し及びこれを変更することができる旨を明文化すること。

7 港湾運送事業の譲渡、譲受け及び相続並びに港湾運送事業を経営する法人の合併の認可について免許基準を準用するとともに、港湾運送事業の休業止の許可について基準を設けることとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、港湾運送事業を適確に遂行するため、おおむね妥当なものと認めるが、港湾運送関連事業に船舶の清掃を加える等、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十一年五月二十七日

運輸委員長 古川 丈吉

衆議院議長 山口喜久一郎殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

第二条第一項第二号中「貨物の取卸」の下に「第四号に掲げる行為を除く。」を加え、同項第三号中「(総トン数百トン以上の鋼製船舶を除く。)」を削り、同項第四号中「はしけからの取卸若しくははしけへの積込」を「船舶(運輸省令で定める総トン数未満のものに限る。以下この号において同じ。若しくははしけからの取卸若しくは船舶若しくははしけへの積込み(貨物の船舶からの取卸し又は船舶への積込みにあつては、当該船舶が岸壁、さん橋又は物揚場に係留され、かつ、当該船舶の揚貨装置を使用しないで行なう場合に限る。))」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「水域は」の下に「、政令で定めるものを除くほか」を加え、「いい、これに接続する湖川

の政令で定める区域を含む」を「いう」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律で「港湾運送関連事業」とは、営利を目的とするとしないうを問わず、他人の需要に応じて次に掲げる行為を行なう事業をいう。

一 港湾において、船舶に積み込まれた貨物の位置の固定若しくは積載場所の区画又は船積貨物の荷造り若しくは荷直し又は船舶への貨物の積み込み若しくは船舶からの貨物の取卸しに先行し若しくは後続する船舶の清掃

二 港湾においてする船積貨物の警備

第二章中第二十二條の次に次の一條を加える。

(港湾運送関連事業の届出)

第二十二條の二 港湾運送関連事業を営む者は、
○あらかじめ、その事業の開始の日から三十日以内に、運輸省令で定める事項を運輸大臣に届

け出なければならない。○届出をした事項を変更したときも、同様とする。

2 港湾運送関連事業を営む者は、その事業を休

止し、又は廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(料金)

第二十二條の三 港湾運送関連事業者は、運輸省令で定めるところにより、港湾ごとに、料金を定め、その実施前に、運輸大臣に届け出なければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(料金の変更命令及び罰則)

第二十二條の四 運輸大臣は、港湾運送関連事業者が前条の規定

により届けた料金が次の各号の基準に適合しないと認めるときは、当該港運送関連事業者に對し、期限を定めて当該料金を変更すべきことを命ずることができる。

一 能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであること。

二 特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

2 運輸大臣は、前項の規定により料金の変更を命じようとするときは、当該港運送関連事業者に對し、あらかじめ期日及び場所を通知して、公開による審議を行わなければならない。

3 審議に際しては、当該港運送関連事業者及び利害関係人に對し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

(料金の制りもどしの禁止及び料金の揭示)

第二十二條の五 第十條の規定は、港運送関連事業者が收受した料金について、第十二條の規定は港運送関連事業者が第二十二條の三の規定により届けた料金について準用する。

第二十九條を次のように改める。

(免許等の条件又は期限)

第二十九條 免許、許可又は認可には、条件又は期限を附し、及びこれを変更することができ。

2 前項の条件又は期限は、公共の利益を増進し、又は免許、許可若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該港運送事業者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

第三十三條第一項及び第二項中「港運送事業者」の下に「又は港運送関連事業を営む者」を加える。

第三十五條第三号中〇「第三十三條の第二項を」を「第三十三條の五、第三十三條の二第二項に改め、」を削る。

第三十六條(第三十三條)を削る。

り、同条第五号中「第十七條の二第二項〇」を「第一十六條第六項(第三十三條の三第三項において準用する場合を含む)、第十七條の二第二項〇」に改める。同条に次の一号を加える。

六 第二十二條の三の規定による届出をしないで料金を收受した者

〇第二十二條の三第三項の二第二項を「第二十二條の五、第三十三條の二第二項に改め、同条第二十二條の二」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年十月一日から施行する。ただし、第二十二條の三から第二十二條の五までの改正規定並びに附則第六項及び第七項の規定は、昭和四十一年十月一日から施行する。

5 この法律の施行の際現に港運送関連事業に相当する事業を営んでいる者については、この法律の施行の日から三十日以内に新法第二十二條の二第一項の規定による届出をすれば足りる。

6 第二十二條の三の改正規定の施行の際現に港運送関連事業に営んでいる者については、新法第二十二條の三の改正規定によるものは、第二十二條の三の改正規定の施行の日から三十日以内に「と改め替へて、同条の規定を適用する。

7 前項に規定する者は、同項及び新法第二十二條の三の規定により料金を届けるまでの間は、第二十二條の三の改正規定の施行の際現に営んでいる料金を引き続き実施することができ。

この場合において、当該料金については、新法第二十二條の五の規定(新法第十條の規定を準用する部分に限る)は、適用しない。

16⁸ この法律の施行前にした行為及び附則第四項の規定により従前の例によることとされる港運送の下請の制限に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

17⁹ 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「第二條第三項」を「第二條第四項」に改める。

(内航海運法の一部改正)

18¹⁰ 内航海運法の一部を次のように改正する。

第二條第三項第三号及び第四項中「第二條第三項」を「第二條第四項」に改める。

(内航海運組合法の一部改正)

19¹¹ 内航海運組合法(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第五号中「第二條第三項」を「第二條第四項」に改める。

(別紙)

港運送事業法の一部を改正する法律案に對する附帯決議

一 政府は、港運送事業法に基づき、港運送の新秩序を確立するに当たつては、真にその合理的、能率的運営を期し得るよう、各港の実情にそつて、事業者の企業規模を適正化し、これを育成して、その能力の活用を図るべきである。

二 省令の制定に当たつて事業者間の「経済上の利益の提供」の内容については幅広い考慮を払うべきである。

三 港運送事業法第二條第三項第一号に掲げる港運送関連事業は、同法第三條第二号及び第四号に掲げる事業と密接不可分にして、その作業の実体がそれ等の事業と何ら差異なきことにかんがみ、でき得る限り、近い将来これを本来の港運送事業として規制を強化すべきである。

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

1 長期給付に要する費用に對する国の補助率を百分の十五から百分の十六に引き上げること。

2 旧長期組合員期間に對する給付額算定の基礎となる平均標準給与の月額を組合員の資格喪失前五年間の標準給与の平均から三年間の平均に改めるとともに、最高限度額を廃止すること。

3 既裁定年金に係る給付額の算定の基礎となる平均標準給与の月額についても前項と同様の措置を講ずること。

4 昭和二十七年九月三十日以前に給付事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の額を六万円に引き上げること。

5 組合員期間が二十年以上の者に係る退職年金、廢疾年金又は遺族年金で年額六万円(遺族年金については三万円)未滿のものについては、その年額を六万円(遺族年金については三万円)に引き上げること。

6 この法律は、昭和四十一年十月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

本案は、おおむね妥当なものと認めるが、私立学校教職員共済組合が業務を行なうに要する経費について、財源調整のため必要がある場合には国が補助することができるとすることともに、既定の廃疾年金については、組合員期間のいかにかわらず、その最低額を保障するよう修正することは適当と認められるので、本案は、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙の通りの附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

昭和四十一年度一般会計予算に、一千二百二十九万一千円が計上されている。

本修正の結果必要とする国庫補助の増額分は、本年度において約十萬円の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して、中村文部大臣より、「本修正は、やむを得ないものと考え、旨の意見が述べられた。」

右報告する。

昭和四十一年五月二十七日

文教委員長 八田 貞義

衆議院議長 山口喜久一郎殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第一条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項第一号中「百分の十五」を「百分の十六」に改める。

同条第二項を同条第三項とし、同条第三項を同条第二項に改める。

2 国は、前項に規定するもののほか、財源調整のため必要があるときは、予算の範囲内において、これに要する費用の一部を補助することができる。

附 則

(組合員であつた期間が二十年以上の者の年金の額の特例)

6 昭和四十一年四月三十日以前に退職し、又は死亡した組合員に係る次の各号に掲げる年金については、その額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十一年十月分以降、その額を当該各号に掲げる額とする。ただし、○これら及び遺族年金については、
○退職年金の年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が二十年に満たない場合は、この限りでない。

一 退職年金又は廃疾年金 六万円

二 遺族年金 三万円

〔別紙〕

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

私立学校教育の重要性と私立学校教職員共済組合の実情にかんがみ、政府は、すみやかに左記の事項について検討し、その実現を図るべきである。

一 私立学校教職員共済組合法の適用外にある私

立学校の教職員に対し、すみやかに、同法を適用するため必要な措置を講ずること。

二 私立学校の特長事情にかんがみ、高齢組合員に対し、長期給付支給の措置を講ずること。

三 旧長期組合員期間に係る給付について、新法を適用するため必要な措置を講ずること。既裁定年金額についても同様とすること。

四 いわゆる年金スライド原則規定の実施基準をすみやかに明確化すること。

五 整理資源を確保するため必要な国庫補助の措置を講ずること。

六 私立学校教職員の給与が国・公立学校教職員のそれより著しく低位にある実情にかんがみ、その給与の改善、給与体系の整備等を行うため適切な指導助言を行なうこと。

七 私立学校教職員共済組合の業務の健全化を図り、かつ掛金負担の軽減に資するため、国は、短期給付事業の費用に対する助成、長期給付事業に要する費用の補助率の引上げに努めること。

農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

1 わが国の漁業をめぐる諸情勢の推移に伴い、水産庁の水産試験研究体制の再編整備を図るため、その一環として、次の措置を講ずることとする。

(1) 遠洋水産研究所の設置

遠洋漁業の著しい発達と国際的諸問題に対処し、遠洋漁業に関する調査研究等を一

元化するため、北海道区、東海区、南海区の三水産研究所の遠洋漁業に関する部門を統合して、遠洋水産研究所を設置すること。

(2) 南海海区水産研究所の設置

沿岸漁業等の振興についての強い要請に対処し、漁業の実態により即した試験研究体制を整備するため、南海海区水産研究所と南海海区水産研究所の沿岸漁業等に関する部門とをあわせて、南海海区水産研究所を設置すること。

(3) これらの措置に伴い、南海海区水産研究所及び南海海区水産研究所を廃止すること。

2 八郎潟新農村建設事業団への事業委託等に伴い、定員を次のように改める。

本省 三〇、一四三人(減員一八五人)
食糧庁 二八、八八八人(減員二五五人)
林野庁 一、〇八八人(増員一〇八人)
水産庁 一、八二二人(増減なし)
合計 六一、九四〇人(差引二〇〇人)

なお、施行期日は昭和四十一年四月一日としている。

二 議案の修正議決理由

本案は、農林水産行政の効率的運営を図るため、おおむね妥当な措置と認めるが、その施行期日については、四月一日をすでに経過しているもので、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約七千四百四十万円が昭和四十一年度一般会計予算に計上され

ている。
右報告する。

昭和四十一年五月二十七日

内閣委員長 木村 武雄

衆議院議長 山口喜久一郎殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

附 則

本 省

この法律の施行の日
昭和四十一年四月一日から同年六月三十日まで
昭和四十一年七月一日から同年九月三十日まで
昭和四十一年十月一日から昭和四十一年十二月三十一日まで

食糧庁

この法律の施行の日
昭和四十一年四月一日から同年六月三十日まで
昭和四十一年七月一日から同年九月三十日まで

二人

国民年金法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、最近における国民生活水準の著しい向上と人口構造の急速な高齢化傾向等にかんがみ、国民年金制度の内容の充実をはかるため、拠出制年金の額を引き上げ(標準の老齢年金は、夫婦で月額一万円)、障害年金等の支給要件を緩和するとともに、福祉年金の額をも引き上げ、その支給制限の緩和等の措置を講じ、制度全般にわたる改善を行なうとするもので、その要旨は次のとおりである。

(一) 拠出年金に関する事項

1 年金額の引上げ

(1) 老齢年金の額を保険料納付済期間一年につき二千四百円(保険料免除期間一年

1 この法律は、**昭和四十一年四月一日から施行する。**

2 農林省の本省及び食糧庁の定員は、改正後の第九十一条第一項の規定にかかわらず、これらの機関ごとに、次の表の中欄に掲げる期間内は、同項に規定する当該機関の定員にそれぞれ同表の下欄に掲げる員数を加えた員数とする。

昭和四十一年四月一日から同年六月三十日まで	二〇九人
昭和四十一年七月一日から同年九月三十日まで	二二一人
昭和四十一年十月一日から昭和四十一年十二月三十一日まで	一人

につき八百円)とし、保険料納付済期間二十五年(標準)の場合の年金額を二万四千円(月額二千円)から六万円(月額五千円)に、四十年(全期間)の場合の年金額を四万二千円(月額三千五百円)から九万六千円(月額八千円)に引き上げること。
(2) 通算老齢年金の額は、老齢年金と同様に計算した額に引き上げること。
(3) 障害年金の額の最低保障額を二万四千円(月額二千円)から六万円(月額五千円)に、一級障害年金の加算額を六千円(月額五百円)から一万二千円(月額一千円)に引き上げること。
(4) 母子年金及び準母子年金の額の最低保障額を被扶養児二人の場合で二万四千円(月額二千円)から六万円(月額五千円)に引き上げること。
(5) 遺児年金の額の最低保障額を一万二千

円(月額一千円)から三万円(月額二千五百円)に引き上げること。

2 障害年金等の支給要件の緩和

(1) 障害年金の支給対象となる障害の範囲を、すべての内部疾患による障害にまで拡大するとともに、母子年金等の支給対象となる子の障害の範囲を障害年金と同様に拡大すること。
(2) 事後重症(初診日から三年を経過した日においては軽度の障害であるため障害年金の支給の対象とならないが、同日以後にその療疾の程度が増進したもの)についても、障害年金の支給対象とするこ

3 保険料の改定

保険料の額を月額百円引き上げ、三十五歳以上の者は月額二百五十円、三十五歳未満の者は月額二百円とし、以後段階的に引き上げること。

(二) 福祉年金に関する事項

1 年金額の引上げ

(1) 老齢福祉年金の額を一万五千六百円(月額一千三百円)から一万八千円(月額一千五百円)に、
(2) 障害福祉年金の額を二万四千円(月額二千円)から二万六千四百円(月額二千二百円)に、
(3) 母子福祉年金及び準母子福祉年金の額を一万八千円(月額一千五百円)から二万四千円(月額二千七百円)にそれぞれ引き上げること。

2 障害福祉年金等の支給対象となる障害の

範囲等を障害年金の場合と同様に拡大すること。

3 支給制限の緩和

(1) 受給権者本人の所得による支給制限の限度額を二十二万円から二十四万円に引き上げること。
(2) 障害福祉年金の受給権者の配偶者の所得による支給制限は、受給権者の扶養義務者の所得による支給制限に吸収すること。
(3) 受給権者の生計を維持する扶養義務者の所得による福祉年金の支給制限の限度額は、その扶養義務者の扶養親族数に応じて緩和し、扶養親族が五人である場合の限度額を七十一万六千四百円から八十一万七千五百円に引き上げること。

(4) 夫婦で老齢福祉年金と障害福祉年金とを受ける場合の老齢福祉年金の支給停止は廃止すること。

(三) 経過措置

1 既裁定年金の額についても、本則の改正後の規定による計算方法により引き上げること。

2 旧陸軍共済組合等の組合員であつた期間については、老齢給付の支給要件となる資格期間に算入すること。

(四) 施行期日

公布の日から施行すること。ただし、支給要件の緩和は昭和四十一年十二月一日から、年金額の引き上げ及び保険料の改定は昭和四十一年一月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

最近における国民生活水準の著しい向上と人

昭和四十一年五月三十一日 衆議院會議録第五十七号 議案に関する報告書

口構造の急速な老齢化傾向等にかんがみ、拠出年金の額を引き上げ、障害年金等の支給範囲を拡大するとともに、あわせて福祉年金の改善等の措置をはかることは時宜に適合するものと認め、福祉年金における配偶者の所得による支給制限の緩和につき修正を加えることを適当と認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙の通り附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

昭和四十一年度一般会計予算(厚生省所管)に拠出年金国庫負担金として二億二千七百六十八千円、福祉年金給付費財源繰入として九億五千四百三十九万九千円が計上されている。

なお、本修正の結果必要とする経費は、約一億三千万円要する見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して鈴木厚生大臣より本修正に対し「やむをえない。」旨の意見が述べられた。

昭和四十一年五月三十日

社会労働委員長 田中 正巳

衆議院議長 山口喜久一郎殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

第七十九条の二第二項ただし書中「七十歳に達した日において、」を「七十歳に達した日において、」に改め、「又は日本国内に住所を有しないと

き」を削り、同条第三項中「一万五千六百元」を「二万八千円」に改め、同条第四項中「又は日本国内に住所を有しなくなつたとき」を削り、同条第五項後段を削り、同条第六項を次のように改め、第四項及び第五項を第六十六條第一項、第三項及び第四項とする。

16 老齢福祉年金は、受給権者の配偶者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、それぞれ次の各号に規定する額をこえるときは、その年の五月から翌年の四月まで、その支給を停止する。

一 扶養親族等がない場合 所得税法第八十条第一項の規定を適用した場合に所得税が課せられないこととなる同法第二十八条に規定する給与所得の最高額

二 扶養親族等が一人である場合 前号の額に所得税法第七十七条第一項に規定する控除額に相当する額を加算した額

三 扶養親族等が二人以上である場合 前号の額に扶養親族等のうち一人を除いた扶養親族等一人につき所得税法第七十八条第一項に規定する控除額に相当する額を加算した額

第七十九条の二に次の二項を加える。

17 第六十六條第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあり、同条第四項中「第一項及び第二項」とあるのは、「第七十九条の二第六項」と読み替へるものとする。

18 第六十五條、第六十六條第一項、第三項及び

第四項、第六十七條並びに第六十八條の規定は、老齢福祉年金について準用する。この場合において、第六十六條第一項中「受給権者の配偶者の前年の所得又は受給権者」とあるのは「受給権者」と読み替へるほか、被災者の配偶者に支給する老齢福祉年金については、第六十七條第二項第二号中「前条第一項各号」とあるのは「第七十九條の二第六項各号」と、同条第三項中「前条第一項及び第二項」とあるのは「第七十九條の二第六項」と、それぞれ読み替へるものとする。

附 則

(福祉年金等の支給停止に関する経過措置)

11 第六十五條第六項及び第六十七條第二項(第七十九條の二第八項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による福祉年金の支給の停止については、この法律による改正後の別表の規定は、昭和四十二年一月以降の月分の福祉年金について適用し、昭和四十一年十二月以前の月分の福祉年金については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の第六十五條第六項、第六十六條、第六十七條第二項及び第三項並びに第七十九條の二第六項から第八項までの規定に第七十九條の二第六項から第八項までの規定を準用する場合を含む。

3 前項の場合において、この法律による改正後の第六十六條第一項第三号ロ(同条第二項の規定を適用する場合、第六十七條第二項において例による場合及び第七十九條の二第八項において準用する場合を含む。)中「所得税法第七十八條第一項に規定する控除額に相当する額」とあるのは、当該所得が昭和四十年の所得であるときは「五万二千五百円」と、当該所得が昭和四十一年の所得であるときは「五万八千七百五十円」と、それぞれ読み替へるものとし、この法律による改正後の第七十九條の二第六項第三号(同条第八項において第六十七條第二項の規定を準用する場合を含む。)中「所得税法第七十八條第一項に規定する控除額に相当する額」とあるのは、当該所得が昭和四十年の所得であるときは「五万七千五百円」と、当該所得が昭和四十一年の所得であるときは「六万四円」と、それぞれ読み替へるものとする。

4 この法律による改正後の第七十九條の二第五項の規定は、昭和四十二年一月以降の月分の老齢福祉年金について適用し、昭和四十一年十二月以前の月分の老齢福祉年金についての受給権者の配偶者が障害福祉年金を受けることができ、ることによる支給の停止については、なお従前の例による。

5 昭和四十一年十二月以前の月分の母子年金及び準母子年金についての当該夫、男子たる子、父又は祖父の死亡について公的年金給付を受け、ることができる者があることによる支給の停止については、国民年金法附則第九條の三の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律
(労働者災害補償保険法の一部を改正する法律
の一部改正)

第十六条 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第六十七号)の法律(昭和四十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第六條第四項、附則第十三條第二項、附則第十九條第二項及び附則第三十二條第三項及び附則第四十二條第六項中「第七十九條の二第六項」を「第七十九條の二第八項」に改める。

〔別紙〕

国民年金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

今回の改正により国民年金制度は前進するものと考えが、なお次の事項については問題があるため、政府はこれが解決について引き続き努力されたい。

1 拠出年金について年金額のスライド制を確立すること。

2 年金加入前の障害についても拠出制年金の支給対象とすること等社会保障の精神に従つて改善を図ること。

3 障害年金、障害福祉年金ともに障害等級範囲を厚生年金と合わせることを。

4 拠出年金の国庫負担率を大幅に引き上げること。

5 給付に要する整理資源及び物価変動に伴う積立金の減価については全額国庫負担を行なうこと。

6 積立金の管理と運用について保険料負担者の意向が直接反映されるようにすること。

7 積立金の還元融資率を大幅に引き上げること。

8 福祉年金の額を大幅に引き上げること。

9 老齢福祉年金の支給開始年齢を引き下げること。

10 老齢福祉年金の夫婦受給制限を撤廃すること。

11 所得制限を大幅に緩和すること。

12 老齢年金の資格期間について軍務従事期間を通算する等通算年金について全般的な検討を行なうこと。

13 事務費について必要額を十分確保すること。

14 附加年金制度の実施についてすみやかに検討を行なうこと。

15 国民年金の改正に伴う既裁定年金の引き上げに準じ他の公的年金給付においてもすみやかに同様の措置を講ずること。なお、これが実施に移されるまでの間は、福祉年金と公的年金との併給限度額の引上げをはかること。

児童扶養手当法の一部を改正する法律案 (内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、児童扶養手当制度の充実をはかるため、手当額の引き上げ、所得による支給制限の緩和等を行なうとするものである。

その要旨は次のとおりである。

1 手当の額を月額二百円引き上げ、児童一人の場合は千四百円(現行千二百円)に、児童二人の場合は二千四百円(現行千九百円)に、児童三人以上の場合には二千四百円(現行千九百円)に三人以上の児童一人につき四百円(現行どおり)を加算した額とすること。

2 受給資格者本人の所得による手当の支給制限の限度額を二十四万円(現行二十二万円)に引き上げること。

3 受給資格者本人と生計を同じくする扶養義務者の所得による手当の支給制限の基準額をその扶養親族数に応じて緩和し、基準額四十九万円(現行四十三万円)、扶養親族五人の場合八十一万七千五百円(現行七十一万六千四百円)に引き上げること。

4 受給資格者の配偶者の所得による手当の支給制限を、受給資格者の扶養義務者の所得による支給制限に吸収すること。

5 手当の支給対象となる障害児の範囲を結核性疾患以外の内部疾患による障害にまで拡大すること。

6 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、支給対象となる障害児の範囲の拡大は昭和四十一年十二月一日から、手当額の引き上げは昭和四十二年一月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

児童扶養手当について、額の引き上げ、所得制限の緩和等の措置を講ずることは、時宜に適合するものと認め、本案は、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙の通り附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

児童扶養手当として、昭和四十一年度一般会計予算(厚生省所管)に三十四億五千九百四十九万四千円が計上されている。

右報告する。

昭和四十一年五月三十日

社会労働委員長 田中 正巳
衆議院議長 山口喜久一郎殿

〔別紙〕

児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、左記事項につき速やかに実現するよう検討、努力すること。

1 児童扶養手当の額を引き上げること。
2 児童手当に関する法律を早急に制定すること。

重度精神薄弱児扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、重度精神薄弱児と同様の状態にある、身体に重度の障害を有する児童の福祉の増進をはかるため、これらの児童についても新たに手当を支給するとともに所得による支給制限の緩和を行なうとするものである。

その要旨は次のとおりである。

1 新たに、身体に重度の障害を有する児童についても手当を支給することに伴い、従来の重度精神薄弱児扶養手当法を特別児童扶養手当法に改めるとともに、手当の名称を特別児童扶養手当に改めること。

2 受給資格者本人の所得による手当の支給制限の限度額を二十四万円(現行二十二万円)に引き上げること。

3 受給資格者本人と生計を同じくする扶養義務者の所得による手当の支給制限の基準額を

昭和四十一年五月三十一日 衆議院會議録第五十七号 議案に関する報告書

その扶養親族数に応じて緩和し、基準額四十九万円(現行四十三万円)、扶養親族五人の場合八十一万七千五百円(現行七十一万六千四百円)に引き上げること。

4 受給資格者の配偶者の所得による手当の支給制限を、受給資格者の扶養義務者の所得による支給制限に吸収すること。

5 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、所得による支給制限の緩和は公布の日から、その他の規定は昭和四十一年八月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

身体に重度の障害を有する児童についても新たに手当を支給するとともに、手当の支給について所得制限の緩和等の措置を講ずることは、時宜に適するものと認めるが、手当額につき修正を加えることを適当と認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。なお別紙の通り附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

重度障害児扶養手当として昭和四十一年度一般会計予算(厚生省所管)に二億五千四百三十九千円が計上されている。

なお、本修正の結果必要とする経費は、昭和四十二年度について、約四千六百四十五万円の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して、鈴木厚生大臣より本修正に対し

「やむをえない。旨の意見が述べられた。右報告する。」

昭和四十一年五月三十日

社会労働委員長 田中 正巳

衆議院議長 山口喜久一郎殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

第五十条中「〇千二百円を千四百円に」と、〇千二百円を千四百円に改める改正規定以外の規定は昭和四十一年八月一日〇から施行する。〇千二百円を千四百円に改める改正規定は昭和四十一年一月一日(特別児童扶養手当の額に関する経過措置)。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律中第七条から第十二条までの改正規定及び次条の規定は公布の日から、〇その他

正規定及び次条の規定は公布の日から、〇その他「千二百円」を「千四百円」に改める改正規定以外の規定は昭和四十一年八月一日〇から施行する。〇千二百円を千四百円に改める改正規定は昭和四十一年一月一日(特別児童扶養手当の額に関する経過措置)。

第二条 この法律による改正後の第五十条の特別児童扶養手当の額に係る規定は、昭和四十一年一月以降の月分の特別児童扶養手当について適用し、昭和四十一年十一月以前の月分の特別児童扶養手当(昭和四十一年八月以前に前月分にあつては、重度精神障害児扶養手当)については、なお従前の例による。

(重度精神障害児扶養手当の支給の制限等に関する経過措置)

第三条 この法律による改正後の第七条、第九条

(第十条の規定を適用する場合及び第十一条第二項第二号において例による場合を含む。)及び第十一条第二項の規定は、昭和四十年以降の年の所得による支給の制限及び重度精神障害児扶養手当(昭和四十一年九月以降の月分にあつては、特別児童扶養手当)に相当する金額の返還

について適用し、昭和三十九年以前の年の所得による支給の制限及び重度精神障害児扶養手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

2 前項の場合において、この法律による改正後の

の第九條第三号ロ(第十条の規定を適用する場合及び第十一条第二項において例による場合を含む。)中「所得税法第七十八條第一項に規定する控除額に相当する額」とあるのは、当該所得が昭和四十年の所得であるときは「五万二千五百円」と、当該所得が昭和四十一年の所得であるときは「五万八千七百五十円」と、それぞれ読み替へるものとする。

(準用規定)

第三条 児童扶養手当法の一部を改正する法律

(昭和四十一年法律第 号) 附則第三条第一項の規定は、特別児童扶養手当(昭和四十一年八月以前の月分にあつては、重度精神障害児扶養手当)の支給の制限及びその額に相当する金額の返還について準用する。この場合において、同項中「第九條」とあるのは「特別児童扶養手当法第七條」と、この法律による改正後の第十二條第二項とあるのは「特別児童扶養手当法第十二條第二項」と、それぞれ読み替へるものとする。

(特別児童扶養手当の支給に関する経過措置)

第四条 昭和四十一年七月三十一日において、現に国民年金法等の一部を改正する法律(昭和四十年法律第九十三号) 附則第十五條第一項の規定の適用を受ける者の昭和四十一年八月一日以降における特別児童扶養手当の支給について

は、同条中「重度精神障害児」とあるのは、「特別児童扶養手当法第三条第一項に規定する児童」とする。

第五条 昭和四十一年七月三十一日において、現に労働者災害補償保険法の一部を改正する法律

(昭和四十年法律第三十号) 附則第三十九條の規定の適用を受ける者の昭和四十一年八月一日以降における特別児童扶養手当の支給については、同条中「当該重度精神障害児」とあるのは、「特別児童扶養手当法第三条第一項に規定する児童」とする。

(地方財政法の一部改正)

第六条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十条の四第七号中「重度精神障害児扶養手当」を「特別児童扶養手当」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第七条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十三條第五号の三中「重度精神障害児扶養手当法」を「特別児童扶養手当法」に改める。

〔別紙〕

重度精神障害児扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、精神障害児など重度障害児に対する特別児童扶養手当の性格を明確にするため、左記の事項につき速やかに実現するよう検討、努力すること。

1 特別児童扶養手当と他の公的年金の併給を行なうこと。

2 特別児童扶養手当の所得制限を大幅に緩和すること。

3 特別児童扶養手当の額を引き上げること。

衆議院会議録第五十六号中正誤

へ 段 行 誤

三五 一二 生産費

三五 二 案案

三六 末 当額

三六 一 末 該当

正

生活費

法案

当該

相当

昭和四十一年五月三十一日 衆議院會議録第五十七号

一三〇

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
(ただし原稿紙は三十円)
(送料共)

発行所
東京都港区赤坂表町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(六代)